

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ワンヘルス推進事業		部 課(室)	保健医療介護部 ワンヘルス総合推進課	事業 開始年度	R2
-----	-----------	--	-----------	-----------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的な取組	7	ワンヘルス実践の基盤整備

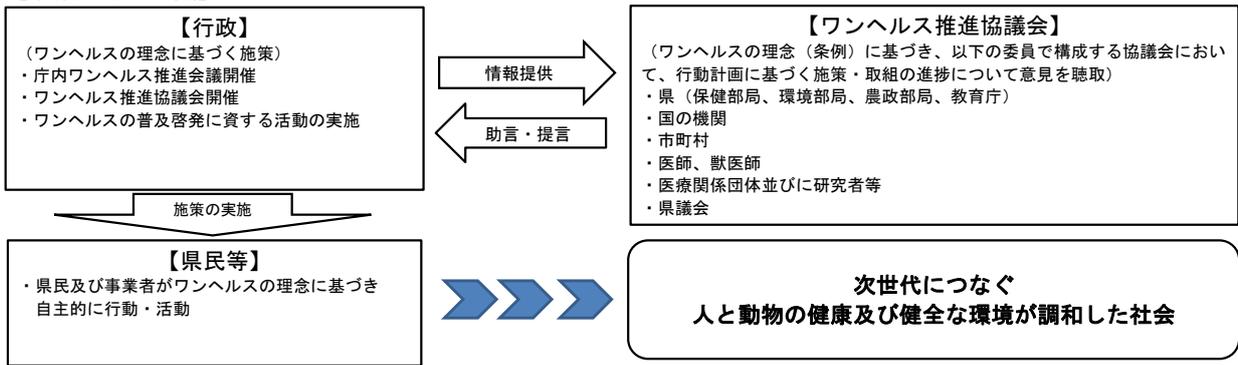
1 事業のねらい・目的

- ・ワンヘルスに関する施策を推進し、福岡県をワンヘルスの世界的な先進地とすることを旨とする。
- ・イベントの開催による県民への普及啓発を行うことでワンヘルスについての理解の促進を図る。

2 事業概要

- (1) 庁内ワンヘルス推進会議の開催
- (2) ワンヘルス推進行動計画の推進
行動計画に基づく施策・取組の進捗管理を行うため、有識者等による「ワンヘルス推進協議会」を開催する。
- (3) 県民参加型啓発イベント（ワンヘルスフェスタ筑後地域）の実施
県民・関係団体を対象とした、県民参加型啓発イベント（展示、ステージ、野外講座等）を開催する
- (4) ワンヘルスの普及啓発に係る助成
人と動物の健康及び健全な環境が調和した社会の実現に向け、県民に対する普及啓発等事業に対し助成する。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
イベント参加者数(人)	目標	400	400	400	400	400	400
	実績	376	450	500	2,500	1,000	1,700

【成果指標の設定根拠】

イベントの開催による県民への普及啓発を行うことでワンヘルスについての理解の促進を図ることを目的としており、イベントの参加者数を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

福岡県ワンヘルス連携シンポジウム R1 年度参加者数を参考に目標を 400 人に設定。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

多くの方に参加いただき、目標値を上回った。

(要因)

SNS、県ポータルサイト、テレビ及びラジオ等の媒体で広報を積極的に行った。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

・委託業者と連携して、ワンヘルスについて県民が楽しみながら、理解を深められるよう、ブースやイベント内容の充実を図った。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	10,864	17,364	21,207	時間	1,119	1,119	1,119
(うち一般財源)	7,016	12,184	15,492	人件費(千円)	4,631	4,782	4,782

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・引き続き、ワンヘルス推進行動計画に基づく施策・取組の進捗管理を行うため、有識者等による「ワンヘルス推進協議会」を開催する必要がある。
- ・ワンヘルスの取組を推進するため、県民参加型啓発イベントを開催する必要がある。

【見直し内容】

- ・ワンヘルス推進ポータルサイトの保守経費について、予算事項整理のため減額 (委託料▲968千円)
- ・ワンヘルス推進行動計画の見直しに伴う会議開催に要する経費の増 (報償費+276千円、旅費+178千円、食糧費+5千円、その他需用費+3千円、使用料及び賃借料+260千円)
- ・次期行動計画冊子・概要版のデザイン・印刷製本に係る経費の増 (委託料+1,972千円)

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	ワンヘルスセンター研究力強化事業		部 課(室)	保健医療介護部 ワンヘルス総合推進課	事業 開始年度	R6
総合 計画	4つ の柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長 し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的 な取組	7	ワンヘルス実践の基盤整備

1 事業のねらい・目的

○保健環境研究所研究力強化事業

博士号取得者を増やすとともに、研究環境を充実させることにより、保健環境研究所を、科研費をはじめとする外部研究費が獲得できる優れた研究職員の集まる、魅力ある研究施設に発展させる。

○ワンヘルスセンター研究力強化事業

保環研の研究環境を充実させることにより、ワンヘルスに関する課題解決に向けた調査・研究に取り組み、世界におけるワンヘルスの推進に貢献する研究施設へと発展させる。これにより、科学的側面から県民の命、健康、生活を守ることを目的とする。

2 事業概要

○保健環境研究所研究力強化事業

(1) 研究職員の博士号取得支援

研究職員の博士号取得に向けた必要経費の一部助成制度を整備する。

(2) 文献検索ライセンス購入費等の確保

文献検索に必要なライセンス購入費及び文献複写費を確保する。

○ワンヘルスセンター研究力強化事業

(1) ワンヘルス研究の推進に向けた基盤整備

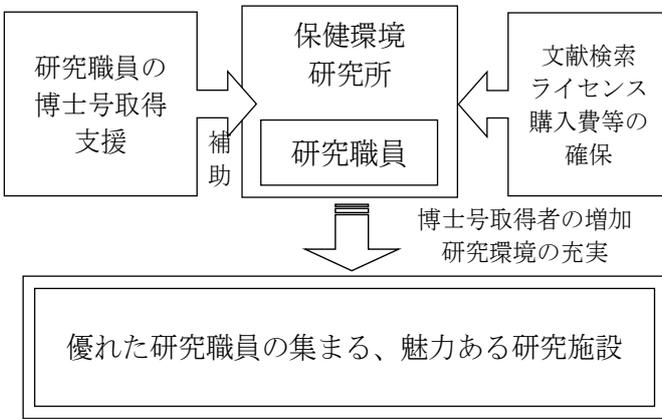
データサイエンス技術を活用したワンヘルス研究を推進するための基盤を整備する。

(2) 研究基盤整備に向けたリスクリングの導入

e-ラーニングや大学・学会派遣によるリスクリングを導入する。

【事業スキーム図】

○保健環境研究所研究力強化事業



○ワンヘルスセンター研究力強化事業



3 成果指標及び進捗状況

○保健環境研究所研究力強化事業

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8	R9
外部研究費への申請件数	目標	-	-	-	-	13	17
	実績	10	-	-	-	-	-
外部研究費採択件数	目標	-	-	-	-	4	5
	実績	4	-	-	-	-	-

○ワンヘルスセンター研究力強化事業

成果指標	R6	R7	R8
リスクリング	1人		
	ベーシックコース	ビジネス活用コース	挑戦コース

【成果指標の設定根拠】

- 保健環境研究所研究力強化事業・博士号を取得するには、3年が必要。
- ・R4年度までの過去5年間の科研費をはじめとする外部研究費の申請件数は平均10.4件、採択件数は平均3.6件である。
- ・本事業により、博士号取得による申請機会の増加だけでなく、若手職員を含む研究所全体の意識向上へ波及効果を及ぼすことができる。
- ・よって、数値目標は、R8年度以降の所全体の科研費等外部研究費への申請件数及び採択件数とする
- ワンヘルスセンター研究力強化事業
- ・1人の研究職員が、ベーシックコース、ビジネス活用コース、挑戦コースと徐々にステップアップしながらスキルを修得し、OJTにより他研究職員の人材育成を目指す。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

- 保健環境研究所研究力強化事業
(評価)
 - ・2名の研究職員に対し博士号取得の助成を行った。
 - ・文献検索システムを導入し、145報を文献複写により取得した。
 (要因)
 - ・授業料を助成することにより、研究職員の博士課程への進学をサポートした。
 - ・これまで、先行研究の文献を複写できなかった研究環境を改善した。
- ワンヘルスセンター研究力強化事業
(評価)
 - ・1人の研究職員がデータサイエンス技術に関するベーシックコースを受講し、他研究職員にOJTを行った。
 - ・7人の研究職員を大学・学会に派遣し、リスキリングを行った。
 (要因)
 - ・OJTを通じて、研究職員全体のデータ解析技術向上を図った。
 - ・研究職員が専門分野を越えたリスキリングを行うことで、分野横断的なワンヘルス研究を推進できる環境を整備している。
 (上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
 無
 (有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ワンヘルスセンター研究力強化事業
 - ・全員が研修を受けるのではなく、一人の研究職員が受講し、その職員が他の研究職員にOJTを行うことでコスト削減を図った。
 - ・大学・学会への派遣に関する承認業務を保健環境研究所に移管することで、事務手続き効率化を図った。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	7,979	7,905	11,452	時間	518	518	7,678
(うち一般財源)	7,979	7,905	11,452	人件費(千円)	2,144	2,214	7,678

5 見直しの内容	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)
----------	---

【上記の理由】

- ・今後、保健環境研究所がワンヘルスに関する分野横断的な課題に取り組んでいくためには、ビッグデータの解析等のデータサイエンススキルを持つ人材育成などの基盤づくりが必要である。
- ・最先端の研究情報の収集や先端的な研究を牽引している研究者とのネットワークの構築、他分野に関するスキルの習得が必要である。

【見直し内容】※単位はいずれも千円

- ・HDD、PCR、乾燥機購入の当然減(その他需用費▲81、備品購入費▲916)
- ・データベース購入費の縮減(備品購入費▲762)
- ・学会参加旅費の増(普通旅費+53)

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	ワンヘルス推進強化事業		部 課(室)	保健医療介護部 ワンヘルス総合推進課	事業 開始年度	R5
-----	-------------	--	-----------	-----------------------	------------	----

総合 計画	4つ の柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的 な取組	7	ワンヘルス実践の基盤整備

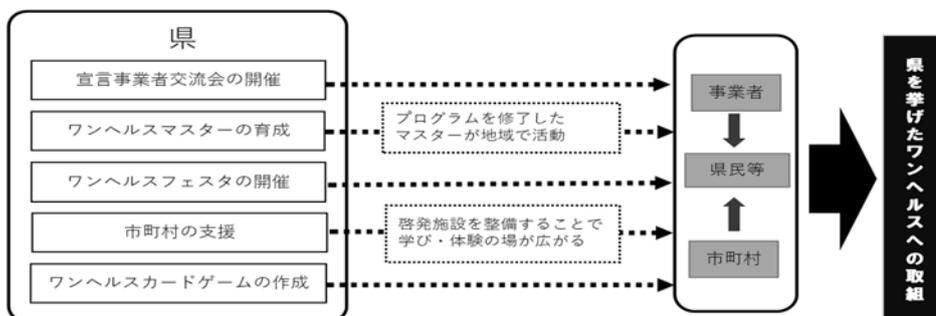
1 事業のねらい・目的

- ・ワンヘルスを県を挙げた取組としていくため、ワンヘルスの理念に則った行動や活動を行う県民・事業者を増やしていく。
- ・より多くの県民が身近にワンヘルスを学び、体験できるよう市町村におけるワンヘルスの取組を広げる。

2 事業概要

- ワンヘルスマスターの育成
ワンヘルス推進行動計画の7つの柱に沿ったプログラムを実施し、当該プログラムを修了した人を「ワンヘルスマスター」として認定する。
- ワンヘルス宣言事業者交流会の開催
ワンヘルス宣言事業者やワンヘルスに関心がある事業者などの情報交換や交流を促進する交流会を開催することで、新たなワンヘルスの取組や参加者同士の連携に繋げ、事業者におけるワンヘルスの取組の輪を拡大させる。
- ワンヘルスフェスタの開催
県民参加型啓発イベント「ワンヘルスフェスタ」を開催する。
- ワンヘルスの実践に取り組む市町村の支援
市町村が行うワンヘルスの森等の啓発施設における設備整備に係る費用の一部を助成する。
- ワンヘルスの啓発のためのカードゲームの作成
自らの行動が与える影響を、直観的、体験的に理解してもらうため、模擬的に現実を再現できる啓発ツールとして、カードゲームを作成、活用する。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
①ワンヘルスの認知率	目標	—	23%	28%	38%	53%	70%
	実績	21.9%	39.1%	50.7%	55.7%	調査中	
②ワンヘルス宣言事業者登録数(総合計画)	目標	—	2,200	4,400	11,000	12,000	13,500
	実績	—	577	9,913	11,720	11,913 (R8.1時点)	

【成果指標の設定根拠】

県民、事業者によるワンヘルスの理念に則った行動及び活動を促進するため、県民のワンヘルスの認知率の向上やワンヘルスの理念に賛同し、ワンヘルスに関する活動に取り組むことを宣言する事業者数の増加を図る必要があるため。

【目標値の設定根拠】

①ワンヘルスの認知率

SDGsの認知率54.2%（※）を上回る認知を目指す。

※2020年に電通グループが実施した、第4回「SDGsに関する生活者調査」におけるSDGsの認知率

②ワンヘルス宣言事業者登録数

※R5年度末時点で当初の目標値（11,000件）の90%程度の登録数を達成したため、目標値の見直しを行った。（ワンヘルスの推進において中心的な役割を持つ医療機関等の登録数について新たに積み上げを行った。）

- ・登録されていない県内の医療機関等 11,689件 × 30% ≒ 3,500件（新たに積み上げる数）
- ・R5年度末時点登録数 9,913件 + 3,500件（新たに積み上げる値） ≒ 13,500件（見直し後の目標値）

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

①ワンヘルスの認知率

目標値には達しているものの、県政に関心が高い県政モニターであっても、認知率は全体の半数にとどまっており、まだワンヘルスの認知が十分に図られているとは言い難い。

②ワンヘルス宣言事業者登録数

各企業に対し、ワンヘルス宣言事業者登録制度の周知に取り組んだ結果、事業者にワンヘルスの取組の重要性やワンヘルスに関する活動の具体例を周知することが出来たため、R6年度末の数値は目標値を上回った。

（要因）

①ワンヘルスの認知率

県の広報誌を活用し、ワンヘルスの理念の周知を図ったほか、福岡地区でのワンヘルスフェスタ開催やワンヘルスをテーマとした特集をテレビで放送するなど、多くの県民の目に触れる啓発活動を実施した。

②ワンヘルス宣言事業者登録数

農林水産部食の安全・地産地消課の事業であるワンヘルス認証制度と連携し、登録を働きかけた。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・筑豊地区で初めてワンヘルスフェスタを開催し、県内で幅広くワンヘルスに関する情報発信を実施した。
- ・ワンヘルス宣言事業者交流会で宣言事業者同士が交流することにより、事業者におけるワンヘルスの取組の輪の拡大につなげた。

4 事業費（千円）	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	26,189	22,215	-	時間	3,873	3,012	-
（うち一般財源）	22,889	22,215	-	人件費（千円）	16,027	12,871	-

5 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）

終了（**完了** 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

事業完了に伴い終了

【見直し内容】

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ワンヘルス国際連携推進事業		部 課(室)	保健医療介護部 ワンヘルス総合推進課	事業 開始年度	R5
-----	---------------	--	-----------	-----------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的な取組	7	ワンヘルス実践の基盤整備

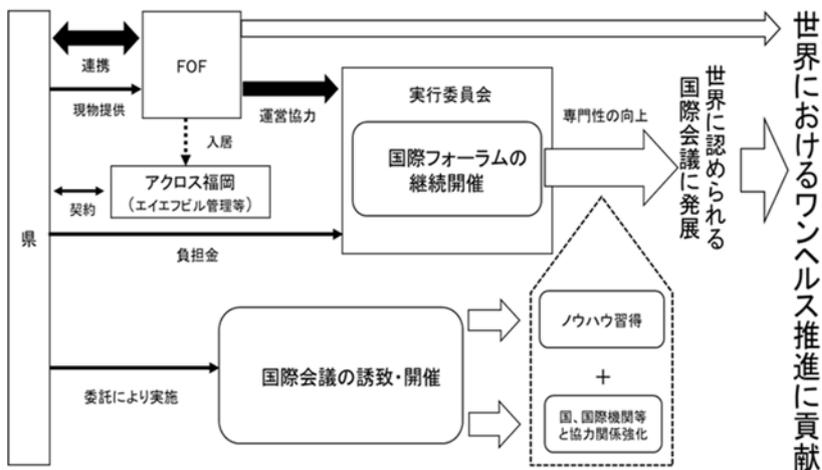
1 事業のねらい・目的

- ・FAVA ワンヘルス福岡オフィス (以下、「F0F」という。)との連携により、アジア及び世界における感染症対策をはじめとするワンヘルスの推進に貢献し、新興感染症等から県民の健康と生活を守る。
- ・国際フォーラムを、世界トップクラスの専門家がワンヘルスの諸課題について議論する、世界からの注目度が高く、発信力のあるダボス会議のような国際会議へと発展させる。
- ・World One Health Congress (以下「WOHC」という。)2028年大会の福岡開催を誘致し、世界のワンヘルスにおける福岡県の地位向上、国や国際機関との協力関係の構築、ノウハウの習得を図る。

2 事業概要

- (1) F0Fのワンヘルス推進活動に対する支援
F0Fの事務所賃借料及び光熱費等の管理費を県が負担
- (2) 専門性を高めた国際フォーラムの開催
実行委員会、専門委員会の開催
ワンヘルスに取り組む専門家及び研究者を対象としたハイレベルなフォーラムを開催
- (3) ワンヘルスに関する国際会議の誘致
F0FやWOAH等の国際機関と連携して、開催地として福岡をアピールするプロモーション、海外キーパーソンの招聘、大会関係者との協議などの一連の誘致活動の実施

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R5	R6	R7
国際フォーラムへの海外からの参加者数 (出演者及び聴講者)	目標	50	100	200
	実績	88	92	

【成果指標の設定根拠】

国際フォーラムについて、世界トップクラスの専門家がワンヘルスの諸課題について議論する、世界からの注目度が高く、発信力のあるダボス会議のような国際会議へと発展させることを目的としていることから、海外研究者からの認知率向上を目指すため、海外からの参加者数(出演者及び聴講者)を成果指標として設定。

【目標値の設定根拠】

海外研究者の本フォーラムに対する認知率向上を目指し、国内で開催された同規模の国際会議(学会)の海外参加者数(平均)を目指す。(日本政府観光局(JNTO)HPに掲載されている2018年開催の医学系国際学会参加者数から算出)

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

・R7年2月に第5回福岡県ワンヘルス国際フォーラムを開催したところ、参加者数は249名、うち海外からの参加者数は8名、オンデマンド配信の再生回数は220回、うち英語版再生回数(聴講者数)は84回であり、海外研究者からの認知率が十分だとは言いがたい。

(要因)

- ・海外のワンヘルス関連学会等へのプロモーションが不足していたため
- ・フォーラム開催日からオンデマンド配信まで時間を要し、プロモーションから視聴まで誘導できなかったため

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・国際フォーラムの専門性を高めるため、ワンヘルス推進に取り組む国際機関や研究機関等の専門家で構成する専門委員会を新たに設置した。
- ・国際フォーラム実行委員会について、これまで以上に国際機関との連絡調整が必要になるとともに、専門的な議題に対応していくなど高度な専門性が求められることから、WOAHやFAO等の国際機関やアジア各国の研究者とのネットワークを有するF0Fへ事務局を移管した。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	72,785	65,907	46,701	時間	2,065	1,721	2,858
(うち一般財源)	67,461	60,530	41,324	人件費(千円)	8,545	7,122	11,827

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ワンヘルスの取組みを推進するため、F0Fへの支援を継続する必要がある。
- ・国際フォーラムが「ワンヘルスに関する国際会議」として世界に認められるよう、取り組むべき課題や発信内容の専門性を段階的に高めながら、引き続き開催していく必要がある。
- ・R5年度に策定した誘致戦略に基づき、ワンヘルスに関する国際会議(WOHC)の誘致活動を展開していく必要がある。

【見直し内容】

- ・F0F支援に係る経費について、実績に基づき縮減(光熱水費▲1,373千円、その他役務費▲470千円)
- ・国際フォーラムにおける花装飾代の当然減(負担金▲490千円)
- ・南アフリカ大会におけるロビー活動に要する経費等の当然減(負担金▲9,535千円)
- ・国際会議でのロビー活動に要する経費の増(負担金4,077千円)
- ・国際会議誘致に係るキーパーソン招聘費の縮減(負担金▲1,434千円)

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称) 誘致推進事業		部 課(室)	保健医療介護部 ワンヘルス総合推進課	事業 開始年度	R6
総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的な取組	7	ワンヘルス実践の基盤整備

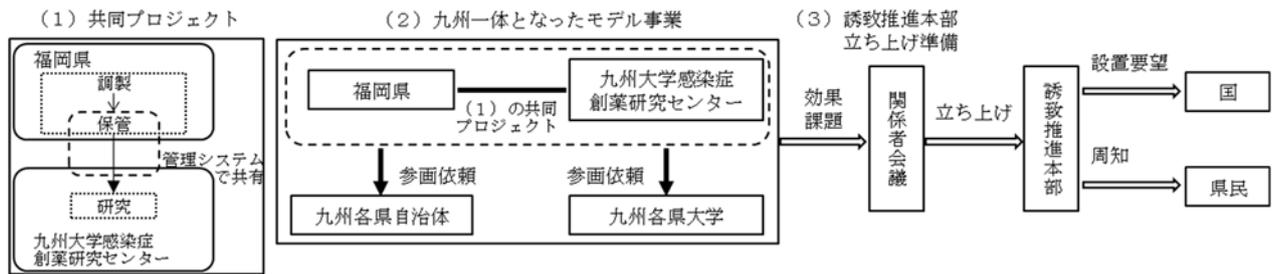
1 事業のねらい・目的

「アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称)」(以下「センター」という。)の本県への早期設置に向け、九州におけるセンターの必要性の機運を高めるため、九州が一体となったモデル事業を実施することを通じて、センター構想の具体化を図った上で、誘致推進本部を立ち上げる。アジアに近く、新興感染症等の流行リスクの高い福岡県へのセンター設置により、新興感染症等から県民の命、健康、生活を守ることを目指す。

2 事業概要

- (1) 九州大学感染症創薬研究センターとの共同プロジェクトの実施
センター構想を具体化するため、まずは、福岡県と九州大学感染症創薬研究センターが連携して実施する人獣共通感染症等に関する共同研究体制を整備する。
- (2) 九州一体となったモデル事業への展開
九州各県及び大学と協議し、(1)の共同プロジェクトへの参画を促し、人獣共通感染症等に関する九州一体となったモデル事業を実施する。
- (3) 誘致推進本部の立ち上げ準備
誘致推進本部設立に向け、関係者会議(自治体、大学、経済団体)を実施するとともに、パンフレットを活用し九州各県、専門家、県民等へ周知する。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R5	R6	R7	R8	R9	R10
誘致推進本部の立ち上げ	目標				○		
	実績						

【成果指標の設定根拠】

本事業は、国の機関として、九州へ「アジア新興・人獣共通感染症センター (仮称)」を早期に設置するために誘致推進本部を立ち上げることが目的である。

【目標値の設定根拠】

本事業は、九州大学との共同プロジェクトを、九州が一体となったモデル事業として展開することを通じて、センター構想の具体化と関係機関の理解促進を図った上で、R8に誘致推進本部を立ち上げることを目指す。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・九州地方知事会議にて、九州への早期設置についての特別決議が改めて採択された。
- ・本県の最重点項目として国に対し提言・要望を行った。
- ・九州大学との包括協定の連携プロジェクトとして、九州大学感染症創薬研究センターとの共同プロジェクトを開始した。
- ・九州各県と会議を開催し、共同プロジェクトを九州各県へと展開したが、地方衛生研究所を設置するすべての県市が参画するには至っていない。(8/13自治体が参加)

(要因)

- ・事前に個別説明及び会議開催により参画を促したが、業務量の増加等の理由により参加を見送った自治体があった。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

なし

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・共同プロジェクトへの参画について、あらゆる機会を通じて、関係機関の長等に対して内容を説明し、意見を聴取するなど効率化を図っている。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	2,885	6,683	6,732	時間	1,205	1,894	1,894
(うち一般財源)	2,885	6,683	6,732	人件費(千円)	4,987	8,094	8,094

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

九州は、アジア諸国由来の人獣共通感染症及び気候変動による蚊やダニ等媒介動物由来の感染症の流行するリスクが高く、アジア諸国で発生している感染症情報を迅速に収集するためのネットワークを構築することが必要である。

【見直し内容】

R7年度以降、アジアにおける感染症発生状況等の情報収集のため、感染症部局訪問等によりネットワークを構築する。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	「2025 大阪・関西万博」における ワンヘルス PR 事業	部 課(室)	保健医療介護部 ワンヘルス総合推進課	事業 開始年度	R6
-----	-----------------------------------	-----------	-----------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	3	ワンヘルスの推進
	小項目	1	ワンヘルスの推進	具体的な取組	7	ワンヘルス実践の基盤整備

1 事業のねらい・目的

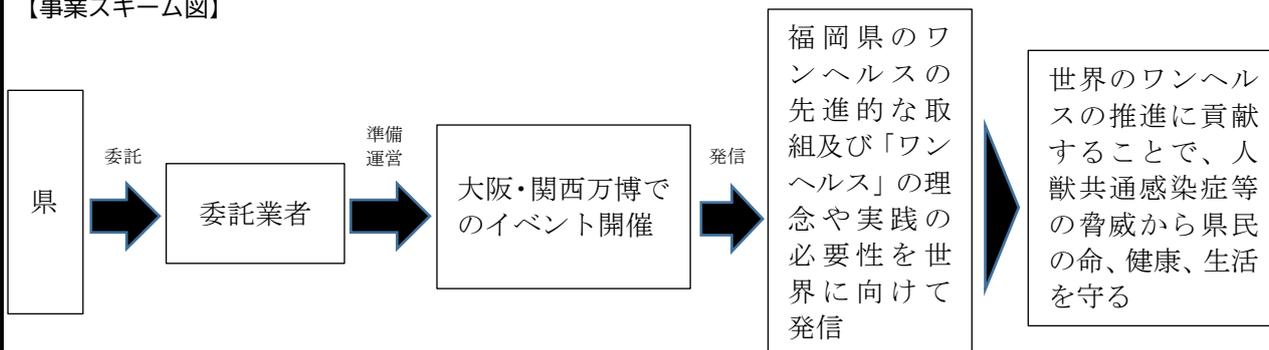
万博という世界中の国々が同じ場所に集う機会を通じて、福岡県のワンヘルスの先進的な取組を発信するとともに「ワンヘルス」の理念や実践の必要性を世界に向けて発信し、世界のワンヘルスの推進に貢献することで、人獣共通感染症等の脅威から県民の命、健康、生活を守ることを目指す。

2 事業概要

大阪・関西万博への出展

大阪・関西万博において、「ワンヘルス」を主題とした著名人によるトークショーやパネルディスカッション等を開催し、福岡県のワンヘルスの取組を国内外に発信する。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R6	R7
イベント参加者数	目標	-	2,000
	実績	-	3,617

【成果指標の設定根拠】

福岡県のワンヘルスの先進的な取組及び「ワンヘルス」の理念や実践の必要性を世界に向けて発信することを目的としているため、イベントの参加者数を成果指標として設定。

【目標値の設定根拠】

イベント会場の EXPO ホールシャインハットの最大収容人数が約 2,000 人であることから目標値を設定。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

R6年度はR7年度のイベント準備のため評価無し。

(要因)

R6年度はR7年度のイベント準備のため評価無し。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

・委託業者や万博協会と連携しながらイベントを実施した。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	2,227	35,477	-	時間	1,205	1,205	-
(うち一般財源)	2,227	35,477	-	人件費(千円)	4,987	5,149	-

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

R7年度にイベントを実施したため。

【見直し内容】

事業名		ふくおか健康づくり県民運動事業		部 課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	R6
総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供	
	小項目	1	健康づくりの推進による健康寿命の 延伸	具体的 な取組	1	健康づくり県民運動の推進	

1 事業のねらい・目的

- ・本県の食塩摂取量は全国平均を上回っているため、食塩の適正摂取の必要性を広く周知し、県民の意識を高める。
- ・健康ポイントアプリや高齢者向けトランポリン運動の普及等を通じた運動習慣の定着等により、県民の健康づくりを促進する。

2 事業概要

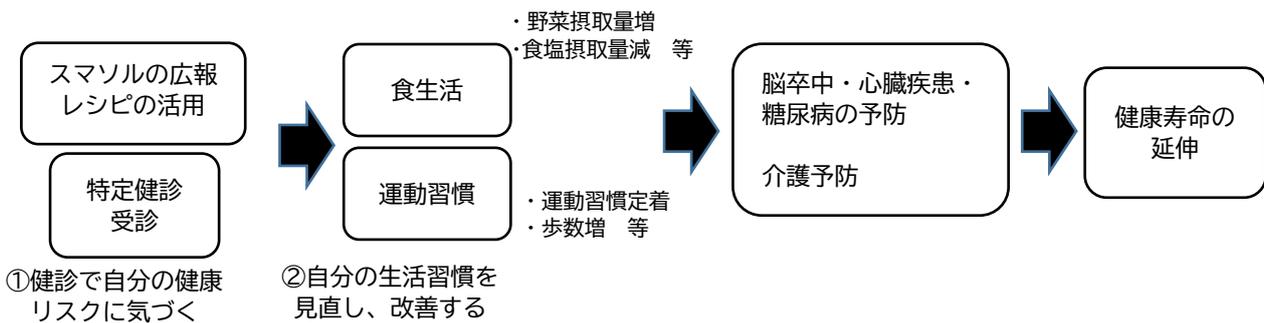
1 食塩の適正な摂取の推進

- ・マスメディアと食品スーパーの売場が連携した広報
- ・スマソルレシピの活用や、スマソル弁当の試作・販売

2 ふくおか健康ポイントアプリを活用した健康づくりの取組の促進

- ・アプリからも閲覧できるおすすめ運動情報発信サイト（ふくおか健康ポイント+）を新たに開設し、運動習慣の定着に向けて情報を発信。
- ①おすすめ運動紹介動画
- ②専門家監修の健康コラム
- ③おすすめトレーニング診断

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		目標	実績
全般	平均寿命	目標	目標:平均寿命を上回る健康寿命の延伸(R16)
	男性	実績	実績(男性):H22年79.36年、R4年80.91年(延び1.55年)
	女性	実績	(女性):H22年86.49年、R4年87.18年(延び0.69年)
	健康寿命	目標	実績(男性):H22年69.67年、R4年72.20年(延び2.53年)
特定健診	特定健診実施率	目標	目標:70%以上(R16) 実績:H22年39.0% → R5年55.1%
	特定保健指導実施率	目標	目標:45%以上(R16) 実績:H22年14.3% → R5年31.0%
食生活	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上がほぼ毎日の者の割合(20歳以上)	目標	目標:80%(R16) 実績:H23年68.6% → R4年71.1%
	食塩摂取量	目標	男性 目標:7g(R16) 実績:H23年10.8g → R4年10.0g
		実績	女性 目標:7g(R16) 実績:H23年8.9g → R4年8.7g
	野菜摂取量(20歳以上)	目標	目標:350g(R16) 実績:H23年259g → R4年253g
運動習慣	運動習慣がある者の割合	目標	20~64歳男性 目標:30%(R16) 実績:H23年30.4% → R4年22.7%
		実績	20~64歳女性 目標:30%(R16) 実績:H23年29.1% → R4年12.7%
	日常生活の歩数	目標	20~64歳男性 目標:8,000歩(R16) 実績:H23年7839歩 → R4年7318歩
	実績	20~64歳女性 目標:8,000歩(R16) 実績:H23年7303歩 → R4年6395歩	

※目標値は、令和5年度に改定した福岡県健康増進計画で設定した値。実績値は改定前の福岡県健康増進計画の期間中の数値推移。

【成果指標の設定根拠】

- ・目標である「平均寿命を上回る健康寿命の増加」を測定するため、「平均寿命」と「健康寿命」を設定。
- ・自分の健康リスクに気づくための特定健診については「特定健診実施率」を設定。さらに、健康リスクがある者に対して実施している「特定保健指導」についても設定。
- ・食生活の改善については、バランスの良い食事の摂取に係る「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上がほぼ毎日の者の割合」「食塩摂取量」「野菜摂取量」を設定。
- ・運動習慣については、「運動習慣がある者の割合」「日常生活の歩数」を設定。

【目標値の設定根拠】

- ・いずれも、福岡県健康増進計画に定める目標を設定

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・食生活の改善は、スマートにソルトを使う減塩プロジェクト「TRY!スマソる?」の実施により、スマソる弁当の食品スーパーでの販売を、メディアを通じて周知を図った。
- ・健康ポイントアプリ等を活用して、誰もが取り組みやすく継続しやすい運動(スロージョギング、ウォーキング、筋トレ、高齢者トランポリン等)を実施してもらえるよう取り組んでいる。
- ・特定健診の受診率は、昨年度より上昇したものの、目標には届かなかった。

(要因)

- ・スマソるや健康ポイントアプリの紹介と併せて、特定健診の受診率向上に向け、保健所等と協力し、市町村への働きかけを強化したため。
- ・スマソるや健康ポイントアプリは、継続的に実施してきたことで企業や市町村の協力を得て、県民に広がってきている。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

- ・無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・食塩の適正摂取についてスマソるレシピを活用した弁当の販売を行い、県民へ直接啓発する機会を増やすことを工夫した。
- ・SNSを活用して、多くの県民に直接広告を届け、健康の大切さを知っていただくよう工夫した。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	121,753	46,018	18,585	時間	7,074	5,148	2,718
(うち一般財源)	69,643	27,977	13,260	人件費(千円)	29,273	21,998	11,615

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

QOLの向上や医療費の適正化につながる「健康寿命」を延伸するためには、取組を継続的に実施する必要があるため。

【見直し内容】

- ・無関心層に対する食塩の適正摂取に関する啓発を行う。
- ・「ふくおか健康ポイントアプリ」の利用者を増加させ、ウォーキング等の運動習慣定着を促すとともに、アプリの情報発信機能により、効果的な運動、健診受診や食生活改善の必要性について、啓発を実施していく。

事業名	循環器病対策事業		部 課(室)	保健医療介護部 健康増進課	事業 開始年度	R5
総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的 な取組	6 7	難病及び小児慢性特定疾病を有する方 の生活の質の維持向上 難病に関する医療提供体制の確保

1 事業のねらい・目的

県内各医療機関における患者支援の底上げを行うことで、県全体の循環器病患者に対する包括的な支援体制を構築し、循環器病の予防及び重症化予防を図る。

2 事業概要

○ 福岡県循環器病総合支援センターの運営
国のモデル事業の実績を踏まえ、引き続き「福岡県循環器病総合支援センター」の運営を九州医療センターに委託し、以下の取組を実施。

<相談支援>

① 循環器病患者・家族の相談支援窓口の設置

- [人員配置] コーディネーター2名を配置 ※医師やソーシャルワーカーなどの専門スタッフと連携
- [支援内容] 医療・福祉・介護サービスの案内、病気・症状・治療方法に関するもの、在宅療養（食生活、服薬等）やリハビリに関するもの等
- [支援方法] 対面、電話、メール、WEB面談

<情報提供・普及啓発>

② 循環器病患者・家族等に対する適切な情報提供の実施

- [手 法] ポスターや動画による周知啓発
- [内 容] 相談支援窓口の周知、循環器病の予兆時点の早期受診や重症化予防などの情報提供

③ 循環器病に関する県民公開講座の開催

- [内 容 等] 循環器病の特徴的な症状や非常時の対処法、生活習慣病との関係性など発症予防や重症化予防に関するもの等（年3回 ※健康づくりイベントなどと組み合わせて実施）

<研修会>

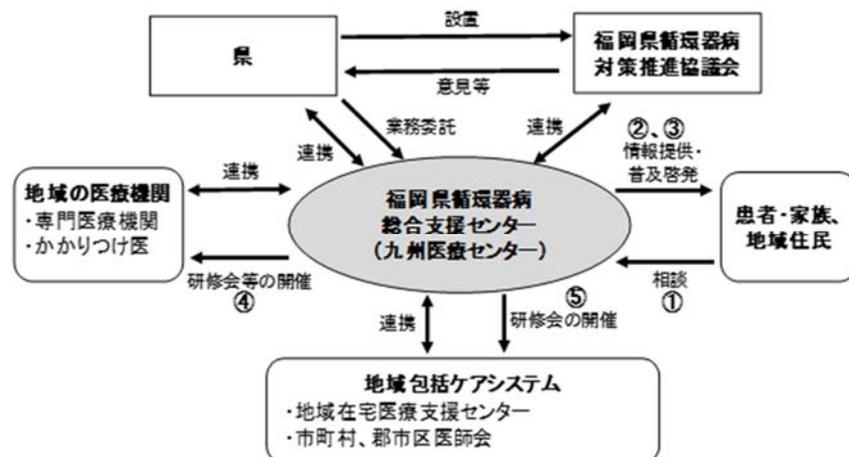
④ 医療従事者等を対象とした研修会の開催

- [対 象] 医師、保健師、薬剤師、救急救命士
- [内 容 等] 循環器病に関する最新情報や地域の専門医療機関との連携の重要性、早期診断、治療法、緩和ケア、重症化予防、救命処置等（年4回 ※対象者別に各1回）

⑤ 地域包括ケアシステムとの協働のための研修会の開催

- [対 象] 地域在宅医療支援センターや市町村及び郡市区医師会の在宅医療・介護連携担当者
- [内 容 等] 在宅循環器病患者の重症化予防に関する事例研究等（年3回）器病患者・家族の相談支援窓口

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		
健康寿命	目標	目標：健康寿命の延伸
男性	実績	実績（男性）：R1年 72.22年、R4年 72.20年（0.02年短縮） （女性）：R1年 75.19年、R4年 75.28年（0.09年延伸）
女性		

注：都道府県の健康寿命は3年に1回、2年前の状況が公表される。

【成果指標の設定根拠】

循環器病患者が日常生活の場で質の高い生活を送ることができるよう「健康寿命」を設定。

【目標値の設定根拠】

国の「循環器病対策推進基本計画」において、R22までに3年以上の健康寿命延伸が目標となっていることから、R1年を基準として、年0.143年の健康寿命延伸を目標としている。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

R1年と比較すると、女性の健康寿命は0.09年延伸したものの、男性の健康寿命は0.02年短縮し目標未達。相談者数が増加するなど、成果も現れている。

（要因）

県もロビー展や広報誌を活用し、環器病の予兆時点の早期受診や重症化予防などの情報提供に注力
但し、すぐには成果が現われるものではないため、継続的な取組が必要

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

見直しはなし。

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・相談支援窓口の周知のため、チラシ（ポスター）を作成の上、ホームページへの掲載、関係機関への配布、循環器病に係る啓発イベントでの配布・掲示等を行い、多くの県民に情報が届くよう工夫した。また、相談支援窓口においては、患者の状況等に応じた適切な対応につながるよう、トリアージナースを配置し、相談内容ごとに専門スタッフに振り分けの上対応した。
- ・脳卒中の予防や重症化予防のための情報提供及び地域医療のコミュニケーションツールとして活用してもらうため、「脳卒中あんしん連携ノート」を作成し、医療機関や循環器病患者・家族、関係機関等に配布した。また、電子ブック版のURLとQRコードをホームページに掲載し、スマートフォンにも対応できるように工夫した。

4 事業費（千円）	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	15,113	16,588	15,713	時間	900	900	900
（うち一般財源）	7,557	8,294	7,857	人件費（千円）	3,725	3,846	3,846

5 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

県全体の循環器病患者に対する包括的な支援体制を構築し、循環器病の予防及び重症化予防を図ることを目的に、継続的に実施する必要があるため。

【見直し内容】

相談支援窓口における院外からの相談が少ない状況であることから、市町村広報誌への掲載等相談支援窓口の周知の拡大を図っていく。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	メタバースを活用した若者の孤独・孤立解消推進事業	部 課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	R5
-----	--------------------------	-----------	------------------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	2	こころの健康づくりの推進	具体的な取組	2	自殺対策の推進

1 事業のねらい・目的

孤独・孤立の気持ちを抱える若年層が他者と関わり交流することで、居場所や人とのつながりを獲得し、孤独感が緩和され生きる意欲が促進されることにより、精神的安定・自殺リスクの低下につなげる。

2 事業概要

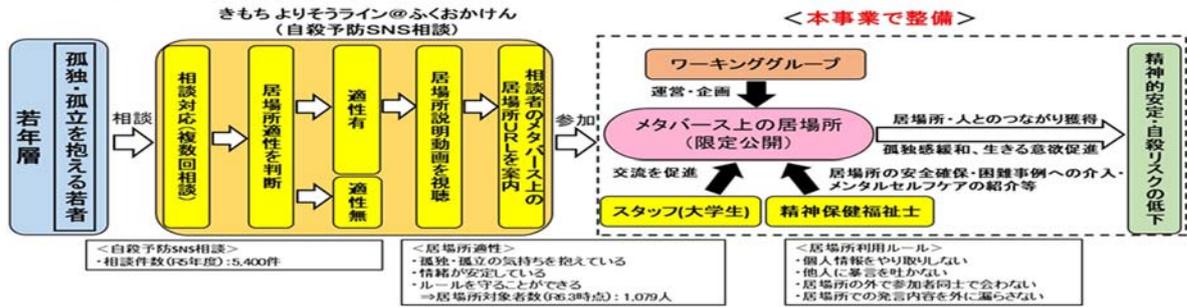
メタバース(多人数が参加可能で自由に行動できるインターネット上に構築される仮想の三次元空間)を活用した若年層の孤独・孤立解消のための居場所づくり

①インターネット上にメタバースを活用した居場所「おいでよ きもちかたりあう広場」の空間を制作

②居場所の運営及び交流会の開催

- ・対象者：自殺予防 SNS の相談者のうち 30 代以下の相談者(1 回以上相談)
- ・開催時間：月 3 回 偶数月・火曜日、奇数月・金曜日 19 時～21 時の 2 時間
- ・開催概要：レクリエーション(クイズ大会等)及びトークセッション(テキストでの会話)の他、季節などに応じたイベントを開催。
- ・体制：スタッフ(心理学専攻の大学生)2 名～4 名、精神保健福祉士 1 名を配置

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
自殺死亡率(総合計画) ～人口10万人当たりの自殺者数～	目標	15.4	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0
	実績	16.3	16.8	17.4	18.3	16.3	(調査中)

【成果指標の設定根拠】

国は「自殺総合対策大綱」において、「自殺死亡率」を成果指標として設定しているため、本県においても成果指標(総合計画)として設定する。

【目標値の設定根拠】

国は「自殺総合対策大綱」において、R8 までに自殺死亡率を H27 と比べて 30%以上減少させることとしているため、本県においても H27 の自殺死亡率 17.8 と比べて 30%以上低い 12.5 を R8 の目標値(総合計画)として設定する。

【R6 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

R6 年度は交流会 45 回開催で 137 名参加(平均 3 名)であり、前年度に引き続き参加者は低調に推移した。

一方、参加者した者からは「孤独な気持ちが和らいだ」等肯定的な感想が多く、孤独感の緩和等により、自殺リスクの低下につながったものと評価できる。

(要因)

新型コロナウイルスの感染が拡大した R2 以降、自殺死亡率は上昇したが、R6 は低下した。
その要因として、新型コロナウイルスが収束し、人との関わり合いが増え、雇用形態の改善が進み、自殺の要因となり得る健康状態の悪化や経済的困窮といった問題を抱える人が減少したことが考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

R6 年度は、参加条件の緩和 (SNS 相談回数を 2 回→1 回) や、アプリのインストールが不要なブラウザ上での実施に変更するなどの工夫を行ったが、参加者数の増加は見られなかった。

R7 年度からは、ユーザ登録が不要となる「LINE ミニアプリ化」を開始した。

また、季節に応じたイベントやトークセッションの時間を長くするなど、交流会内容の工夫を行った結果、交流会 30 回開催、369 名参加、平均参加者数は 12.3 名と前年度比 3 倍に増加した。(ただし、滞在時間が極めて短い者も含む。令和 8 年 1 月末時点)

4 事業費 (千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	20,697	13,723	—	時間	486	486	—
(うち一般財源)	6,900	4,575	—	人件費 (千円)	2,012	2,077	—

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

R7 年度は、参加延べ人数は増えたが、滞在時間が短い者が多く、約 8 割が 1~2 回のみ参加となっており、居場所としての役割を果たしていない。

参加者のアンケートでは、概ね肯定的な意見が多く、新たな自殺対策の取組として一定の有効性があることを確認できたが、居場所として継続して参加する者が少なく、生きづらさを抱える若者にとっては、当事業のニーズが低いことが示された。

一方、自殺予防 SNS 相談は R7 年度 (R8.1 月末時点) 相談日 85 回、相談 4,281 件であり、相談者の約 8 割が複数回相談者 (R6 年度実績) であることから、相談者の居場所のような役割を果たしているものと考えられる。

そのため、継続してメタバースに参加した者に対しては、自殺予防 SNS 相談でフォローしていくこととし、当事業は R7 年度末で終了する方針とした。

【見直し内容】

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名		依存症対策推進事業 (ギャンブル等依存症対策事業)	部 課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	R2
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子供を安心して産み育 てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	2	こころの健康づくりの推進	具体的 な取組	3	依存症対策の推進

1 事業のねらい・目的

- 「依存症専門医療機関」の選定要件(※)となる国の「医療研修」を県内でも実施することにより、医療従事者の研修受講機会を増やし、身近な地域で受診することができる依存症専門医療機関の更なる確保に取り組む。
- 関係機関が連携した取り組みを推進するとともに、県民や患者、その家族に対し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を行い、早期発見・早期治療につなげる。
※依存症の専門性を有した医師が担当する専門プログラムの外来治療を行っていること。医療研修を修了した医師が1名以上配置され、同じく研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師等のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。民間団体(自助グループ含む)との連携。依存症の診療実績があり、県に報告できる体制を有していること等。

2 事業概要

(1) 依存症専門医療機関の整備

○ 医療研修の実施

専門医療機関を含めたすべての精神科を標榜する医療機関の医療従事者を対象に、依存症に起因する精神症状の対応等に関する研修を行う。また、内容に全国拠点会議での最新治療情報の伝達や県内の専門医療機関での治療状況の共有及び困難事例の検証等を盛り込む。

(2) ギャンブル等依存症対策事業

○ ギャンブル等依存症対策連携会議

県医師会、県精神科病院協会、県精神神経科診療所協会、治療拠点機関、県弁護士会、県司法書士会、県遊技業協同組合、患者家族会、回復施設、政令市等を構成員とし、県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく各種施策の進捗管理、地域における課題の協議、情報の共有を行い、連携支援体制の構築を図る。

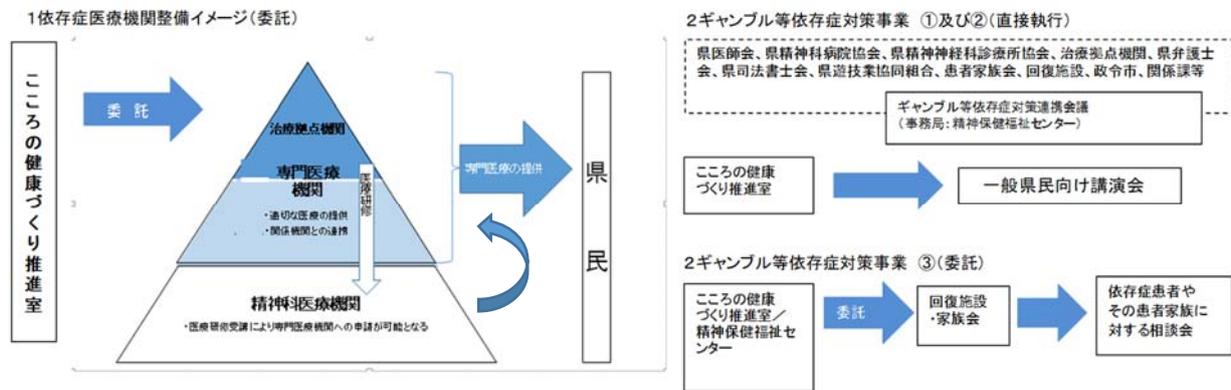
○ 一般県民向け講演会

一般県民を対象に、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及、依存症の実態及び対処方法に係る講演等を実施する。

○ 依存症患者やその患者家族に対する相談会

依存症患者への対処方法、認知行動療法を用いた心理教育プログラムの体験等を実施する。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8
専門医療機関がある保健医療圏域 (アルコール)	目標	－	10	11	12	13
	実績	9	9	9	10	
専門医療機関がある保健医療圏域 (薬物)	目標	－	8	9	11	13
	実績	7	7	6	7	
専門医療機関がある保健医療圏域 (ギャンブル等)	目標	－	9	11	13	13
	実績	8	8	7	8	

【成果指標の設定根拠】

- 依存症に対応することができる医療機関の確保を図るとともに、関係機関間の連携を強化し、患者・家族への相談支援等の体制の充実を図るため、専門医療機関がある保健医療圏域数を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

- 住民にとってより身近な地域での受診ができるよう、アルコール、薬物、ギャンブル等の各依存症別に、13保健医療圏域に1か所以上の整備を目標とする。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・薬物及びギャンブル等依存症専門医療機関がある保健医療圏域は1圏域減少し、目標未達成

(要因)

- ・医師の退職や働き方改革による人員不足を理由に1医療機関が辞退したため、専門医療機関がある保健医療圏域が減少したもの。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

- ・見直しなし

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・拠点医療機関と協議しながら、質の高い医療研修を実施し、受講した医療機関に対して、専門医療機関の申請手続きについて丁寧に説明を行った。
- ・医師会精神保健福祉委員会において、県におけるギャンブル等依存症対策や専門医療機関等について説明を行い、一般医療機関と専門医療機関の治療連携の構築を図った。
- ・ギャンブル等依存症対策連携会議の実施により、関係機関の連携が強化され、依存症患者やその家族に対する包括的な支援を推進した。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	2,963	4,244	5,576	時間	1,841	1,841	1,841
(うち一般財源)	1,187	2,124	2,789	人件費(千円)	7,619	7,867	7,867

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・引き続き、県において質の高い医療研修を実施し、依存症に対応可能な医療機関の確保及びその質の向上に努めるとともに、関係機関の連携を強化し、患者・家族への相談支援体制の充実を図る必要がある。また、依存症患者やその家族に対する相談支援体制の充実を図る必要がある。
- ・ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及・啓発のため、一般県民向けの講演会を実施する等、普及啓発活動を実施する。

【見直し内容】

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	精神障がい者社会復帰促進事業 (精神障がい者地域生活支援事業)	部 課(室)	保健医療介護部 健康増進課こころの健 康づくり推進室	事業 開始年度	H23
-----	------------------------------------	-----------	----------------------------------	------------	-----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的 な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

「夜間・休日における相談窓口」を設置し、精神障がいのある方の夜間・休日における不安感の増大等に対処することで、症状の悪化を未然に防止し、精神障がいのある方の地域での生活継続に寄与する。

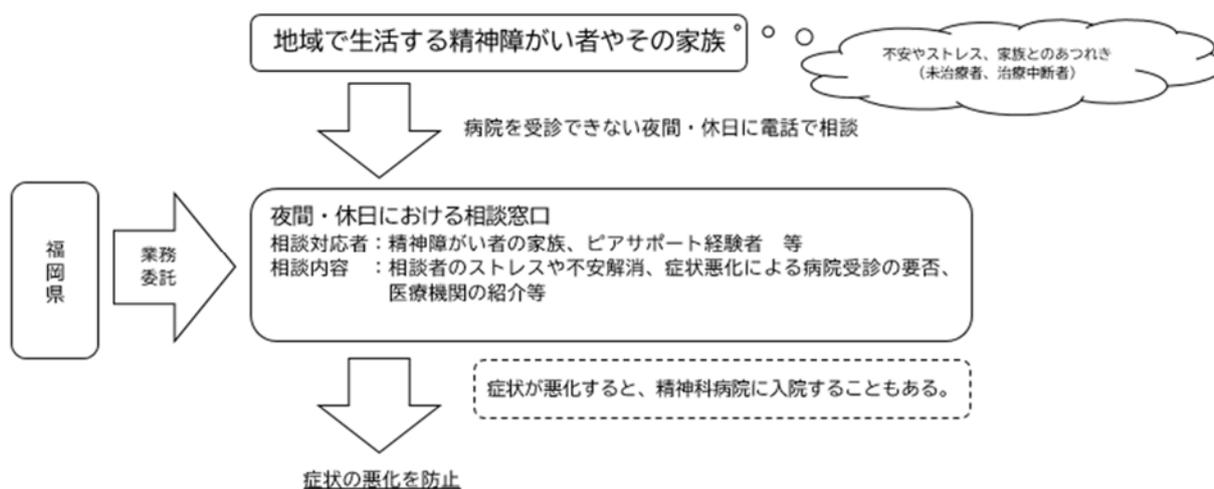
2 事業概要

「夜間・休日における相談窓口」

精神障がいのある方の夜間・休日における不安の軽減を図るために電話相談窓口を設置・運営する。

- ・ 対象者 日常生活においてストレスや不安等を解消できずに悩みを抱えている精神障がいのある方及びその家族
- ・ 窓口時間 夜間 17時～翌日 8時
休日 8時～ 17時
- ・ 主な相談内容 相談者のストレスや不安解消、症状の悪化による病院受診の要否、医療機関の紹介等

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
夜間等相談件数	目標	15,100	15,100	15,100	14,200	14,200	9,650
	実績	14,104	10,405	9,351	9,198	9,240	調査中

【成果指標の設定根拠】

精神障がい者等に向けた相談事業であるため、夜間・休日における電話相談件数を成果指標としている。

【目標値の設定根拠】

休日・夜間における相談件数を設定する。
R5年度以降の目標値は、H30～R3実績の平均である14,200件としている。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

前年度並みに相談件数推移し、目標未達。

(要因)

より多くの方の相談に対応するため、相談は1人2回/日までというルールをR2年度に設けたことと、R3年度に相談解決案件が増えたことでリピーターが減ったことにより延べ件数が減少したものの。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

有

(有の場合、その内容)

R4年度以降は9,000件台の前半で推移。R4~R6年度の平均値9,263件に1日1件程度の件数増加を目指し、目標値を9,650件とする。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・精神障がい者家族会に委託することにより相談対応経験者が多く、幅広い相談に効率的に対応できている。
- ・相談件数を増加させるため、県公式 SNS による発信や市町村の窓口にも事業案内のチラシを配布することにより、事業周知を行っている。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	12,260	12,311	12,311	時間	576	576	576
(うち一般財源)	6,130	6,156	6,156	人件費(千円)	2,384	2,462	2,462

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) ~~一部改善~~ 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

夜間休日も繋がる相談電話窓口として年間10,000件近くの相談が寄せられており、相談者の不安解消等に寄与していると考えられるため、引き続き事業を実施する。

【見直し内容】

親身な対応を維持しつつ、より多くの相談を受けるために、相談対応時間に目安を設けるなどの見直しを図る。

事業名	がん患者就労相談支援事業	部 課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H29
-----	--------------	-----------	-----------------------	------------	-----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的 な取組	4	働く世代のがん患者支援の充実

1 事業のねらい・目的

就労に関する相談支援体制の充実により、がん患者が治療をしながら働き続けることができる。また、がん患者が治療をしながら働き続けられる環境を整備することで、事業所も知識や経験を有する人材を失うことなく活用することができる。

2 事業概要

(1) がん患者就労相談支援事業

がん相談支援センターに、社労士を「就労支援アドバイザー」として派遣し、就労継続に関する相談・支援を強化する。

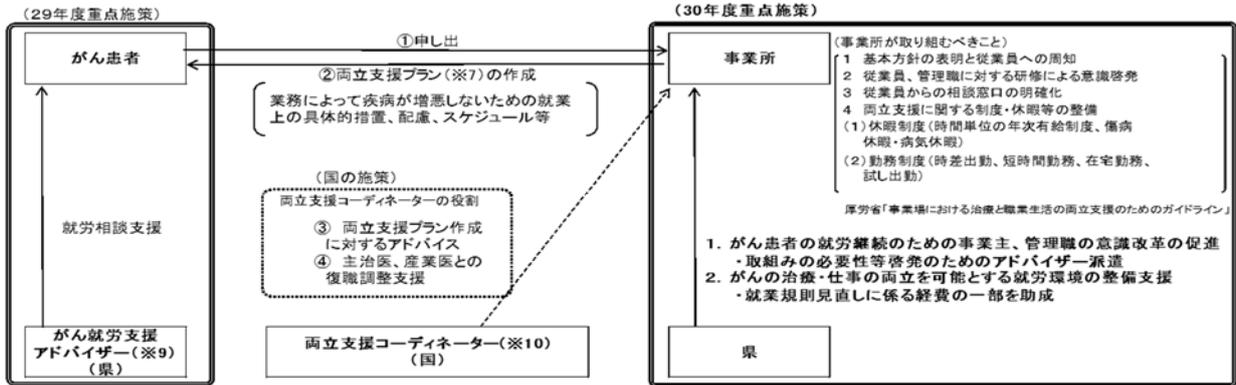
- ① 就労支援アドバイザーは、県内のがん相談支援センターを出張し、就労相談に対応。勤務先事務所へ働きかけが必要な場合は、関係機関へ紹介する。
- ② 事業所を対象に、仕事と治療の両立のための出前講座を実施。
- ③ 就労相談の際に社労士に円滑につなげるための「就労相談マニュアル」を作成し、がん相談支援センターの相談員が活用。
- ④ 医療機関やがん患者に対し、がん治療と仕事の両立に関する情報提供や相談窓口を周知。(ポスター、ちらし作成・配布)

(2) がんの治療と仕事の両立支援事業

治療と仕事の両立支援員(社労士等)による、事業主や人事労務担当管理職に対する意識改革を行い、事業所の就業規則見直しにかかる支援を行う。

- ① 支援員を地域単位の集まりの場に派遣し、事業主や人事労務担当管理職に対し、「両立支援」を説明する。説明後に、個別アドバイスが必要か否かを把握。
- ② がんの治療や介護と仕事の両立を支援するため、短時間勤務制度や時間単位の休暇制度等を導入する事業所に対し、就業規則の見直し等に係る経費を助成。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
がん患者就労相談支援事業での相談件数(R6~) 拠点病院での仕事・就労に関する相談件数(~R5)	目標	750	750	750	165	165	165
	実績	1,113	1,103	1,132	174	176 (R7.11 時点)	
がん患者が治療と仕事を両立しやすい職場環境 について配慮している事業所数	目標	100	100	50	50	50	50
	実績	64	56	29	35	(調査 中)	

【成果指標の設定根拠】

本事業は、がん患者の就労相談体制の構築及び事業所の環境整備を行い、がん患者が継続して仕事ができることを

目的としていることから、就労に関する相談件数及び職場環境を整備している事業所数を成果指標として設定する。

【目標値の設定根拠】

(1) がん患者就労相談支援事業

R5 年度までは、がんの拠点病院における「仕事・就労に関する相談件数」について、H30 年度実績値 (750 件) を維持することを目標とする。

R6 年度以降は、本事業の相談件数について、R4 年度実績値 (165 件) を維持することを目標とする。

(2) がんの治療と仕事の両立支援事業

R4 年度までは、両立支援アドバイザーを派遣した事業所(各年度 200 社)において、がん患者が治療と仕事を両立しやすい職場環境について配慮している事業所が 50%以上(100 社)となることを目標とする。

R5 年度以降はアドバイザーを派遣した事業所を 100 社に変更したことから、事業所数を 50 社とする。

【R6 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

がん患者就労相談支援事業は目標である相談件数を達成することができた。

がんの治療と仕事の両立支援事業は目標を達成することができなかったが、アドバイザーのアドバイスにより、両立支援や就業規則の改定等に対する理解が深まったと回答した事業所は約 8 割あることから評価できる。

(要因)

アドバイス前に「従業員のがんの治療と仕事の両立支援に興味がある」と回答した事業所は 5 割以下であったが、アドバイスの効果で両立支援の理解は深まっている。事業所には職場環境の配慮(整備)について、継続して働きかけていく。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

本県が実施している短時間勤務制度や休暇制度等を導入する事業所に対し、就業規則の見直し等に係る経費の助成制度を関連団体等(JC 福岡、福岡県労働基準協会連合会等)と連携し、周知することで事業効果の持続を図っている。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	7,377	10,157	8,276	時間	488.5	488.5	488.5
(うち一般財源)	3,688	6,254	4,914	人件費(千円)	2,022	2,088	2,088

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

第 4 期福岡県がん対策推進計画において、「働きながらかん治療を受けられる環境の整備」を全体目標の 1 つの柱として位置付けている。県民ががんになっても自分らしく生き活きと働くことができる社会を実現するため、本事業は継続して実施する必要がある。

【見直し内容】

がん患者が治療と仕事を両立しやすい職場環境について、配慮していない事業所へ就業規則の見直し等に係る経費の助成制度を利用してもらうよう、新たな関係団体等との連携(イベント等での周知)を図りながら、整備に向けた働きかけを行う。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	アレルギー疾患対策推進事業		部 課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R2
総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	12	健康づくり、安心で質の高い医療の提供
	小項目	3	がん、難病対策の推進	具体的 な取組	6 7	難病及び小児慢性特定疾病を有する者 の生活の質の維持向上 難病に関する医療提供体制の確保

1 事業のねらい・目的

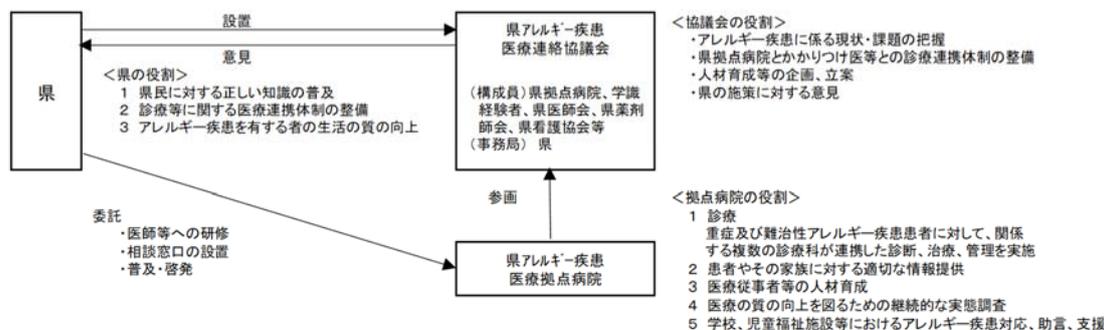
県民がアレルギー疾患に関し、適切な情報を入手することができるとともに、アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく専門性の高い治療やケアを受けられることを目的とする。

2 事業概要

- 1 福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催
 - ・アレルギー疾患にかかる現状・課題の把握
 - ・拠点病院とかかりつけ医の診療連携体制の整備
 - ・人材育成等の企画、立案
 - ・県の施策に対する意見
- 2 相談支援体制の整備
 - ・拠点病院における専門相談窓口の整備
 - ・市町村保健指導者用のマニュアルの作成
 - ・医療従事者、保健指導従事者、学校、保育所職員等への研修
- 3 県民に対する正しい知識の普及啓発
 - ・拠点病院ホームページにアレルギー疾患に特化したホームページを新設
 - ・ソーシャルメディアを活用した情報発信
 - ・チラシ、リーフレット等を作成し、医療機関、学校等に配布

【事業スキーム図】

アレルギー疾患対策実施スキーム



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R5	R6	R7	R8
最新の知見に基づく正しい知識の普及啓発のための研修の受講者数	目標	450	450	450	450
	実績	474	440	調査中	

【成果指標の設定根拠】

・福岡県アレルギー疾患対策推進計画の医療提供体制確保やアレルギー疾患を有する者を支援する人材の育成に係る指標。人材育成を実施した対象者の実数である。

【目標値の設定根拠】

・アレルギー疾患医療に従事する医師、看護師等 900 人について、2 年間で 1 回、最新の知見に基づく正しい知識の普及啓発のための研修の受講を目指す。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】
 (評価)
 ・R5年度までは目標の450人に達しているが、R6年度は下回っている。
 ・正しい知識の普及啓発を幅広く行うため、研修内容について再検討が必要。

(要因)
 以前の研修会と同様の内容とテーマで研修会を実施したため。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
 無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
 拠点病院と協議しながら、引き続き、日本医師会生涯教育制度の単位取得への対応、オンライン配信や対面開催の組み合わせ、実技講習の導入、医師会や看護協会等を通じた研修会の周知等により研修内容の充実や受講者数の増加を図る。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	7,784	8,393	8,505	時間	704	704	704
(うち一般財源)	4,314	4,697	4,753	人件費(千円)	2,913	2,913	2,913

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】
 国は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的として、アレルギー疾患対策基本法第11条第1項の規定に基づき、R4年3月14日付「改正アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」を発出している。この指針において、アレルギー疾患に関する啓発、人材育成など地方公共団体が取り組むべき方向性が示されており、本県においてアレルギー疾患を有する者が安心して生活できる社会の構築を図るため、今後も引き続き本事業を継続する必要がある。

【見直し内容】
 ・医師会や看護協会に加え、庁内他課等を通じて研修会の周知を行う。
 ・国は、アレルギー疾患等を専門領域としない医療者にも医療情報を届ける体制の整備を今後進める方針としており、当県でも国の動向や拠点病院との協議、協議会での意見を踏まえ、今後の研修内容について検討する。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	感染症予防事業 (感染症指定医療機関の機能充実)	部 課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H23
-----	-----------------------------	-----------	-----------------------	------------	-----

総合 計画	4つ の柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会 をつくる	中項目	27	感染症対策の推進
	小項目	1	感染症対策の推進	具体的 な取組	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充 実

1 事業のねらい・目的

感染症指定医療機関の確保充実を図ることにより、入院勧告の対象となる感染症の発生に備える。

2 事業概要

- (1) 感染症指定医療機関施設・設備整備費補助金
第一種・第二種感染症指定医療機関の施設・設備整備に対する助成
- (2) 感染症指定医療機関運営費補助金
第一種・第二種感染症指定医療機関の運営費に対する助成

※ 感染症指定医療機関

- ・ 感染症法で定められた特定の感染症に罹患した患者の入院を担当する医療機関
- ・ 国の定める基準（施設等）に適合する医療機関を都道府県知事が指定

○感染症指定医療機関の指定状況

R7年4月1日

種別	ブロック	基準病床	医療機関名	指定病床数
第一種	県全体	2	福岡東医療センター	2
	小計	2		2
第二種	北九州	16	北九州市立医療センター	16
			福岡東医療センター	10
	福岡	22	九州医療センター	2
			福岡赤十字病院	2
			福岡市民病院	4
			福岡大学筑紫病院	2
			福岡徳洲会病院	2
	筑豊	8	田川市立病院	8
	筑後	18	聖マリア病院	6
			新古賀病院	8
筑後市立病院			2	
大牟田病院			2	
小計	64			64
合計		66		66

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
感染症指定医療機関指定病床数	目標	66	66	66	66	66	66
	実績	66	66	66	66	66	66
感染症指定医療機関陰圧病床数	目標	66	66	66	66	66	66
	実績	66	66	66	66	66	66

【成果指標の設定根拠】

- ・感染症指定医療機関の機能充実を示す指標として、指定病床数及び陰圧病床数を設定する。
- ・H26年以降、福岡県保健医療計画に定める基準病床数である66床を目標に設定している。
- ・R8年度も引き続き、66床を感染症病床数の目標とする。

【目標値の設定根拠】

- ・H27年12月に感染症指定医療機関病床数及び陰圧病床数については目標を達成。
- ・今後も病床数を維持していく。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

感染症患者を受け入れるため、感染症病床（施設整備、陰圧装置等）を整備した。

（感染症病床 福岡ブロック 24床、北九州ブロック 16床、筑豊ブロック 8床、筑後ブロック 18床）

(要因)

感染症対策事業の運用が適切に実施された結果と認識。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

当該事業は、感染症法に基づき厚生労働大臣の定める基準に適合する医療機関について、その開設者の同意を得たうえで知事が指定するものである。必要な施設・設備については、当該基準に基づき整備するものであり、整備等に当たっては、適正な価格であることを確認している。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	65,512	86,006	85,963	時間	2,000	2,000	2,000
(うち一般財源)	32,756	43,003	42,982	人件費(千円)	8,276	8,546	8,546

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・感染症法及び福岡県保健医療計画で規定される感染症病床数の整備は完了した。
- ・感染症病床の維持管理を行う必要がある。

【見直し内容】

当該病床の安全性等を維持するために必要な施設・設備等の改修等整備を行っていく。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	風しん抗体検査助成事業	部 課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	H26
-----	-------------	-----------	-----------------------	------------	-----

総合 計画	4つ の柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会 をつくる	中項目	27	感染症対策の推進
	小項目	1	感染症対策の推進	具体的 な取組	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充 実

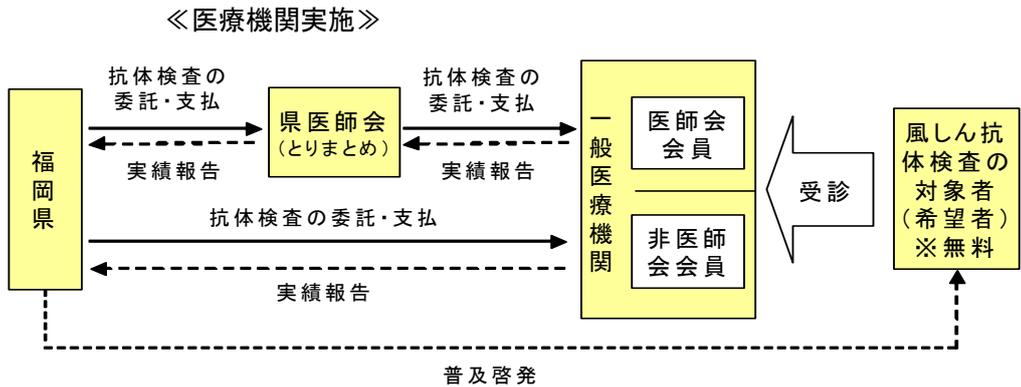
1 事業のねらい・目的

風しんの抗体を十分に保有していない人に対して風しんの予防接種の促進を図ることで、先天性風しん症候群の発生を防ぎ、妊娠希望者等が将来、安心して子どもを産み育てやすい環境を整備する。

2 事業概要

- 県内（保健所を設置する市を除く。）に在住する以下の者に対し、風しん抗体検査費用を助成する。
 - ①妊娠希望者 ②妊娠希望者及び妊婦のパートナー・同居者
- 風しんの抗体検査は、医療機関（委託契約を締結）で実施する。
- 県民の風しん予防に対する関心と理解を深めるため、風しんの発生状況や予防接種の必要性について、県のホームページ等を通じ県民に対し情報提供を行うとともに、医療機関、公共施設等へのポスター掲示を実施し、風しんの予防について周知を図る。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
先天性風しん症候群の発生数	目標	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0 (見込)	

【成果指標の設定根拠】

風しんの抗体を十分に保有していない方に風しんの予防接種を促し、県内における先天性風しん症候群発生を予防する。

【目標値の設定根拠】

妊娠希望者等を抗体検査の対象としていることから、先天性風しん症候群の発生数は0件とする。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

風しんの抗体検査を実施し、抗体を十分に保有していない場合は風しんの予防接種の実施を促すとともに、風しんについて県民に周知を図ることにより、県内における先天性風しん症候群の発生を防ぐことができた。

(要因)

風しん抗体検査助成事業の運用が適切に実施された結果と認識。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

医療機関に委託契約し、風しん抗体検査機関を整備することで、より多くの対象者が抗体検査を受けることが可能とした。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	10,126	6,156	6,152	時間	1,744	1,744	1,744
(うち一般財源)	4,015	3,197	3,193	人件費(千円)	7,217	7,453	7,453

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

県内(政令市及び中核市を含む。)の多くの医療機関で抗体検査を受けられるよう整備を行い、先天性風しん症候群の発生を防ぐため。

【見直し内容】

風しんの抗体検査を受けられる医療機関数を、現行の約1,500か所を維持できるよう、医療機関と調整を行っていく。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	予防接種事業 (造血幹細胞移植後の任意予防接種補助事業)	部 課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R2
-----	---------------------------------	-----------	-----------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	27	感染症対策の推進
	小項目	1	感染症対策の推進	具体的な取組	1	感染症の発生防止・まん延防止対策の充実

1 事業のねらい・目的

造血幹細胞移植により定期的予防接種で得た免疫が低下又は消失した方に対し、再接種の費用を助成することにより、感染症の発生を予防するとともに患者の症状軽減を図る。

2 事業概要

造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用補助事業の創設

○ 補助対象者

- ① 造血幹細胞移植により、移植前に接種した A 類疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下若しくは消失したため、再接種が必要と医師が認める者(※1)
- ② 予防接種を受ける日において本県内に住所を有している 20 歳未満の者(※2)
- ③ 事業開始以降の再接種であること。

○ 補助対象経費

補助対象者が接種した再接種費用 (母子手帳等により移植前の接種履歴が確認できるもの。)

○ 補助率

市町村が上記経費に対し、助成を行った場合、市町村に対しその 2 分の 1 を助成。

※1 造血幹細胞移植のみ(化学療法等を含まない)を対象とした理由:

造血幹細胞移植については、日本造血細胞移植学会によるガイドラインで、得られた免疫能は経年的に低下若しくは消失すると示されている。一方で、化学療法や放射線療法については、免疫の消失等がその治療の影響によるものかの確認が難しく、また同様のガイドラインもないため。

※2 20 歳未満とした理由

主に集団予防を目的とし、罹患しやすい年齢までに免疫を獲得する必要がある A 類疾病は、20 歳までに終了することとなっているため。

【事業スキーム図】

○償還払い



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
制度導入市町村数	目標	6	17	28	39	50	60	60
	実績	6	12	26	37	48	55	57

【成果指標の設定根拠】

予防接種の実施主体は市町村のため、制度を導入する市町村の数を成果指標として設定する。

【目標値の設定根拠】

本事業は R2 年度から実施しており、全市町村の制度導入を目標としている。

【R6 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

目標である全市町村(60)の導入は達成できなかったが、導入市町村は着実に増加している。

(要因)

未導入の市町村へのヒアリングで、「人手が足りない」、「対象者がいない」といった意見が出ている。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

引き続き、未導入市町村に事業の必要性を周知し、県内全市町村での実施を目指す。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	641	7,098	7,004	時間	434	434	434
(うち一般財源)	641	7,098	7,004	人件費(千円)	1,796	1,855	1,855

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

対象者が県内全域で等しく必要な支援を受けることができる環境整備のため、本事業は継続して実施する必要がある。

【見直し内容】

制度を導入していない市町村に対し、本事業や県内市町村の導入状況などを説明するとともに、制度導入を強く働きかける。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	結核・感染症発生動向調査事業 (感染症サーベイランス強化事業)	部 課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R2
-----	------------------------------------	-----------	-----------------------	------------	----

総合 計画	4つ の柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会 をつくる	中項目	27	感染症対策の推進
	小項目	1	感染症対策の推進	具体的 な取組	1	感染症の発生予防・まん延防止対策の充 実

1 事業のねらい・目的

疑似症の届出が保健所に提出された際の診療・検査体制を整備し、国内に常在しない感染症の感染拡大を防止する。

2 事業概要

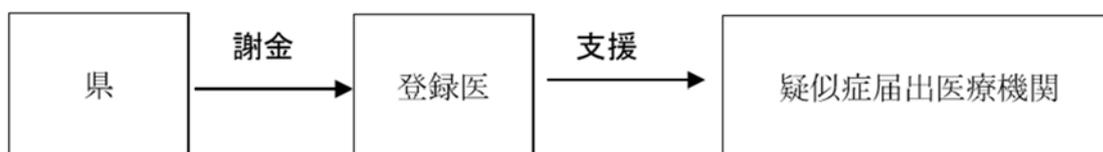
1 疑似症サーベイランス体制の整備

- 次世代シーケンサー1台を県保健環境研究所に整備
 - ・疑似症(特定の感染症と診断できない症例)の病原体を特定する検査を実施。
 - ・疑似症の他、集団食中毒の原因解析や薬剤耐性菌の解析に使用できる。
- 病原体の解析・分析技術の取得と検査マニュアルの整備
 - ・病原体を特定するために国立感染症研究所のデータベースを使用するため、国立感染症研究所における技術研修を受講する。
 - ・受講者以外の者も病原体の特定ができるように検査マニュアルを整備する。

2 感染症専門医による相談体制の整備

- 感染症専門医のうち、専門的助言を行う医師をリストアップし登録(以下「登録医」という)。
- 感染症専門医がいない疑似症届出医療機関から、専門的助言の要請があった場合に、登録医が電話や電子メール若しくは現地に赴き支援。
- 疑似症の診断は迅速な対応が必要であり、県内4大学を含む広域的な支援体制が必要であることから、保健所設置市が管轄する疑似症届出医療機関を含め、県医師会に登録医のリストアップを依頼し、謝金の支払いは県が行う。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
疑似症定点医療機関数	目標	51	51	51	51	51	51
	実績	51	51	49	49	49	49

【成果指標の設定根拠】

県全体の疑似症の発生状況を把握できるようにするため、疑似症定点医療機関数を指標とする。

【目標値の設定根拠】

国が定める「感染症発生動向調査事業実施要綱」に基づき、人口及び医療機関の分布等を勘案し、51機関を目標値とする。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・疑似症サーベイランス検査を実施することで、疑似症について原因を特定し、まん延防止等の対策ができた。
- ・感染症専門医が疑似症届出医療機関を支援することで、疑似症発生時に医療機関が適切な対応を取ることができた。

(要因)

感染症サーベイランス強化事業の運用が適切に実施された結果と認識。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・県が疑似症サーベイランス検査を実施することで、疑似症について早期に原因を特定することができた。
- ・県が感染症専門医を選定、派遣することで、感染症専門医がいない医療機関に対して効率的な支援ができた。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	5,150	4,333	4,269	時間	801	801	801
(うち一般財源)	2,575	2,167	2,135	人件費(千円)	3,315	3,423	3,423

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・引き続き、国内に常在しない感染症が海外から持ち込まれる危険性は高いと想定されるものの、R2年度以降、次世代シーケンサーは新型コロナウイルスのゲノム解析対応に専ら使用されており、その他の業務に次世代シーケンサーを活用しづらいといった状況がある。
- ・感染症専門医のいない疑似症届出医療機関も多いため、感染症専門医の派遣についても継続する必要がある。

【見直し内容】

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえつつ、疑似症として捉えられる可能性がある原因病原体の同定が困難な症例におけるゲノム解析による探索手法及びEMボックスなど新たな流行がみられるウイルスの遺伝子学的解析方法の確立や薬剤耐性菌の伝達性プラスミドの解析などに応用できるよう、計画的に技術習得やマニュアルの整備を図る。

事業名	新興感染症の発生に備えた保健環境研究所等の検査体制整備事業		部 課(室)	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	事業 開始年度	R6
-----	-------------------------------	--	-----------	-----------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	27	感染症対策の推進
	小項目	1	感染症対策の推進	具体的な取組	2	新型コロナウイルス感染症への取組

1 事業のねらい・目的

新興感染症発生時に、速やかに検査体制及び医療提供体制を立ち上げるため、平時から検査機器の整備や、医療機関に対する施設・設備整備の支援等を行う。

2 事業概要

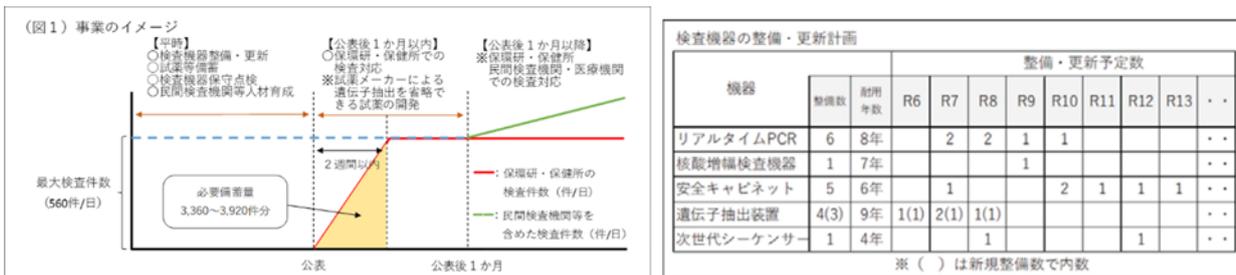
(1) 新型コロナ対応で確保した最大検査体制(560件/日)を速やかに立ち上げるため、検査機器や検査試薬等を整備する。

- ① 遺伝子抽出装置の整備
- ② PCR 検査試薬等の備蓄
- ③ 検査機器の保守点検及び計画的更新

(2) 医療機関等の検査要員に対する人材育成

医療機関等による精度の高い検査が実施可能となるよう、平時から保健環境研究所が医療機関等の検査要員に対し、病原体検査の技術研修、検査技術に関する相談対応を実施する。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R6	R7	R8
検査試薬備蓄数	目標	1,120	2,240	3,360
	実績	1,120	1,120(見込み)	
医療機関など人材育成数	目標	10	10	10
	実績	10	10(見込み)	

【成果指標の設定根拠】

- ・(1)については、新興感染症発生時に、速やかに必要な検査に対応できるようにするためには、検査試薬等の確保が必須であるため、「検査試薬等備蓄数」を設定
- ・(2)については、検査ニーズが増加する公表後1か月以降には、医療機関等においても検査に対応していく。そのためには検査要員の資質の維持・向上が重要である。よって「医療機関など人材育成数」を設定

【目標値の設定根拠】

- ・(1)については、公表後約2週間で必要と考えられる検査が約3,400件であることから、3年間で段階的に備蓄していくことを目標とする。
- ・(2)については、遺伝子検査を実施している医療機関等で、平時の検査頻度が少ないと考えられるものが約30あるため、それらの医療機関等を対象に3年かけて技術研修等を実施することを目標とする。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・(1)については、保健環境研究所において、目標としていた検査試薬1,120件の備蓄を確保した。
また、保健所に遺伝子抽出装置(1台)を新規整備したほか、保健環境研究所及び3保健所の検査機器に年間保守点検を行った。
- ・(2)については、保健環境研究所において、年2回(計10人)に対し、病原体検査の技術研修を行った。

(要因)

新興感染症の発生に備えた保健環境研究所の検査体制整備事業の運用が適切に実施された結果と認識。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

研修の実施にあたっては、県内の医療機関及び検査機関に広く周知し、参加者を募った。また、研修においては、講義だけでなく、実際に試薬を用いてRNAの抽出から、PCR反応液の調整、リアルタイムPCRの実施、結果の判定まで行うなど実践的な実習となるよう工夫した。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	28,021	50,774	55,271	時間	192	192	192
(うち一般財源)	13,476	29,973	41,364	人件費(千円)	795	821	821

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

新興感染症発生時に、速やかに精度の高い検査体制を提供できるよう、今後も計画的な検査機器の更新、点検等が必要となる。

【見直し内容】

新興感染症発生時に速やかに精度の高い検査体制を提供できるよう、今後も計画的な検査機器の更新、点検等を図る。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	食品の安全・安心確保対策推進事業		部 課(室)	保健医療介護部 生活衛生課	事業 開始年度	H29
総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	3	暮らし・食品の安全の推進	具体的 な取組	4	生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

1 事業のねらい・目的

食品の輸出促進を見据え、食品衛生管理の国際標準となっている HACCP※による衛生管理で製造・調理された県産食品の提供をPRし、県産加工食品の購入・消費拡大に繋げていく。

法改正に伴い新たに規定された食品衛生責任者実務講習会を整備し、HACCPによる衛生管理の実効性を図るための人材育成を図る。

※ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)とは、原料受入から最終製品までの工程ごとに、微生物の汚染などの危害を予測したうえで、危害防止につながる特に重要な工程(加熱、殺菌)などを継続的に監視・記録する衛生管理の手法。

2 事業概要

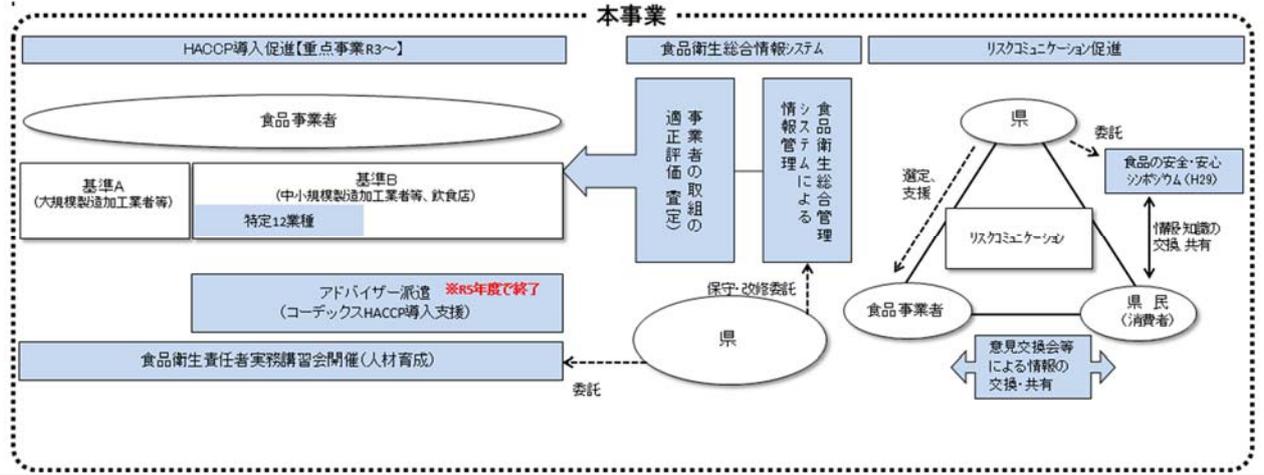
(1) 食品関連事業者による自主的な安全・安心確保対策の推進

- ・食品衛生責任者実務講習会の実施
内容：HACCP運用のフォローアップ講習会
回数：地域開催 9保健所×4回/年
県庁開催 1回/年
- ・食品衛生総合管理システムの運用・保守

(2) 食品の安全・安心に対するリスクコミュニケーション※の促進

- ・官民協働による食品安全・安心情報の発信及び事業所見学・意見交換会等の実施
※ リスクコミュニケーションとは、消費者、事業者、行政担当者などの関係者の中で情報や意見をお互いに交換するもの。関係者が会場に集まって行う意見交換会や新たな規制の設定などの際に行うパブリックコメントの他、ホームページを通じた情報発信なども含まれる。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
①リスクコミュニケーション参加者数	目標	4,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	実績	0	0	290	519	4,972	調査中
②食品衛生責任者講習会受講事業者数	目標	-	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	実績	-	439	1098	858	750	調査中

【成果指標の設定根拠】

- ①消費者と事業者の相互理解の向上が目標であることから、リスクコミュニケーション参加者数とする。
- ②食品衛生責任者の人材育成を目的としていることから、受講事業者数を指標とする。

【目標値の設定根拠】

- ①新型コロナウイルス感染症の流行により事業所見学の受け入れを休止した事業者が多く、R2～R5のリスクコミュニケーション参加者数が激減した。そのため、H29～R1及びR6のリスクコミュニケーション参加者数から目標値を設定した。
- ②対象事業者4,200事業者/年の7割を設定した。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ①R6年度からリスクコミュニケーション参加者数の大部分を占める事業所見学の受け入れが再開したことから、前年度から実績が大きく増加したが、再開初年度ということもあり、新型コロナウイルス感染症流行以前の水準には戻っていない。
- ②R6年度は講習会を午前午後の2回開催に変更して受講者数の増加を図ったが、受講者数の増加には繋がっていない。

(要因)

- ①新型コロナウイルス感染症の流行により休止していた工場見学の受け入れがR6年度より再開されたことが挙げられる。
- ②日程を午前午後に分けても受講者数の改善に繋がらなかったことから、食品関係事業者にとって対面形式の講習会への参加が難しいことが考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ①県が食品の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを積極的に進める事業者を選定し、消費者への情報発信や事業所見学における意見交換を実施することにより、広範囲かつ多種多様なコミュニケーションの機会の提供につなげる。
- ②R7年度より講習会のオンライン開催を検討しており、多忙な食品関係事業者が柔軟に受講できる環境を作り、受講者数の増加につなげる。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	12,470	13,172	19,740	時間	1,475	1,503	2,014
(うち一般財源)	10,175	10,809	17,377	人件費(千円)	6,104	6,423	8,606

5 見直しの内容

継続
 拡充
 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの)
 一部改善
 縮小
)

 終了
 (
 完了
 再構築 (他の事業に組み替え)
 廃止
)

【上記の理由】

食品衛生総合管理システムで使用しているサーバがR8年度にサポート終了となるため、サーバ更新を実施するため。

【見直し内容】

食品衛生総合管理システムサーバ更新の実施 (+8,036千円)

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	地域猫活動支援事業	部 課(室)	保健医療介護部 生活衛生課	事業 開始年度	R6
-----	-----------	-----------	------------------	------------	----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	23	快適な環境の維持、保全
	小項目	2	自然との共生と快適な生活環境の形成	具体的な 取組	4	動物愛護の推進

1 事業のねらい・目的

地域猫活動を導入していない市町村(以下、「未導入市町村」という。)に対する支援を行うことにより、地域猫活動実施市町村を増やし、致死処分数の更なる減少を目指す。

2 事業概要

(1) 未導入市町村に対する導入の支援
未導入市町村における自主的な地域猫活動の実施を支援するため、動物愛護団体を活用した、活動の担い手育成等を実施する。

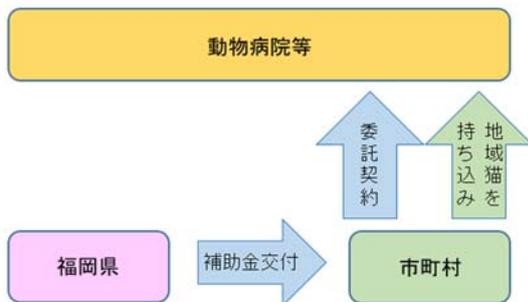
- [委託先] 地域猫活動を新たに実施する県内市町村で活動する動物愛護団体
年間11市町村にて実施(未導入市町村(32市町村)を3年間で実施(11市町村/年))
- [委託内容] ・餌やりやトイレの適正管理の協働を通じた担い手育成
・地域住民の地域猫活動への理解促進(市町村と連携して実施)

(2) 不妊去勢手術費用の助成(H26年度から)

- 地域猫活動における不妊去勢手術への助成を実施する。
- [補助対象者] 地域猫活動を実施する県内市町村(保健所設置市除く)
- [補助率] 1/2
- [対象経費] 地域猫の不妊去勢手術費用
- [補助上限額] メス 13,000円
オス 8,000円
- [補助件数] 1675頭/年

(3) 地域猫活動に対する動物愛護センターにおける不妊去勢手術室の新設
地域猫活動により持ち込まれる猫の不妊去勢のための手術室を整備する。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R5	R6	R7	R8
地域猫活動導入済の市町村数	目標	25	36	47	57
	実績	21	23	24 (R7.12時点見込)	
猫の致死処分数	目標	437	394	355	320
	実績	193	142	80 (R7.12時点見込)	

【成果指標の設定根拠】

- ・未導入市町村における自主的な地域猫活動の実施を支援することにより、県内すべての市町村での地域猫活動導入を目指す。
- ・上記の取組により、致死処分数の更なる減少を図る

【目標値の設定根拠】

- ・県内すべての市町村での地域猫活動の導入を目指す。(年間11市町村ずつの増加を目指す)
- ・上記の取組により、猫の致死処分数について年間10%ずつ減少させる。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・R6年度から地域猫活動を新規に導入した市町村は2市に留まり、目標値を達成できなかった。
- ・猫の致死処分数については、R5年度から51頭減となり、目標値を達成した。

(要因)

- ・R6年度に全ての未導入市町村に対し導入支援事業の案内を行ったが、地域猫活動に関する市町村の予算がつかず、継続的な活動に支障が生じることに加え、地域猫活動に対する地域住民の協力が得られず、地域猫活動の導入を見送る市町村が多かった。
- ・一方で、県の助成を利用して不妊去勢手術を行っている頭数は下記のとおり増加している。手術頭数の増加の要因として導入済市町村の中で新たに地域猫活動を始める地域もあり、地域猫活動を実施する地域が増加していることが挙げられる。地域猫活動を実施する地域が増加することで、飼い主のいない猫の増加が抑制され、致死処分数の減少に繋がっていると考えられる。

「不妊去勢手術費用の助成 利用市町村数及び手術頭数」

年度	R4	R5	R6
利用市町村数	11	16	16
手術頭数	331	556	894

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・各市町村に補助金交付申請の案内を行う際、事業実施の際は動物愛護センターで不妊去勢手術を実施するよう働きかけを行っている。
- ・未導入市町村に対し、生活衛生課職員が説明に赴き、実施の有効性を説明している。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	9,581	8,657	8,054	時間	354	354	354
(うち一般財源)	9,581	8,657	8,054	人件費(千円)	1,465	1,513	1,513

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

○継続の理由

- ・知事が議会答弁において、犬猫の致死処分数ゼロを目指すと言っている。本県ではR5年度に譲渡可能な犬猫の致死処分数ゼロを達成しているが、譲渡不可と判断された犬猫の致死処分数は依然として発生している。本事業の実施により飼い主のいない猫の増加を抑制することは、譲渡が難しい幼猫の引取数減少に繋がるため、全ての犬猫の致死処分数ゼロを達成するためには本事業の継続は不可欠である。

- ・事業主体である市町村(保健所設置市を除く)には動物に関する専門職員が配置されておらず、地域に対して活動の導入を円滑に行うには、地域猫活動サポーターのような活動に対する十分な知識等を有する者による支援が必要である。

○縮小の理由

- ・未導入市町村を対象とした導入支援業務委託事業について、市町村からの利用希望が想定より少なかったため。

【見直し内容】

導入支援業務委託事業実施市町村の減 (3市町村→1市町村)

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	多頭飼育問題対策事業	部 課(室)	保健医療介護部 生活衛生課	事業 開始年度	R6
-----	------------	-----------	------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	23	快適な環境の維持、保全
	小項目	2	自然との共生と快適な生活環境の形成	具体的な取組	4	動物愛護の推進

1 事業のねらい・目的

- ・飼育アドバイザーの派遣により、多頭飼育問題の未然防止を図るとともに、動物愛護団体の協力を得て多頭飼育問題の解決を目指す。
- ・上記取組の結果、周辺環境の悪化を防ぐとともに動物の引取を抑制し、保健所の苦情対応業務の削減にも寄与する。

2 事業概要

(1) 多頭飼育問題対策事業

地域住民や介護関係者等からの相談を保健所が受け、多頭飼育の疑い等がある飼い主に対して、飼育アドバイザーを派遣。派遣事例のうち、深刻化した事例については、多頭飼育問題に関する関係者会議(以下「関係者会議」という。)で不妊去勢手術や譲渡等の支援が必要かを協議し決定した上で、不妊去勢手術や譲渡等を動物愛護団体が実施することにより多頭飼育問題の解決を図る取組を進める。

①飼育アドバイザーの派遣(R2年度から)

[実施内容] 多頭飼育の疑い等がある飼い主に対して、飼育アドバイザーを派遣

②関係者会議の開催

[実施内容] 深刻化した事例について、生活衛生課、保健所、飼育アドバイザー、市町村、動物愛護団体等の関係者により、不妊去勢手術や譲渡等の支援が必要かを協議する会議を開催(1事例2回×5計10回開催)

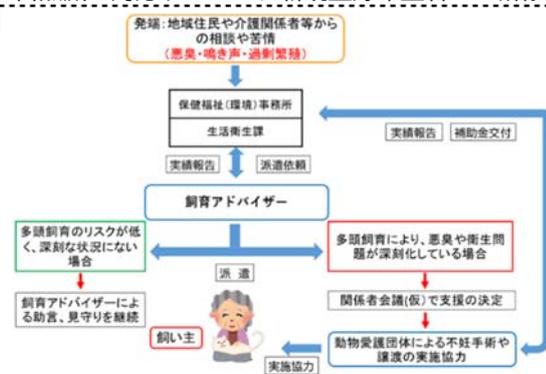
③動物愛護団体の実施する不妊去勢手術や譲渡に係る費用の助成

[実施内容] 飼育アドバイザーの対応した事例のうち、深刻化した多頭飼育事例について、動物愛護団体が協力して実施する不妊去勢手術や譲渡に係る費用を助成

(2) 飼育アドバイザーのスキルアップ研修事業

[実施内容] 現在登録している飼育アドバイザー(現85名)の、実践的な対応力の向上を図るための研修の実施。登録者の辞退による自然減に対応するため、新規登録希望者への研修は必要に応じて同時に実施。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R5	R6	R7	R8	R9	R10
動物愛護団体の協力による多頭飼育問題の解決件数	目標	-	5件	5件	5件	-	-
	実績	0件	6件	5件 (R7.12時点見込)			
多頭飼育に係る年間苦情件数	目標	-	32件	27件	22件	-	-
	実績	37件	65件	24件 (R7.9月末時点見込)			

【成果指標の設定根拠】

- ・アドバイザーの派遣や、動物愛護団体への助成により、行政的視点とは異なる柔軟な対応を行ってもらい、保健所のみでは解決できない多頭飼育事例の解決を目指す。
- ・上記の取組により、多頭飼育に係る年間苦情件数の減少を図る。

【目標値の設定根拠】

- ・R4年度に保健所で解決できなかった多頭飼育相談事例は9件。生活困窮以外の問題もあり、全てを手術や譲渡の支援で解決するのは難しいため、半数程度(5件)の解決を目指す。
- ・上記の取組により、多頭飼育に係る年間苦情件数を5件ずつ減少させる。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・動物愛護団体の協力による多頭飼育問題の解決件数は6件となり、目標値に比べ1件多かった。
- ・多頭飼育に係る年間苦情件数はR5年度に比べ28件増加し、目標値を達成できなかった。

(要因)

- ・不妊去勢手術や飼養管理費の助成について、動物愛護団体が費用の節減に努めた結果、R6年度については当初想定に比べ1件あたりの助成件数が低廉となり、予算策定時の想定に比べ1件多く動物愛護団体に助成を行い、解決することができた。
- ・個人が抱える経済的困窮、地域社会からの孤立等の要因により、多頭飼育事例が増加し、年間苦情件数も増加した。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

- ・無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

動物愛護団体に対する不妊去勢手術や譲渡に係る費用の助成については、関係者会議前に飼い主や家族の状況を確認し、生活困窮により自費で不妊去勢手術費用を出せない、飼い主の健康状態等の理由により適正飼養が困難といった、保健所による対応やアドバイザーの派遣では解決が困難な事案に限定して行い、アドバイザー派遣により可能な限り飼い主の努力で解決することで、予算の有効活用及び動物愛護団体の負担軽減に努めた。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	2,404	3,296	3,085	時間	376	376	376
(うち一般財源)	2,404	3,296	3,085	人件費(千円)	1,556	1,607	1,607

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・多頭飼育に係る年間苦情件数は増加しており、依然として多頭飼育問題が数多く発生している現状がある。
- ・一方で、本事業によりアドバイザー派遣を活用した事案については、不適切な飼養の解消につなげることができており、多頭飼育問題の解決には本事業の継続は不可欠である。
- ・多頭飼育問題の解決を困難にしている要因として、①飼い主の生活困窮により引取り、手術費用が支払えない、②飼い主がペットの所有権を手放さない、③飼い主とコミュニケーションができない、の3点が挙げられる。以上3点のうち、②及び③については飼育アドバイザーの派遣で解消を目指し、①については動物愛護団体がボランティアとして介入している。動物愛護団体の負担軽減のため、助成を継続する。

【見直し内容】

(公財)福岡県動物愛護センターに実施を委託している飼育アドバイザー専門研修について、オンライン開催が可能となったため、委託料のうち資料代、会場借り上げ料及び講師旅費に関する経費を節減する。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	医療に関する多言語支援事業		部 課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H29
総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	19	外国人材に選ばれる地域づくり
	小項目	1	外国人材が活躍できる地域づくり	具体的 な取組	1	外国人が安全・快適に生活できる環境整 備

1 事業のねらい・目的

医療通訳機能を充実するとともに、外国人や医療機関から寄せられる様々な相談に対応することで、外国人に対し
て円滑に医療サービスを提供できる環境を構築する。

2 事業概要

「ふくおか国際医療サポートセンター」を設置し、以下の事業を実施。

<医療通訳>

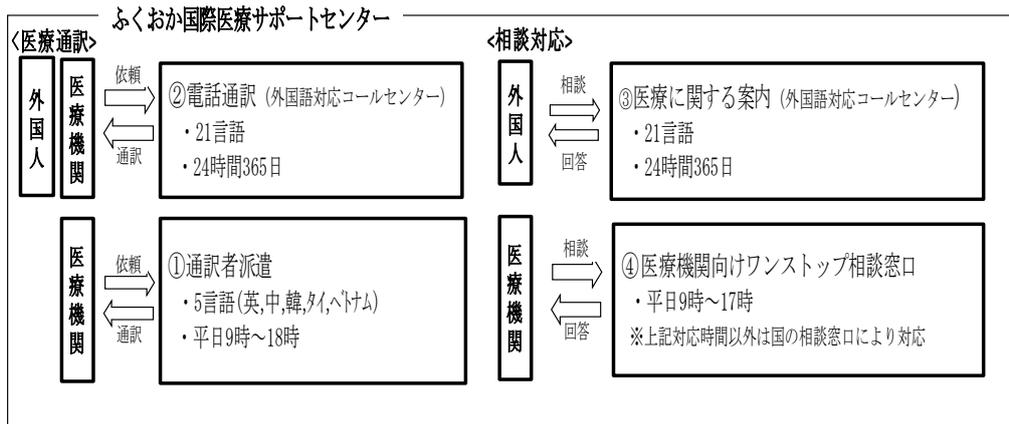
- ①医療機関からの依頼に応じて通訳ボランティアを派遣し、外国人患者の診療時等に医療通訳を実施
- ②医療機関又は外国人からの依頼に応じて、24時間365日21言語により、電話通訳を実施

<相談対応>

- ③外国人からの問い合わせに対して、24時間365日21言語により医療保険制度や医療機関を案内
- ④外国人患者の受入に伴う医療機関からのさまざまな相談に、ワンストップで対応できるよう、医療機関向けの
相談窓口を設置し、各種アドバイスを実施

【事業スキーム図】

【医療に関する多言語支援事業】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H28 (基準)	H29	...	R4	R5	R6	R7
電話通訳/医療機関案内件数	目標	—	1,000		1,000	1,000	1,000	1,000
	実績		37	356	1,146	1,192	1,467	1,525※
医療通訳派遣件数	目標	—	300		300	300	300	300
	実績		157	120	135	196	254	148※

※ R7年度の実績値は令和8年1月末時点

【成果指標の設定根拠】

「ふくおか国際医療サポートセンター」の各サービスの利用件数

【目標値の設定根拠】

- 電話通訳件数：愛知県の実績件数 (H27: 488 件) を参考に設定。愛知県は、在住外国人の数が本県と比較が多いが、対応言語数については本県の方が多くなる予定であり、また、サービスを利用する医療機関の負担もないことから、愛知県と同数 (488 件) の実績数を見込む。
- 医療機関案内件数：日本語による医療機関案内件数の実績 (H27: 83, 809 件) と本県の在住外国人比率 (H27: 1.18%) を参考に設定。
 $83,809 \text{ 件} \times 1.18\% \times 1/2 = 495 \text{ 件}$ (在住外国人の全てが日本語を話せないわけではないことから2分の1と見込む)
 $488 \text{ 件} + 495 \text{ 件} = 983 \text{ 件} \rightarrow 1,000 \text{ 件}$
- 医療通訳派遣件数：H27 実績 125 件、H28 見込 160 件程度から、訪日外国人や在住外国人の増加を踏まえ 300 件と見込む。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- 電話通訳/医療機関案内件数：外国人観光客の受入を再開した R4 年度以降は年々利用件数が増加し、目標も達成。
- 医療通訳派遣件数：外国人観光客の受入を再開した R4 年度以降は年々利用件数が増加しているが目標は未達成。

(要因)

- 電話通訳/医療機関案内件数：訪日外国人及び在留外国人の増加によるものと思料。
- 医療通訳派遣件数：当初、訪日外国人及び在住外国人の増加を見込んで目標件数を設定。しかし、本事業は利用日の3営業日前までに依頼が必要なスキームであるため、実際には訪日外国人の利用が見込めなかったものと思料。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無) 有り

(有の場合、その内容) 在留外国人に対する当該事業の利用率に在留外国人数(見込)を乗じた目標とする。

○電話通訳/医療機関案内件数

R8	R9	R10
1,800 件	2,000 件	2,200 件

(算定根拠)

電話通訳/ 医療機関案内	算定方法	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
目標(案) ※過年度は実績	・R7年度推定値: R6年度の年間実績に対する上半期までの実績割合46.1% (676÷1,467)と、R7年度の上半期までの実績845件から年間1,833件(845÷ 0.461)と推定。 ・R8年度以降: 在留外国人数(推定)×コールセンター利用率	1,146	1,192	1,467	1,833	1,794	1,973	2,170
在留外国人数	・前年×1.1	89,518	99,695	113,159	124,475	136,922	150,615	165,676
在留外国人 対前年増加率	・直近3か年平均の増加率14.1%より、増加率を10%とする。	17.4%	11.4%	13.5%	10%	10%	10%	10%
在留外国人数の 利用率	・ボランティア派遣件数÷在留外国人数 ・R8年度以降: 直近4ヶ年(R4~R7)の平均1.31%	1.28%	1.20%	1.30%	1.47%	1.31%	1.31%	1.31%

○医療通訳派遣件数

R8	R9	R10
230 件	260 件	280 件

(算定根拠)

医療通訳派遣	算定方法	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
目標(案) ※過年度は実績	・R7年度推定値: R6年度の年間実績に対する上半期の実績割合51.6%(131 ÷254)と、R7年度の上半期の72件から年間140件(72÷0.516)と推定。 ・R8年度以降: 在留外国人数(推定)×ボランティア派遣利用率	135	196	252	140	233	256	282
在留外国人数	・前年×1.1	89,518	99,695	113,159	124,475	136,922	150,615	165,676
在留外国人 対前年増加率	・直近3か年平均の増加率14.1%より、増加率を10%とする。	17.4%	11.4%	13.5%	10%	10%	10%	10%
在留外国人数の 利用率	・ボランティア派遣件数÷在留外国人数 ・R8年度以降: 直近4ヶ年(R4~R7)の平均0.17%	0.15%	0.20%	0.22%	0.11%	0.17%	0.17%	0.17%

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

企画提案公募により業者を選定し、業務を委託している。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	16,710	16,722	17,830	時間	900	900	900
(うち一般財源)	15,781	15,285	16,393	人件費(千円)	3,725	3,846	3,846

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

在留外国人及び訪日外国人が増加傾向にあることから、引き続き外国人が安心して医療機関を受診できる環境を整備していく。

【見直し内容】

ウルドゥー語を言語とする在留外国人の増加を受け、電話通訳の対応言語にウルドゥー語を追加する。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	災害派遣医療チーム連携強化事業	部 課(室)	保健医療介護部 医療指導課	事業 開始年度	H29
-----	-----------------	-----------	------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	29	地域防災力と危機管理の強化
	小項目	1	地域防災力と危機管理の強化	具体的な取組	2	災害対応力の強化

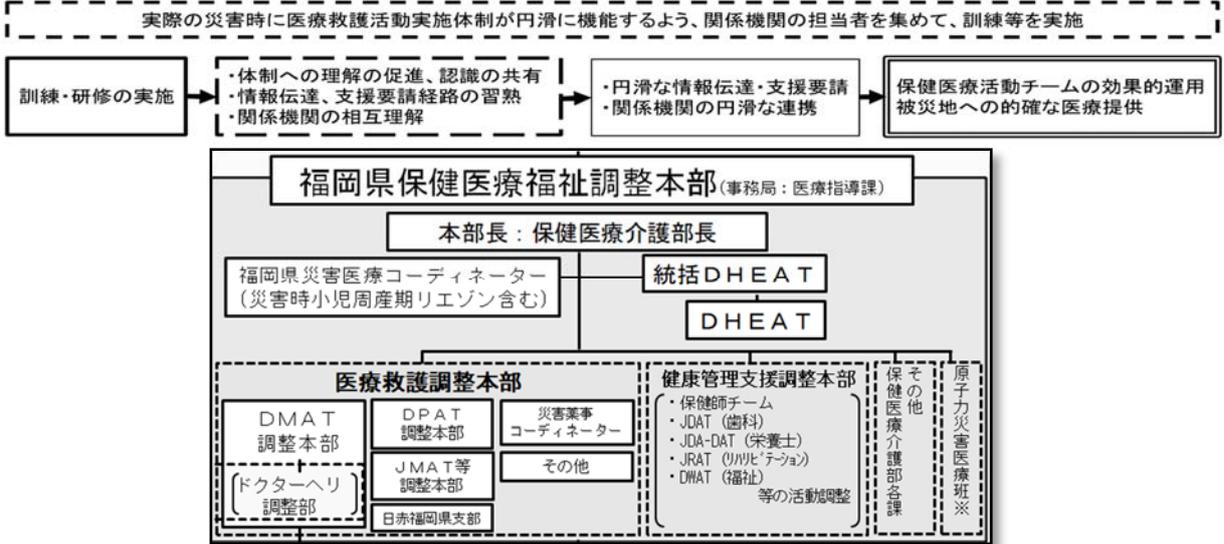
1 事業のねらい・目的

- ・医療チームを円滑に受入・活用できるよう、関係機関の災害時の情報収集・情報伝達能力の向上を図る。
- ・指揮命令システムのルールを通じ、保健医療活動チーム (DMAT、JMAT、日赤救護班 等) の活動調整を円滑にし、災害時におけるこれらの効率的・的確な活用等を図る。

2 事業概要

- 大規模災害発生時に、被災現場や被災医療機関、市町村 (避難所・救護所等) への保健医療活動チームの派遣及びその活動の調整・支援を円滑に実施するため、災害時の情報伝達・支援要請の経路等を明確にした体制を定め、災害時に当該体制が円滑に機能するよう、関係機関との訓練等を実施する。
 - ・実施回数：年3回 (福岡県総合防災訓練 (本部訓練)、福岡県災害医療コーディネート研修、福岡県災害時小児周産期リエゾン技能維持研修)
 - ・対象者：県、市町村、災害拠点病院、医師会、薬剤師会、保健所、災害医療コーディネーター 等
 - ・訓練内容 (予定)
 - ① 本部運営演習 (連絡調整業務の総合訓練 (机上訓練))
 - ② 情報収集伝達演習 (支援要請等の情報伝達訓練、広域災害救急医療情報システム情報入力訓練)
 - ③ 避難所状況把握演習 (避難所の医療ニーズの集約・分析訓練)
 - ④ 保健医療活動チーム派遣調整演習 (受入拠点設置、保健医療活動チーム受付及び活動情報等管理訓練)

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
研修・訓練への参加人数	目標	200	200	200	200	200	200
	実績	0	0	43	96	206	209

【成果指標の設定根拠】

県、市町村、災害拠点病院、医師会、保健所等の災害医療関係機関を対象とした訓練・研修への参加人数を目標とする。(福岡県総合防災訓練 (本部訓練)、福岡県災害医療コーディネート研修、福岡県災害時小児周産期リエゾン技能維持研修)

【目標値の設定根拠】

各研修・訓練等における参加可能枠 (人数) をもとに設定。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

数値目標を達成できている。

(要因)

より幅広い機関に対して呼び掛けたことにより、様々な機関からの訓練参加があったことが増加要因となっている。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

訓練・研修全体での充足状況を経過的に確認するため、引き続き現行の目標値を用いることとしたい。

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

それぞれの保健医療活動チームが相互の活動内容を理解するとともに、訓練や研修の内容が実際の災害の状況により近づくように、関係機関によるミーティングを開催し、訓練企画の検討に努めた。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	4,611	5,473	6,393	時間	360	360	360
(うち一般財源)	3,807	4,585	5,596	人件費(千円)	1,490	1,539	1,539

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

国のシステム(広域災害救急医療情報システム(EMIS))がR7年4月に改修されたことから、新システムを考慮した訓練・研修の企画を行う必要があるため。

【見直し内容】

訓練・研修の際に円滑に活動開始できるよう、保健医療活動チームに対して、EMISの操作研修を行う。
また、災害時における円滑かつ迅速な医療救護を行うため、医療機関に対して、施設の被災リスク評価に必要な情報(医療機関基本情報)のEMISへの入力を促すとともに、被災想定リスクが高い医療機関に対しては、災害時に医療機関からの支援要請がなくても、プッシュ型支援を実施できる体制の構築に努める。

事業名	少年の大麻乱用防止相談支援事業	部 課(室)	保健医療介護部 薬務課	事業 開始年度	R6
-----	-----------------	-----------	----------------	------------	----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	12 20	健康づくり、安心で質の高い医療の提供 安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	2 2	こころの健康づくりの推進 犯罪や事故のない地域づくりの推進	具体的 な取組	3 4	依存症対策の推進 薬物乱用防止対策の推進

1 事業のねらい・目的

大麻乱用を含む非行少年は、自分が抱える悩みや不安を正しく認識し、上手に言語化ができない傾向が認められ、電話や対面での相談の困難性が高く、電話等による既存の薬物相談窓口では潜在層の少年の相談援助には至っていない。

若者が利用する SNS 等で相談窓口を周知するとともに、少年の特性や心理を的確に把握できる心理学の専門家（支援員）により積極的に対象者にアウトリーチを実施することで、再乱用防止の支援体制を充実させ、県内の大麻乱用少年の減少を目指す。

2 事業概要

1 潜在層（大麻を止めたい少年等）へのSNSを活用した相談事業

①SNS相談窓口の周知

・少年や家族等へSNS広告を実施し、相談を呼び掛けるWEBサイトへ誘導。

②心理学の専門家による支援

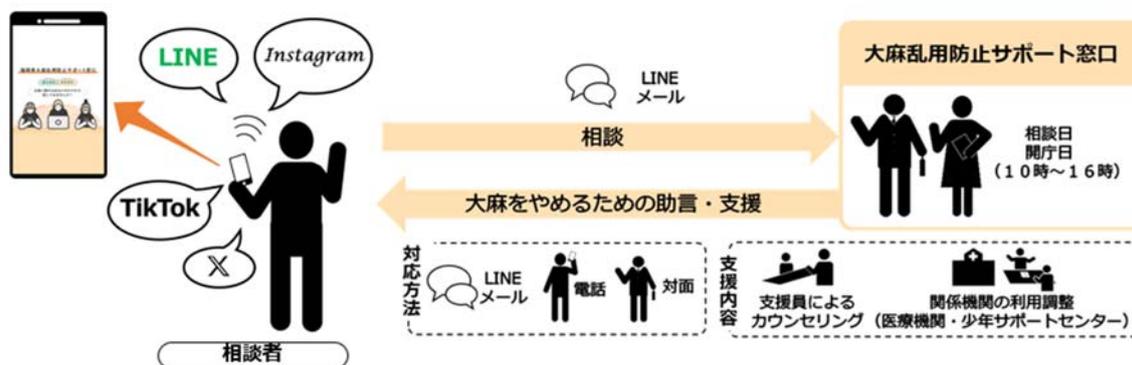
・少年や家族等からの相談にSNSや電話、訪問等により対応。

・少年各個人の置かれている状況や心理的状況を分析し、適切な支援機関（医療機関、サポートセンター等）につなぎ、必要に応じて少年用大麻乱用防止プログラム（F-CAN）受講を促す。

2 ワークブックの改訂

F-CANの実施で得た課題をフィードバックし、F-CANで使用するワークブックを改訂する。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R5	R6	R7	R8
プログラム実施回数	目標	-	100	75	90
	実績	89	75	9 (9月時点)	

【成果指標の設定根拠】

・SNS広告による相談窓口周知及び支援員による相談支援体制の整備により、適切な支援につながった結果に該当するものとして、プログラムの実施回数を指標として選定する。

【目標値の設定根拠】

・事業開始初年度は、相談窓口の支援体制整備が中心となり、2年目以降は相談件数も増え、プログラムにつながる少年も増える。

・相談窓口の支援員により5名に計15回プログラムを実施（R6年3名、R7年4名、R8年5名）。また少年サポートセンターへ2名つなぎプログラムを実施（R6年12名、R7年14名、R8年16名、実績5回/名/年）。

【R6 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

・相談窓口の開設が 10 月 25 日であり、5 か月の間にプログラム実施につながるような相談が窓口へ寄せられなかったため、成果指標（プログラム実施回数）の目標値は達成することができなかった。

(要因)

・相談希望者は 13 名いたが、当事者ではなく、保護者やパートナーからの相談が主であり、本人を心配し、あるいは関わり方についての相談が多く、本人のプログラム受講につながる相談はなかったため。

【相談受付件数実績：9 月末時点】

・相談者 24 名（本人 2 名、親 5 名、パートナー 6 名、友人 4 名、その他 7 名）

・R6 年度実績は、検挙補導された少年に対して少年サポートセンターが実施した回数である。しかし、R7 年度は少年サポートセンターの支援対象者が 9 月末時点で 4 名と、想定 12 名を大きく下回っており、R7 年度の少年サポートセンターの目標値（12 名×5 回/名/年=60 回）の達成は困難であると見込まれる。今後も同様の状況が続いた場合、R8 年度も目標達成が困難となる可能性が高い。

・大麻に関する困り感が当事者本人にはなく、若者に身近な SNS であっても相談に至りにくいと考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

有

(有の場合、その内容)

・保護者やパートナーからの相談が主であり、プログラムにつながる相談が少ないため、目標値を下方修正する。

・相談窓口の支援員により 3 人にプログラムを実施。実施回数を少年サポートセンターの実績と同等の年間 5 回/名に下方修正。(R7 年 3 名、R8 年既存 3 名+新規 3 名)。少年サポートセンターへつなぐことが可能な 10 代からの相談は困難なため毎年 2 名つなぐ予定をゼロに変更する。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

・相談内容の事前整理を行うため、LINE のチャットボット機能を活用し、相談員は得られた情報を踏まえてスムーズに対応することができるようになった。また、時間外であっても、一定程度の相談内容を投稿できるようになったため、相談者の相談ハードルを下げることに繋がった。

・相談者が「相談をはじめ」をタップする曜日・時間帯には偏りが見られず、また、勤務時間中ではあるが、相談対応時間（月・金曜日の 10 時～13 時）に行われたケースがなかったため、平日の開庁時間（10 時～16 時）に広げた。立ち直り支援を要する相談等については、支援員の勤務日に不定期に対応することとした。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	7,592	11,120	9,034	時間	4,382	4,357	2,914
(うち一般財源)	7,570	11,095	9,011	人件費(千円)	18,133	18,618	12,452

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

R7 年度にワークブックの改訂を終了予定のため。

【見直し内容】

・SNS 広告を効果的に実施し、相談窓口を周知し、相談を促す。

・再乱用対策事業（執行猶予判決を受けた薬物事犯初犯者への支援）で福岡地検から紹介された若年者（20 歳以上 30 歳未満）は、少年サポートセンターの利用ができないため、相談窓口の支援員につなぎ、プログラム実施につなげる。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	認知症疾患医療センター事業	部 課(室)	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課	事業 開始 年度	H23
-----	---------------	-----------	-------------------------	----------------	-----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	2	地域包括ケアの推進	具体的 な取組	3	認知症対策の推進

1 事業のねらい・目的

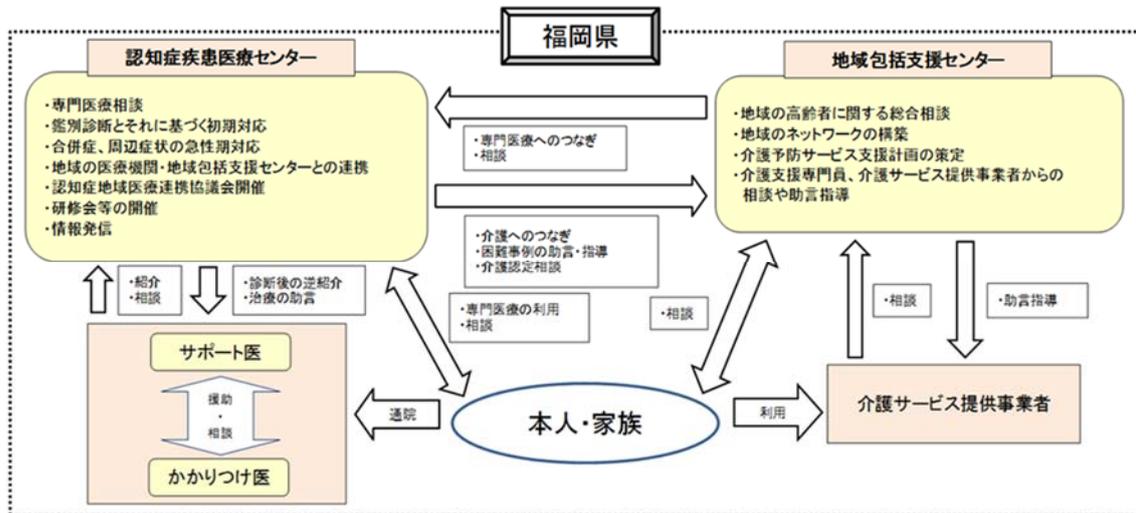
- ・専門医療を提供する医療機関が少なく、どこにあるのかが分かりにくいいため、拠点となる専門的医療機関を設置する。
- ・早期に診断を行い、鑑別診断に基づき適切な治療やケア方針の決定を行うため、かかりつけ医や地域包括センターに対する相談助言や、介護へつなぐ。
- ・各センターにおいてかかりつけ医等への研修会の開催や一般市民への普及啓発を行い、認知症への地域での理解を深め、早期発見・早期治療に努める。

2 事業概要

県内に基幹的役割の地域型センター1か所、その他地域型センター10か所を設置し、以下の業務を実施する。

1. 情報センターとしての機能
地域の医療機関や認知症家族等に認知症に関する情報提供、本人・家族及び関係者からの相談対応
2. 地域における認知症医療の中核的施設としての機能
地域の関係機関のネットワーク会議や研修会・事例検討会の実施、症状、治療法や介護方法などのかかりつけ医や介護職員への情報提供と助言・指導、鑑別診断及びそれに基づく初期対応
3. 介護との連携
介護サービスが必要な患者の地域包括支援センターへのつなぎ、困難事例の対応方法の介護職員への助言・指導
4. 県域全体の調整機能(基幹的役割センター)
県域全体の連絡会議、他の10か所のセンターへの研修・助言等

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H30	R4	R5	R6	R7	...	R12
認知症疾患医療センターの設置数	目標	11	11	11	11	11		11
	実績	11	10	11	11	11		
鑑別診断件数	目標	3,880	→			5,800		4,300
	実績	3,880	3,612	3,908	3,821	調査中		

【成果指標・目標値の設定根拠】

- ・県内 13 の二次医療圏の全てに認知症疾患医療センターを設置するもの。
※なお、2 つの二次医療圏（福岡・糸島、北九州）は、それぞれ福岡市、北九州市が認知症疾患医療センターを設置している。
- ・県内の認知症高齢者数が H30 年度から R7 年度にかけて 1.5 倍になることが見込まれていたことから、鑑別診断件数も H30 年度の実績（3,880 件）から R7 年度にかけて 1.5 倍（5,800 件）となるように目標を設定していた。R12 年度については、県内の認知症高齢者数が R4 年度の 1.2 倍になることが見込まれることから、鑑別診断件数も R4 年度の実績（3,612 件）から 1.2 倍（4,300 件）となるように目標を設定している。

【R6 年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

県内 13 の二次医療圏の全てに認知症疾患医療センターを設置できた。（福岡市、北九州市による設置を含む）

（要因）

県指定の 11 のセンターのうち、R6 年度に指定期限を迎えた 5 つのセンターについて、公募・選考の上、新たに指定を行った。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

県指定の 11 のセンターについて、指定期間の始期が異なっていたが、R6 年度の公募において指定期間の終期を調整し、次回指定から一度にすべてのセンターの指定事務が可能となった。

4 事業費（千円）	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	74,309	79,087	79,088	時間	100	100	100
（うち一般財源）	36,775	39,653	39,653	人件費（千円）	404	428	428

5 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

R1 年 6 月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」における認知症医療センターの二次医療圏に 1 か所以上の設置は達成しており、今後とも認知症医療センターへの受診につながる積極的な周知を図る必要がある。

【見直し内容】

- ・各地域で行われている認知症医療センター地域医療連携協議会において、認知症医療センターの受診への周知を図る。
- ・各認知症医療センターによる研修会・事例検討会等での、認知症医療センターの受診への周知を図る。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	出会い・結婚応援事業		部 課(室)	福祉労働部 こども未来課	事業 開始年度	R2
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	1	出会い・結婚応援の推進	具体的な取組	1 2 3	多様な出会いの場の提供 出会いから結婚へつなげるための支援 九州・山口出会い結婚応援プロジェクトの推進

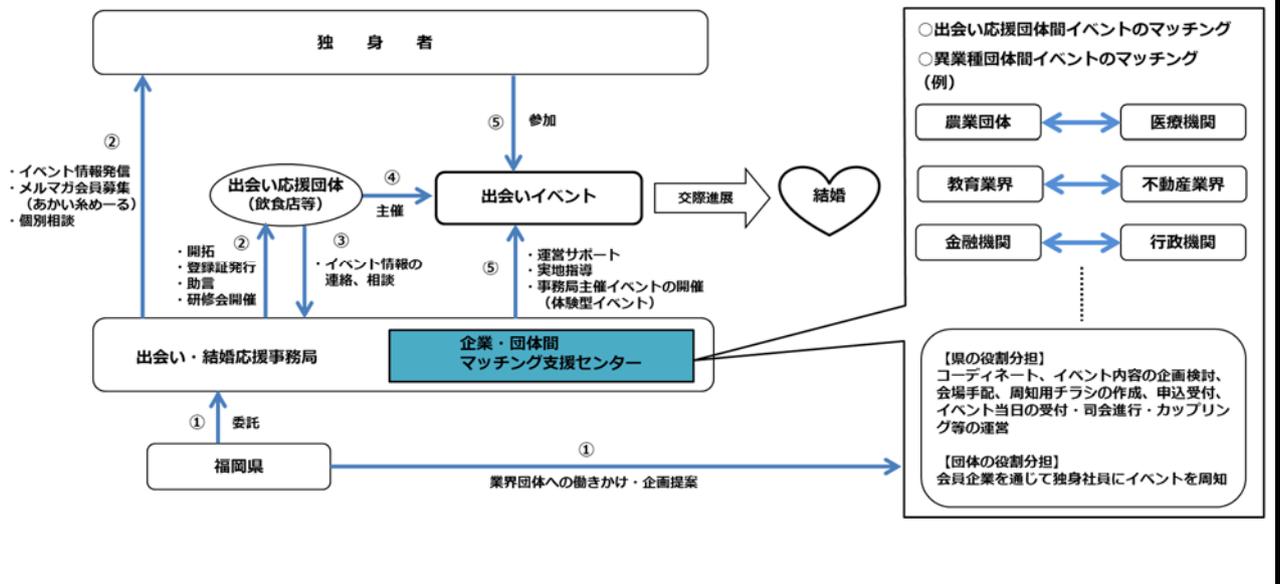
1 事業のねらい・目的

独身者に出会いの場を提供し結婚のきっかけづくりを行うとともに、地域社会全体で結婚を応援する気運を高める。

2 事業概要

- ① メルマガ「あかい糸めーる」等による出会いイベント情報発信等の実施 (H17年度～)
 - ・ 出会い応援団体の登録拡大に向けた企業・団体へ働きかけ。
 - ・ 出会い応援団体として県に登録した企業や団体等が行う出会いイベント情報をメルマガ「あかい糸めーる」で情報発信。(運用開始はH20年度～)
 - ・ 出会い応援団体に登録している企業・団体のトップに結婚応援に関する宣言をしてもらい、その宣言をインターネットや情報誌等を活用し、広く紹介することで気運を高める。(H28年度～)
 - ・ LINEによる出会いイベント情報の発信 (R5年度～)
- ② 企業・団体間マッチング支援センターの設置・運営 (R2年度～)
 - ・ 個別企業及び業界団体(金融、商工、農業等)への働きかけ、出会いイベントのマッチング。
 - ・ 就職後間もない若い世代に対し、結婚・子育てなど将来のライフデザインを描けるセミナーを開催するとともに、セミナー参加者の中から希望者を募り、婚活体験イベントを開催。(R4年度～)
- ③ 出会いから結婚へつなげるための支援の実施 (R3年度～)
 - ・ カップル特典の提供により、交際の状況を把握。また、デートファッションやコミュニケーションなど、交際の支援を行うための相談員を配置し、フォローアップを実施。
- ④ 婚活力ステップアップセミナーの開催 (H29年度～)
 - ・ 市町村等と連携し、異性との交流が苦手な独身者や出会いイベント参加に戸惑う独身者等をサポートするためのセミナーを開催。
- ⑤ 会員登録制コミュニティサイトの構築、AIを活用した出会いイベントの開催 (R5年度～)
 - ・ 出会い応援団体に所属する独身者を対象とする会員登録制の専用コミュニティサイトを開設し、独身者の交流を促進。
 - ・ コミュニティサイトに登録したプロフィール情報記事投稿内容を基に、AIが価値観などによる相性診断を行い、相性の良いグループ同士による出会いイベントを開催。
- ⑥ 結婚支援コンシェルジュによる市町村の結婚支援の実施 (R5年度～)
 - ・ 地域の実情に応じて市町村の結婚支援の取組を促すため「結婚支援コンシェルジュ」を配置
 - ・ 複数市町村と連携し、地域の特性や資源を活かした当該地域の魅力を発信するイベントを開催。(R4年度～)

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		当初値 (R2年度)	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8年度)
①「出会い応援団体」 登録数(総合計画)	目標	-	2,500 団体	2,750 団体	3,000 団体	3,250 団体	3,500 団体
	実績	2,080 団体	2,508 団体	2,650 団体	3,005 団体	調査中	
②出会い応援イベント における参加者数 (総合計画)	目標	-	8,500 人				
	実績	7,279 人	6,991 人	7,307 人	7,335 人	調査中	
③出会い応援イベント におけるカップル 成立率(総合計画)	目標	-	44.0%	44.0%	44.0%	44.0%	44.0%
	実績	38.7%	43.5%	42.1%	41.6%	調査中	

【成果指標の設定根拠】

・福岡県総合計画（計画期間：R4年～R8年）の数値目標を指標とする。

【目標値の設定根拠】

- ①第2期総合戦略がR8年度3,500団体を目指す。引き続き250団体/年増加を目指す。
- ②第2期総合戦略KPIと同様、参加者がピークであったH30年度、R1年度の規模を維持
- ③第2期総合戦略がR8年度44.0%を目指す。イベント参加者数の規模を維持しつつ引き続き+1.0%/年増加を目指す。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

- ①R6年度の見込値の3,000団体を上回っている。
- ②独身者のニーズを踏まえた多様な出会いの場を提供し、地域社会全体での結婚応援を推進した。
- ③目標値を下回ったものの、コロナが終息して以降もカップル成立率40%を維持しており、一定の成果が見られる。

（要因）

- ①出会い・結婚応援事務局の専任スタッフが企業・団体へ訪問等を行い、新規開拓を進めた。
- ②コロナ禍を契機にイベント開催1回当たりの参加者数が減少したことが要因と考えられる。
- ③コロナ禍の影響で、少人数でのイベントの割合が高くなったことに伴い、高い数値が続いている。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・AIで価値観を分析し、相性の合う登録者同士による出会いイベントを開催し、結婚に結び付く効果的な支援を行う。
- ・若者により身近なツールであるLINEを利用して出会いの機会を拡大するための出会いイベント情報等を行う。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	57,671	72,997	77,762	時間	3,600	4,000	4,000
(うち一般財源)	19,349	23,182	24,723	人件費(千円)	14,897	17,092	17,092

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・婚活イベントとは別に若者が気軽に興味を持って参加でき、自然な出会いにつながる場が必要である。
- ・会員登録制コミュニティサイトの登録手続において、対面による本人確認が登録希望者にとっての負担となっている。また、AIが相性診断に活用することとしている登録者による記事投稿について、自発的な投稿にハードルを感じる人も多く、投稿する人が限られている。

【見直し内容】

- ・若者が気軽に興味を持って参加できる出会いの場として「福岡ふらっとカフェ」を創出し、趣味等をテーマとしたフリートーク交流会（「福岡ふらっとカフェ」）を開催する。
- ・会員登録時に行う本人確認において、オンラインによる本人登録認証システムを導入するとともに、コミュニティ登録者の自発的な記事投稿を促すため、登録者に対するアンケート機能を追加する。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	ひとり親サポートセンター事業	部 課(室)	福祉労働部 こども未来課	事業 開始年度	H20
-----	----------------	-----------	-----------------	------------	-----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	3	ひとり親家庭の支援	具体的 な取組	2	就業支援

1 事業のねらい・目的

ひとり親家庭等への支援については、R7年3月の「福岡県こども計画」の策定に伴い、①生活と子育ての支援、②就業支援、③養育費の確保支援、④経済的支援の4つの施策を柱として、総合的に推進することとなった。このため、ひとり親家庭等の状況に応じた効果的な自立支援を行うため、県内3か所(春日市、飯塚市、久留米市)に「ひとり親サポートセンター」を設置し、就業に関する相談から、母子・父子自立支援プログラムの策定、就業支援講習会、ハローワーク等と連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を実施するものである。

2 事業概要

○委託先

福岡県母子寡婦福祉連合会(春日・飯塚)
久留米市母子寡婦福祉会(久留米)

センター等名称	所在地	対象地域	利用時間
春日センター (H15年度設置)	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6F (社)福岡県母子寡婦福祉連合会内	福岡広域生活圏 (政令市を除く)	月～金曜 9時～17時 ※夜間相談は予約制 20時まで 毎週土曜、第1・第3日曜 9時～16時 (祝日、年末年始除く)
飯塚プラチ (H20年度設置)	飯塚市新立岩8-1 県飯塚総合庁舎2F 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所内	筑豊・京築・北九州広域 生活圏(政令市を除く)	月～金曜 9時～17時 毎週土曜、第1・第3日曜 予約制 (祝日、年末年始除く)
久留米センター (H20年度設置)	久留米市城南町15-3 久留米市役所2F 久留米市ジョブプラザ内	筑後広域生活圏	月～土曜 9時～17時 ※土曜は電話相談対応 (祝日、年末年始除く)

○概要

① 就業支援事業

- ・ 家庭の状況や職業の適性等を踏まえた助言から職業紹介までを一貫して実施
- ・ 個別の出張相談の実施
- ・ 養育費相談や法律相談の実施

② 母子・父子自立支援プログラム策定事業

- ・ 相談者の状況に応じ、自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携した就業支援を実施

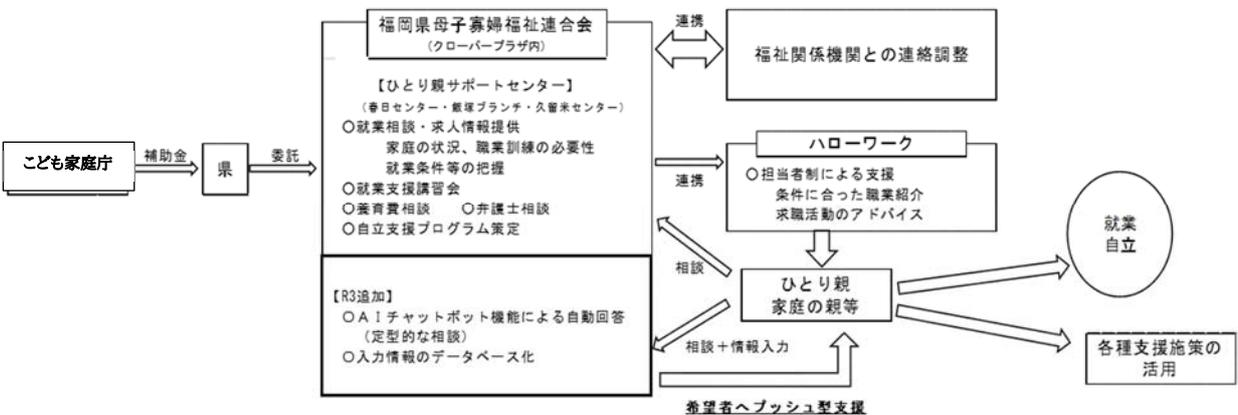
③ 就業支援講習会等事業

- ・ パソコン技能習得、医療事務、ファイナンシャルプランナー、調剤薬局事務等の講習会を実施

④ AIチャットボット等による相談支援体制の強化

- ・ ひとり親家庭から多く寄せられる質問に24時間365日対応し、適切な支援に案内できるよう、サポートセンターのホームページにAIチャットボットを導入するとともに、利用者に事前に登録してもらうことで、必要な更新情報を的確に提供

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8
ひとり親サポートセンター登録者就職率 (総合計画)	目標	75.9%	76.8%	77.7%	78.6%	79.5%
	実績	62.0%	66.0%	68.4%	調査中	—

【成果指標の設定根拠】

○ひとり親サポートセンター登録者就職率

自立支援の観点から登録者における就職率を向上させることが望ましいため、就職率を設定。

【目標値の設定根拠】

○ひとり親サポートセンター登録者就職率

R元年度の就職率（74.7%）を基に、R8年度までに79.5%（4.8%増）を目標とする。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

R6年度就職率は68.4%で目標を下回ったが、前年度から2.4ポイント上昇しており、一定の進捗が見られる。

（要因）

ひとり親はこどもの送迎や急病時に対応できるよう、希望する職種や勤務場所・時間に制約がある場合が多く、求人情報とのミスマッチが発生しやすいため、就職率等が改善しにくい傾向にあるが、相談用AIチャットボットやSNS（LINE相談）を活用したいいつでも気軽に相談できる体制の整備により、ひとり親の就職を促した結果、一定の改善が見られたもの。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

本人の希望する職種・勤務条件だけでなく、幅広い求人に関心を持ってもらえるよう、状況に応じ、希望以外の求人についても情報提供を図る。

4 事業費（千円）	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	27,159	30,355	30,623	時間	788	788	788
（うち一般財源）	11,969	14,784	14,918	人件費（千円）	3,182	3,368	3,368

5 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

ひとり親サポートセンターでの相談件数は、R5年度が2,368件、R6年度が3,231件となっており、相談件数は増加している。そのような中、ひとり親家庭等の就業支援を行うにあたっては、相談員が生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、様々な支援メニューを組み合わせ、自立支援プログラムを策定することにより、個々のケースに応じたきめ細やかな支援を行うことが重要である。

【見直し内容】

- ・自立支援プログラムの策定により受けられる教育訓練講座の受講料助成や無利子貸付について、ひとり親サポートセンターのHPやAIチャットボット、LINEを活用して、きめ細やかに情報発信する。
- ・ひとり親家庭の自宅近くや市町村への出張相談などのアウトリーチ相談においても、個々の状況に応じたプログラムの必要性を丁寧に説明し策定を促す。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	放課後児童クラブ利用料減免事業		部 課(室)	福祉労働部 こども未来課	事業 開始年度	H29
-----	-----------------	--	-----------	-----------------	------------	-----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的 な取組	2	多様な保育ニーズへの対応

1 事業のねらい・目的

市町村が行う生活保護世帯等に対する放課後児童クラブ利用料減免制度を支援し、生活保護世帯等の児童が放課後児童クラブを利用しやすい環境づくりを促進することを目的とする。

2 事業概要

(1) 内容

市町村が実施する放課後児童クラブの利用料減免のうち、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯に対する利用料の減免に要する経費を助成。

(2) 補助対象世帯及び補助基準限度額

- ア 生活保護世帯 月 5,000 円/人
- イ 市町村民税非課税世帯 月 2,500 円/人

(3) 対象経費

放課後児童クラブ利用料の減免に必要な経費。
※利用料のうち、生活保護の収入認定で控除される額については対象としない。

(4) 補助率

1/2

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
放課後児童クラブ利用料減免制度の実施市町村数	目標	-	40	46	52	59	59	59	59	59	59
	実績	34	45	52	56	57	58	58	58	58	調査中

【成果指標の設定根拠】

生活保護世帯等の児童が放課後児童クラブを利用しやすい環境づくりの促進を目的とするため、放課後児童クラブ利用料減免制度の実施市町村数を成果指標とした。

【目標値の設定根拠】

放課後児童クラブを実施しているすべての市町村で、放課後児童クラブ利用料減免制度を創設することを目標とする。

【R6 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

R6 年度の実績値は 58 市町村で達成。未実施の 1 市町村についても、R7 年度に放課後児童クラブの設備及び運営に関する条例を改正し、制度開始に向けた準備が進められているところ。

(要因)

利用料減免制度を創設していない市町村に対し、福岡県放課後児童対策推進会議等を活用し、実施に向けて個別の働きかけを行った結果、制度の創設に向けた進展があった。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

市町村と連携して、放課後児童クラブを実施している全市町村で減免を行うことで、生活困窮のため、利用料が払えず、放課後児童クラブを利用できない児童が発生しないよう取り組んでいく。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	56,342	67,593	69,062	時間	600	600	600
(うち一般財源)	56,342	67,593	69,062	人件費(千円)	2,483	2,564	2,564

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

生活保護世帯等の児童が放課後児童クラブを利用しやすい環境づくりを促進するため、放課後児童クラブを実施しているすべての市町村において、放課後児童クラブ利用料減免に取り組んでもらう必要がある。

【見直し内容】

利用料減免制度を創設していない市町村に対し、制度創設に向けた進捗確認や働きかけを個別に行っていく。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	子ども医療対策事業		部 課(室)	福祉労働部 こども未来課	事業 開始年度	H20
総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方へ の支援
	小項目	3	ひとり親家庭の支援	具体的 な取組	4	経済的支援

1 事業のねらい・目的

県内市町村が実施する子ども医療費支給事業に助成を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減とこどもの健康保持を図るもの。

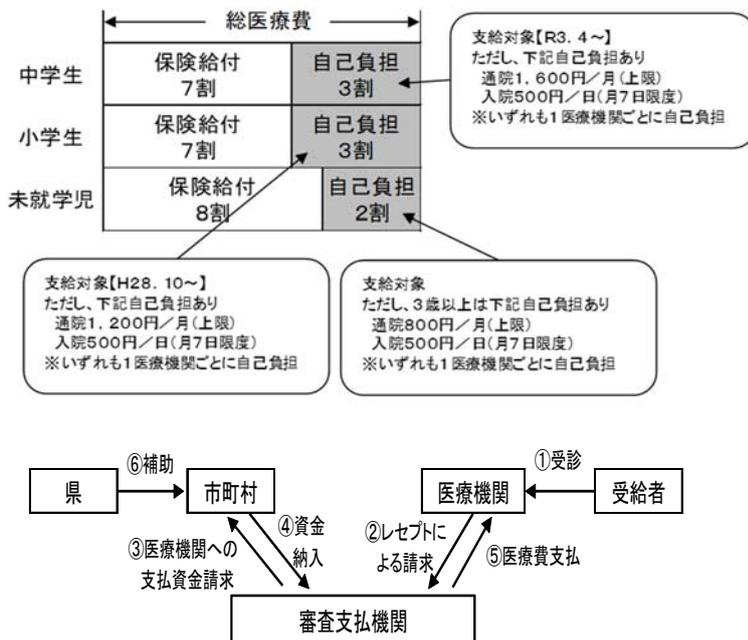
2 事業概要

区分	内容		
	H20.10～H28.9	H28.10～R3.3	R3.4～
助成対象	通院:小学校就学前まで 入院:小学校就学前まで	通院:小学6年生まで 入院:小学6年生まで	通院:中学3年生まで 入院:中学3年生まで
所得制限	3歳未満:なし 3歳以上:児童手当準拠	3歳未満:なし 3歳以上:児童手当準拠	3歳未満:なし 3歳以上:児童手当準拠
自己負担	3歳未満:なし 3歳以上～就学前: 通院:600円/月(上限) 入院:500円/日(月7日限度)	3歳未満:なし 3歳以上～就学前: 通院:800円/月(上限) 入院:500円/日(月7日限度) 小学生: 通院:1,200円/月(上限) 入院:500円/日(月7日限度)	3歳未満:なし 3歳以上～就学前: 通院:800円/月(上限) 入院:500円/日(月7日限度) 小学生: 通院:1,200円/月(上限) 入院:500円/日(月7日限度) 中学生: 通院:1,600円/月(上限) 入院:500円/日(月7日限度)

※下線は、R3.4からの変更(新設)箇所

R6年10月から所得制限は、旧児童扶養手当法施行令準拠

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
対象者数	目標						
	実績	601,897	592,331	581,290	568,569	調査中	

【成果指標の設定根拠】

子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもの健康保持のため、子どもが必要とする医療を容易に受けることができるようにすることが目的であるが、具体的な指標を設定することは困難であるため、対象者数を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

R3.4の制度改正で、対象者を中学3年生に引き上げたことで対象者数はR3年度に拡大したが、年々減少している。

(要因)

少子化が進行しているため、対象者が減少していると考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

R3.4の制度改正で、対象者を中学3年生に引き上げ、さらに対象年齢を拡大したことで、目的である「子どもが必要とする医療を容易に受けることができる」状態の対象者が拡大した。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	6,734,187	6,926,531	7,150,722	時間	993	993	993
(うち一般財源)	6,734,187	6,926,531	7,150,722	人件費(千円)	4,110	4,244	4,244

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・少子化対策・子育て支援として、子どもが安心して医療を受けられるようにするため、保護者の負担軽減に関するニーズは非常に高くなっており、今後も事業の継続が強く求められている。
- ・定額自己負担や所得制限を設けることで、本制度は持続可能なものとなっている。

【見直し内容】

市町村への補助対象をR3年度から中学生まで拡大したところであり、拡大後の制度が安定的に運営されるよう努めていく。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ひとり親家庭等医療対策事業	部 課(室)	福祉労働部 こども未来課	事業 開始年度	H20
-----	---------------	-----------	-----------------	------------	-----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	17	社会的・経済的に厳しい状況にある方へ 支援
	小項目	3	ひとり親家庭の支援	具体的 な取組	4	経済的支援

1 事業のねらい・目的

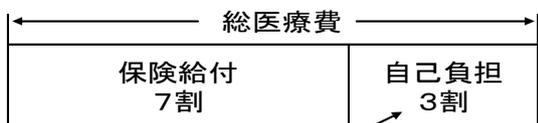
県内市町村が実施するひとり親家庭等医療費支給事業に助成を行い、子育て中のひとり親家庭等の経済的負担の軽減と子どもの健康保持を図るもの。

2 事業概要

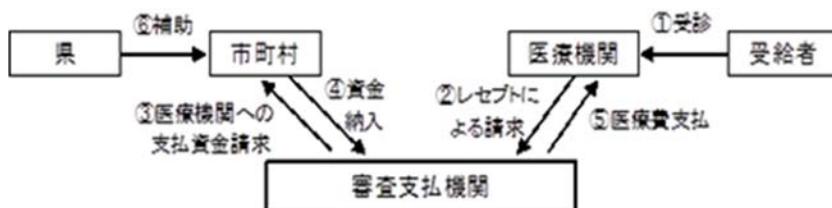
○制度概要：H20年10月1日～

助成対象	母子家庭 父子家庭 養育者家庭	} 児童は小学校就学後か ら18歳の年度末まで
所得制限	児童扶養手当準拠	
自己負担	通院：800円/月(上限) 入院：500円/日(月7日限度)	

【事業スキーム図】



支給対象
ただし、下記を除く
通院800円/月(上限)
入院500円/日(月7日限度)
※いずれも1医療機関ごと自己負担



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
対象者数	目標						
	実績	105,132	103,421	101,238	98,852	調査中	

【成果指標の設定根拠】

子育て中のひとり親家庭等の経済的負担の軽減と子どもの健康保持のため、必要とする医療を容易に受けることができるようにすることが目的であるが、具体的な指標を示すことは困難であるため、対象者数を活動指標とする。

【目標値の設定根拠】

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

- ・H20.10に制度改正を行って、父子家庭を対象とし、一人暮らしの寡婦を対象外（2年間の経過措置でH22.9末廃止）とした。
- ・対象者数は、寡婦を対象外としたことでH22に減少。H23からは増加傾向にあったが、H25からは減少傾向が続いている。

（要因）

少子化が進行しているため、対象者が減少していると考えられる。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

定額自己負担制の導入や一人暮らしの寡婦への助成廃止などにより、受益と負担の適正化を図り、持続可能な制度としている。

4 事業費（千円）	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	1,836,903	1,903,756	1,924,977	時間	957	957	957
（うち一般財源）	1,836,903	1,903,756	1,924,977	人件費（千円）	3,960	4,090	4,090

5 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・母子家庭の世帯収入は、依然として低い水準にある場合が多く、また、父子家庭の中にも生活に困窮する低所得世帯が見られる。ひとり親家庭への支援のニーズは依然として高く、経済的負担を軽減し、医療機関への受診をしやすくすることで、ひとり親家庭等の健康保持及び福祉の向上につながるため、今後も事業の継続が必要である。
- ・定額自己負担制の導入等により、本制度は持続可能なものとなっている。

【見直し内容】

今後も、県のホームページ及びひとり親家庭等の方に向けた冊子「福祉のしおり」等を通じ、制度についての広報・周知を行っていく。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	こどもまんなか社会づくり推進事業	部 課(室)	福祉労働部 こども未来課	事業 開始年度	R6
-----	------------------	-----------	-----------------	------------	----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的 な取組	3	地域における子育て支援

1 事業のねらい・目的

R5年4月に施行されたこども基本法に基づき、こどもや保護者等の意見をこども施策に反映させる仕組みを作るとともに、こどもまんなか・子育て応援に関する啓発により県民や事業者の理解・取組を促進し、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の推進を図る。

2 事業概要

(1) こどもが創るふくおかの未来推進事業 (事業費 2,924 千円)

幅広い年齢や様々な環境のこども、保護者、関係団体の意見をこども施策に反映させるため、ICT 活用や対面により施策の評価・見直しや新規事業に係る意見聴取を実施。

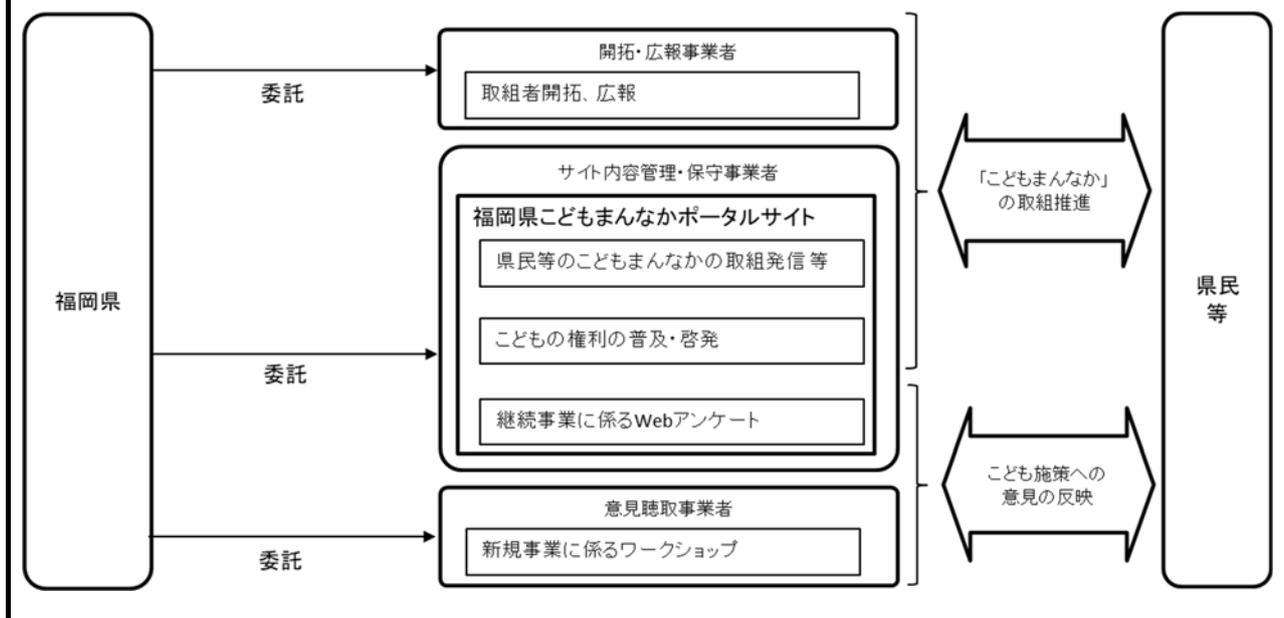
- ・新規事業に係るワークショップ
- ・継続事業に係る Web アンケート(「福岡県こどもまんなかポータルサイト」で実施)
- ・社会的養護下にいるこども等への意見聴取

(2) こどもまんなか・子育て応援推進事業 (事業費 13,463 千円)

こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向け、他の関係サイトと体系的にリンクした、こどもの意見募集や県民・事業者等の「こどもまんなか」取組紹介等を行うポータルサイトを構築・運用。

- ①「福岡県こどもまんなかポータルサイト」を通じた「こどもまんなか社会づくり」の推進
 - ・「福岡県こどもまんなかポータルサイト」の運用
 - ・こどもまんなかの取組を行う事業者や団体、一般県民を開拓し SNS 投稿を促進
 - ・SNS や動画広告での「こどもまんなか社会づくり」の普及
- ②こどもの権利に係る普及・啓発
 - ・こどもの権利の普及・啓発素材の作成

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		基準 (R5)	R6	R7	R8	R9	R10
「こどもが意見を表明する権利を尊重すべき」と回答した県民の割合	目標	－	基準値からの増				
	実績	87.6	92.4	調査中			
「こどもが大事にされている社会と感ずる」と回答した県民の割合	目標	－	基準値からの増				
	実績	55.3	71.0	調査中			
「福岡県こどもまんなかポータルサイト」 サイトトップページ月間 PV	目標	－	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
	実績	未開設	－	調査中			

【成果指標の設定根拠】

- ①「こどもが意見を表明する権利を尊重すべき」、「こどもが大事にされている社会と感ずる」と回答した県民の増：「こどもまんなか社会」の推進により、県民意識の向上を図る。
- ②サイトトップページ月間 PV：
「こどもまんなか社会」の実現に向け、ポータルサイトの周知広報を実施する。

【目標値の設定根拠】

- ①「こどもが意見を表明する権利を尊重すべき」、「こどもが大事にされている社会と感ずる」と回答した県民の増：R5 県民意識調査の値を基準とする。
- ②サイトトップページ月間 PV：
子育て関連の県関係サイトの中でも閲覧数が多い、「福岡県子育て応援の店」トップページ月平均 PV 数（約 23,000）の閲覧数を目標とする。

【R6 年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

- ①「こどもが意見を表明する権利を尊重すべき」、「こどもが大事にされている社会と感ずる」と回答した県民の割合は、基準値である R5 年度を上回った。
- ②R7 年 3 月 26 日に開設したため、実績値なし

（要因）

県の広報媒体を活用した啓発や県民向け出前講座の実施、「福岡県こどもまんなかポータルサイト」等を通じて「こどもまんなか社会」の推進を行った。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

県民に全員に配付される広報誌への掲載や SNS や動画等を活用して、多くの県民の方に幅広く周知を行った。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	22,390	16,387	14,184	時間	2,893	1,847	1,247
(うち一般財源)	15,501	10,906	8,554	人件費(千円)	11,971	7,893	5,329

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

こどもの権利の普及・啓発素材の作成については、啓発教材を作成したため事業を終了する

【見直し内容】

こどもの権利の普及・啓発素材の作成の当然減(▲2,500千円)

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名		ひとり親等の安定就業・収入向上支援事業		部 課(室)	福祉労働部こども未来課 労働局就業支援課 ・職業能力開発課	事業 開始年度	R5
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11 15 17	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり ジェンダー平等の社会づくり 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援	
	小項目	2 1 3	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援 ジェンダー平等・男女共同参画の推進 ひとり親家庭の支援	具体的な取組	2 1 2	女性の就職支援 ジェンダー平等・男女共同参画の推進 就業支援	

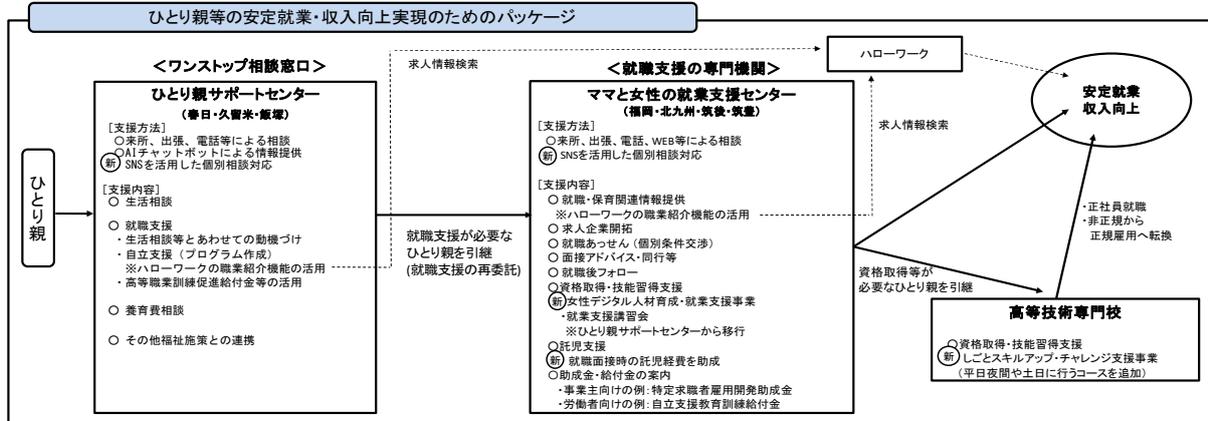
1 事業のねらい・目的

ひとり親である等の事情で生計の維持や育児に伴い、活用できる時間や訓練場所に制約のある女性等に対し、安定的でより収入の高い仕事への就業を支援する。

2 事業概要

- (1) ひとり親サポートセンターに SNS 相談窓口を開設
 - ・ひとり親が、自分の生活時間に合わせて気軽に相談でき、必要な支援を受けられるよう、SNS (LINE) による個別相談を実施。希望者には、アウトリーチの出張相談や来所相談を実施。
- (2) ママと女性の就業支援センターにおける就職支援の強化
 - ① SNS 相談窓口を設置 ② 就職面接時の託児経費の助成
- (3) 女性デジタル人材の育成・就業支援
 - ① 女性デジタル人材育成・就業支援
 - ・仕事や家事・育児を一手に担っているひとり親等の子育て中の女性に対し、「既存のソフトウェア (SAP 等) を活用したオペレーション研修」と「就労 (請負) することができる仕事」を一体型で提供する事業者のプログラムを活用した就労支援を実施。
 - ② しごとスキルアップ・チャレンジ支援
 - ・民間教育訓練機関等に委託して、短時間訓練を実施

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8
ひとり親サポートセンター登録者就職率 (総合計画)	目標	75.9%	76.8%	77.7%	78.6%	79.5%
	実績	62.0%	66.0%	68.4%	調査中	
ママと女性の就業支援センターによる就職者数 (総合計画)	目標	5,000人				
	実績	603人	819人	827人	調査中	

【成果指標の設定根拠】

- ひとり親サポートセンター登録者就職率
自立支援の観点から登録者における就職率を向上させることが望ましいため、就職率を設定。
- ママと女性の就業支援センターによる就職者数
女性の就業率の向上を図ることを事業の目的としていることから、ママと女性の就業支援センターによる就職者数を目標とする。

【目標値の設定根拠】

- ひとり親サポートセンター登録者就職率
R元年度の就職率(74.7%)を基に、R8年度までに79.5%(4.8%増)を目標とする。
- ママと女性の就業支援センターによる就職者数
R元年度の就職者数(903人)を基に、5年間での累計で5,000人を目標値とする。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

○ひとり親サポートセンター就職率

R6年度就職率は68.4%で目標を下回ったが、前年度から2.4ポイント上昇しており、一定の進捗が見られる。

○ママと女性の就業支援センター就職者数

R6年度における就職者数は827人で、R3年度の372人から3か年度連続で増加傾向にあり、目標達成に向け、遅れはあるが一定の進捗が見られる。

(要因)

○ひとり親サポートセンター就職率

ひとり親はこどもの送迎や急病時に対応できるよう、希望する職種や勤務場所・時間に制約がある場合が多く、求人情報とのミスマッチが発生しやすいため、就職率等が改善しにくい傾向にあるが、相談用AIチャットボットやSNS(LINE相談)を活用したいつでも気軽に相談できる体制の整備により、ひとり親の就職を促した結果、一定の改善が見られたもの。

○ママと女性の就業支援センター就職者数

R2~3年度は外出によるコロナ感染リスクの懸念などにより相談者数が減少したことに伴い就職者数が減少していたが、新型コロナウイルス感染症による影響が収束に向かう状況の中で、相談体制の強化及び子育て中の利用者の円滑な就職活動の支援を行ったことにより、就職者数の増加が見られたもの。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

○ひとり親サポートセンターSNS相談窓口

本人の希望する職種・勤務条件だけではなく、幅広い求人に関心を持ってもらえるよう、状況に応じ、希望以外の求人についても情報提供を図る。

○ママと女性の就業支援センターにおける就職支援の強化

託児支援につき求職者が面接先を訪問する際、面接先に近い託児施設に預けられるよう調整し求職者の利便性を確保。

○女性デジタル人材育成・就業支援

ITスキルの研修はインターネットを活用する女性が興味を持つであろうことに鑑み、掲載例文を添えて市町村HPでの周知を依頼するとともに、WEB広告を展開。

○しごとスキルアップ・チャレンジ支援

ひとり親などの事情で職業訓練の時間や場所に制約のある女性も受講しやすいよう、短時間の訓練を実施。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	40,795	75,866	52,365	時間	586	586	197
(うち一般財源)	25,333	26,057	2,555	人件費(千円)	2,425	2,504	842

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

(ひとり親サポートセンターSNS相談窓口)

・R6年度時点で、LINE相談の件数は1,423件となっており、前年度の件数から大幅に増加(R5:582件→R6:1,423件)しており、LINE相談のニーズは高いため、ひとり親が仕事や子育ての合間時間に、出向かずに対面でも相談できるよう引き続き実施する。

(ママと女性の就業支援センターにおける就職支援の強化・女性デジタル人材育成・就業支援)

・事業期間が終了したため。

(しごとスキルアップ・チャレンジ支援)

・ひとり親など職業訓練の時間や場所に制約のある女性も受講しやすいよう、短時間の訓練を引き続き実施する。

【見直し内容】

(ひとり親サポートセンターSNS相談窓口)

・ひとり親サポートセンターで受けられる支援内容について、センターのホームページやAIチャットボット、LINE相談を活用してきめ細かに情報発信するとともに、引き続き、市町村のSNSや広報誌への掲載、保育園等ひとり親が目にしやすい場所を活用した広報により、ひとり親の就業支援に取り組んでいく。

(ママと女性の就業支援センターにおける就職支援の強化・女性デジタル人材育成・就業支援)

・特になし。

(しごとスキルアップ・チャレンジ支援)

・特になし。(R6年度は8コース計画し8コース実施)

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	保育対策等促進事業 (医療的ケア児保育支援事業)	部 課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	H29
-----	-----------------------------	-----------	-----------------	------------	-----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的 な取組	2	多様な保育ニーズへの対応

1 事業のねらい・目的

市町村において、保育所、認定こども園等に保育士、看護師、准看護師、保健師等を配置し、医療的ケアに従事させる費用の一部を補助することで、医療的ケア児の保護者が就労等により保育所の利用を希望した場合に、受け入れることを可能とする。

2 事業概要

保育所、認定こども園等において、医療的ケア児の保育を行うために、市町村が保育士、看護師、准看護師、保健師等を配置する費用について補助等を行う。また、保育士が喀痰吸引等研修会に参加する際の費用や代替保育士雇上げ費、市町村におけるガイドラインの作成費等について助成を行う。

【事業内容・補助基準額】

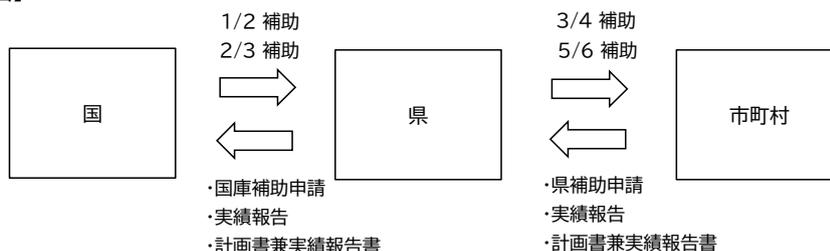
- 1 ①看護師等の配置 1施設あたり 5,290千円
- ②保育士等の配置 1施設あたり 4,950千円
(2名以上の医療的ケア児受入れ見込みの保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円加算、保育士等を複数配置している場合、4,950千円加算)
- ③効果的・効率的な看護師配置を目的として自治体において雇い上げた看護師等が巡回して対応する場合
1自治体あたり 5,010千円
- 2 研修の受講支援 1施設あたり 300千円
- 3 補助者の配置 1施設あたり 2,412千円
- 4 医療的ケア保育支援者の配置 1市町村あたり 2,412千円
- 5 ガイドラインの策定 1市町村あたり 577千円
- 6 検討会の設置 1市町村あたり 360千円
- 7 医療的ケア児の備品補助 1施設あたり 100千円
- 7 災害対策備品整備 1施設あたり 100千円
- 8 園外活動移動支援 1施設あたり 40千円

【補助割合】

国：1/2、県：1/4、市町村：1/4

※国：2/3、県：1/6、市町村：1/6 (医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する自治体については、補助率を嵩上げ)

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7
医療的ケア児保育支援事業実施市町村	目標	2	3	13	12	14	16
	実績	1	3	9	8	8	調査中

【成果指標の設定根拠】

保育所等で医療的ケア児を受け入れている(検討している)市町村のうち、事業実施市町村数を指標とする。

【目標値の設定根拠】

事業実施による医療的ケア児の受け入れ体制を図るため、事業実施を予定(検討)している全市町村数を設定

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

事業実施を予定(検討)していた全市町村実施にはいたらず、目標未達成となった。

(要因)

保育所等への医療的ケア児の受け入れにあたり、看護師等の確保困難や、児童の体調等による受け入れ困難等が要因にあると考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

各市町村への説明会資料として、事業の概要資料を配布し、効率的な事業の説明・周知を行うことで、各市町村の積極的な事業活用を図る。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	46,802	95,912	163,918	時間	186	186	186
(うち一般財源)	9,363	25,551	42,517	人件費(千円)	770	795	795

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

医療的ケア児の保育所における円滑な受け入れや保育所に勤務する看護師等の確保等をすすめるため、引き続き本事業を実施する。

【見直し内容】

- ・医療的ケア児の受け入れ検討施設等も含め、各施設への事業の周知や積極的な活用の呼びかけを行い、事業目標の達成に努める。
- ・下記事業に係る補助基準額(単価)増(国交付要綱改正)に伴う予算額措置
 - ①看護師等の配置 +508千円/施設(巡回型 +481千円/自治体)
 - ③補助者の配置 +121千円/施設
 - ④医療的ケア保育支援者の配置 +121千円/施設

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	新生児聴覚検査体制整備事業	部 課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R2
-----	---------------	-----------	-----------------	------------	----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子供を安心して生み育 てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	2	妊娠期から子育て期における切れ目 ない支援の充実	具体的 な取組	1 2	周産期医療体制の確保 母子保健の充実

1 事業のねらい・目的

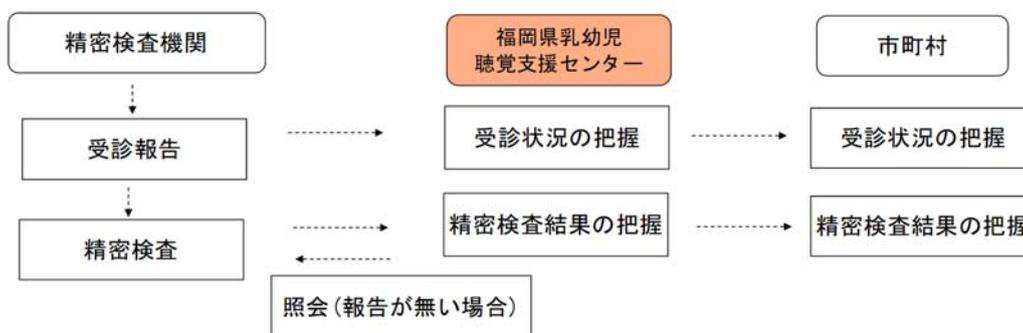
聴覚障がいの早期発見・早期療養を図るため、産科医療機関や市町村との情報共有等を通じて、新生児聴覚検査において支援が必要となった児の療育開始までのフォローアップを行う。

2 事業概要

- ・福岡県乳幼児聴覚支援センターの設置
- ・公益財団法人福岡県メディカルセンターへ業務委託を行い、福岡県乳幼児聴覚支援センターを設置し、以下の業務を実施。

- (1) 相談支援業務
こどもの聞こえに不安を持つ保護者等の相談対応
- (2) 支援が必要な児の療育開始までのフォローアップ業務
産科医療機関、市町村、療育機関等の中心となり、支援が必要な児の情報提供等を行う。
- (3) 産科医療機関における検査の精度管理業務
新生児聴覚検査精度管理委員会を設置し、調査の実施や必要に応じた個別指導等を行う。
- (4) 業務報告・会計報告業務
事業実績について書類作成の上、報告を行う。

【事業スキーム図】(一例)



3 成果指標及び進捗状況

成果指標	(%)	R5	R6	R7	R8	R8	R9
要精密検査となった児の検査結果把握率	目標	100	100	100	100	100	100
	実績	90.1	90.7	調査中	-	-	-

【成果指標の設定根拠】

- ・当センターでは、生後3日以内に行う新生児聴覚検査において、要精密検査となった児の保護者から情報共有の同意を得た後、関係機関と連携を行いながら、支援が必要な児のフォローアップを行っている。
- ・精密検査機関からは、要精密検査となった児が受診した際と、検査結果が判明した際の2回報告を受け、市町村へ情報共有を行うこととしている。
- ・精密検査は難聴の有無をほぼ確定的に診断する重要な検査であるため、その把握率を成果指標として設定している。

【目標値の設定根拠】

要精密検査となった児については、初診後2か月時点で検査結果の報告が無い場合、精密検査機関に照会するものとしている。そのため、目標値は常に100%としている。

【R6 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

目標未達成。

(要因)

フォローアップ過程で情報共有の意向が変わった、診断確定までの期間にドロップアウトしてしまった、などが要因として考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

新生児聴覚検査及び福岡県乳幼児聴覚支援センターのリーフレットを作成し、県内の産科医療機関等へ配布し、周知を図った。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	9,020	11,529	12,526	時間	6,480	6,480	6,480
(うち一般財源)	4,510	5,936	6,263	人件費(千円)	26,814	27,689	27,689

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

新生児聴覚検査体制の更なる整備を図り、支援が必要な児及び子どもの聞こえに不安を持つ保護者を適切に支援するため。

【見直し内容】

新生児聴覚検査から療育まで遅滞なく円滑に繋ぐための事務処理マニュアル等を活用し、センターへの結果報告の重要性を理解いただき、事業目的の達成に努める。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名		母子保健指導事業 (こども家庭センター機能強化事業)	部 課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R6
総合計画	4つの柱	2 誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	25 26	出会い・結婚・出産・子育て支援 きめ細かな対応が必要な子どもの支援	
	小項目	2 妊娠期から子育て期における切れ目ない支援の充実 1 児童虐待防止対策の推進	具体的な取組	2 3	母子保健の充実 発生予防から再発防止までの総合的な施策の推進	

1 事業のねらい・目的

児童福祉法の改正により、市町村において「こども家庭センター^{※1}」の設置に努めることとされた。(R6.4.1施行)
 県としては、サポートプラン^{※2}作成といった新たな業務や統括支援員^{※3}といった新たな職員に対する研修を実施し、センターの継続的な機能向上を図ることで、支援を必要とする家庭等へ確実に支援が届く体制を構築する。
 ※1 現行の「子育て世代包括支援センター」(母子保健)と「こども家庭総合支援拠点」(児童福祉)を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談・支援を行う機能を有する組織
 ※2 健康の保持・増進に関する支援を必要とする者や要支援児童、要保護児童、特定妊婦等に対し、必要な支援について対象者の意向に沿うよう調整・作成し、交付するもの。
 ※3 母子保健と児童福祉双方の知識を十分有し、ケース会議開催や提供する支援を総括する者

2 事業概要

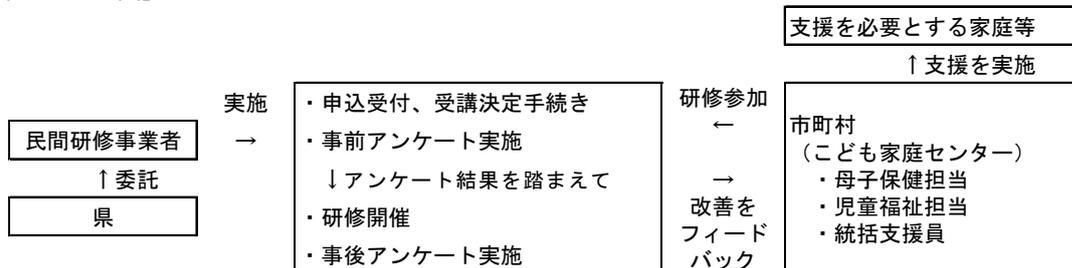
こども家庭センター等に配置される市町村職員に対する研修の実施
 (事業費 3,540千円、うち重点化枠 3,540千円)

<実施方法> 人材育成企業等への委託

<研修対象・内容>

- ①基礎研修 (対象：母子保健担当職員等)
- ②サポートプラン作成研修 (対象：母子保健・児童福祉担当職員等)
- ③統括支援員研修 (対象：統括支援員及び候補者)

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況			R5	R6	R7	R8	R9	R10
成果指標								
研修①受講後アンケートの理解度(目標項目に対する市町村の回答で判断)	目標		—	30	59	60	—	—
	実績			59	調査中			
研修②受講後アンケートの理解度(目標項目に対する市町村の回答で判断)	目標		—	30	55	60		
	実績			55	調査中			
研修③受講後アンケートの理解度(目標項目に対する市町村の回答で判断)	目標		—	30	59	60		
	実績			59	調査中			

【成果指標の設定根拠】
 研修①～③の以下の目標項目を設定し、受講後アンケートでR8年度末までに全市町村で目標を達成する。
 <各研修で設定する目標項目>
 研修①：虐待の恐れのある事案を見つけ、支援につなげられるか
 研修②：サポートプランの作成・手交ができるか
 研修③：母子保健と児童福祉の一体的な提供ができるか

【目標値の設定根拠】
 R8年度末までは、こども家庭センターを設置しておらず、現行の体制であっても財政支援が継続されるとした、国の財政支援の考えに基づき、事業期間をR6～R8年度としているため、R8年度までに全市町村で目標を達成する。なお、R8年度アンケートでは「R9年度以降も継続できるか」を確認する。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】
 (評価)
 こども家庭センター職員研修受講後アンケートにおいて、「よく理解できた」「おおむね理解できた」と回答した市町村の数が目標値を上回った。

(要因)
 研修①～③の実施に当たって、研修ごとに対象者に向けたニーズ調査を実施のうえ、カリキュラムを決定したことで、受講後の理解度が上がった。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
 有

(有の場合、その内容)
 R6年度に目標数値を達成したため、R7年度の目標値を上方修正している。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
 ・対面研修に加え、動画研修を取り入れることで、会場使用料及び講師旅費の削減につながった。
 次年度以降もこの動画教材を活用し、研修を実施。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	8,177	3,540	3,561	時間	1,860	1,860	1,860
(うち一般財源)	4,089	1,770	1,781	人件費(千円)	7,697	7,948	7,948

5 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
<p>【上記の理由】 人事異動で新たにこども家庭センターに配属になった職員を対象とし、継続的な機能強化に向け、引き続き研修を実施していく。</p> <p>【見直し内容】 ・対面研修の実施方法等を見直し、より効果的な研修を実施していく。 ・カリキュラムの決定に当たっては、前年度のアンケート結果等から受講者ニーズを踏まえた内容とし、事業目標の達成に努める。</p>

事業名		プレコンセプションケア推進事業		部 課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R6
総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子供を安心して生み育 てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援	
	小項目	2	妊娠期から子育て期における切れ目 ない支援の充実	具体的 な取組	1 2	周産期医療体制の確保 母子保健の充実	

1 事業のねらい・目的

健やかな妊娠・出産、さらには生まれてくる赤ちゃんの健康につなげるとともに、妊娠・出産を考えていなくても、さらに健康でより豊かな人生につなげるため、思春期からの人々を対象に、相談窓口や研修会等により性と健康に関する正しい知識を発信する。

2 事業概要

・福岡県プレコンセプションケアセンターの運営

① 相談対応 要求額 15,158千円 (前年度 16,000千円)

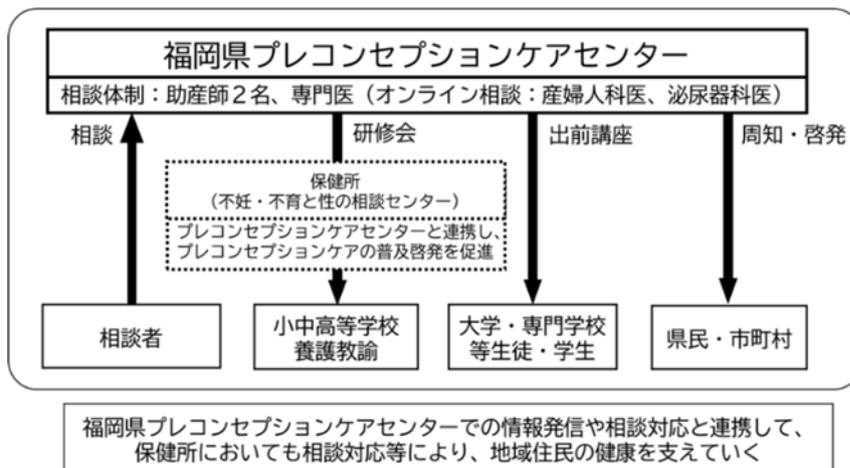
思春期からの男女を対象に、性やからだの悩み、将来の妊娠・出産、性感染症や予防の相談に、助産師や専門医が対応する。

② 情報発信 要求額 7,311千円 (前年度 5,851千円)

プレコンセプションケアの周知啓発活動を行う。

(内容：大学・専門学校等を対象にした出前講座の実施、小中高等学校養護教諭等を対象にした研修会の実施、周知用チラシの配付、オンラインマンガを基にしたショート動画の作成)

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R6	R7	R8	R	R	R
プレコンセプションケアセンターへの 相談件数	目標	330	396	435			
	実績	297	348 (9月末時点)				

【成果指標の設定根拠】

センターが行う相談対応業務において、相談件数は、どれぐらいの県民が相談窓口を活用したかという指標となるため。

【目標値の設定根拠】

センター開設日 (R6年4月30日) から R6年9月までの実績値 (24件/月) を基に、R6年度の目標値を 30件/月とし、次年度以降の伸び率を+10%/年とした。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

相談件数は目標値に達しなかったものの、多様な媒体を活用し広報活動を行い、電話、来所、メール等で297件(内専門医対応:3件)の相談対応に繋がった。

大学・専門学校等への出前講座を30回開催し、延べ1,138人が受講した。また、小中高等学校養護教諭等を対象にした研修会を9回実施し延べ313名が受講し、プレコンセプションケアに関する理解を深めることができた。

(要因)

開設初年度であり、性と健康に関する相談窓口としての周知啓発に時間を要したと考えられるため。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

今後も引き続きポスター・チラシ等を活用した広範な県民への広報活動を継続することに加え、R6年度に作成した漫画をもとにショート動画を作成、配信し、思春期の学生等に対しLINEやYouTube等のソーシャルメディアを活用した知識の普及啓発を行うとともに、併せてプレコンセプションケアセンター相談窓口の周知を図る。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	21,678	21,851	22,469	時間	372	372	372
(うち一般財源)	11,396	10,926	8,549	人件費(千円)	1,503	1,590	1,590

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

プレコンセプションケアの推進に向け、広報活動の内容を工夫、更新していきながら、継続して事業を実施していく。

また、専門医相談の対面実施と、受診同行支援を要する者に対する産科医療機関初回受診費の支援について拡充する。

【見直し内容】

今後も引き続きポスター・チラシ等を活用し、コンビニやショッピングモール等への配架依頼、各市町村・保健所等への配布を行うとともに、Instagram、YouTube等のSNSを活用し広く広報・啓発活動を行い、事業目標の達成に努める。

また、専門医相談の実施方法をオンラインまたは対面相談に拡充することによって、専門医相談を要する方々が、ニーズに応じ身近な医療機関で対面相談を受けられる環境を整える。

さらに、福岡県妊産婦等生活援助事業受託事業所と連携し、産科医療機関への同行受診支援を要する方に対し産科医療機関の初回受診費用を支援することにより、早期受診の促しと適切な相談の開始を図る。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	保育士配置改善支援等事業		部 課(室)	福祉労働部 子育て支援課	事業 開始年度	R6
-----	--------------	--	-----------	-----------------	------------	----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	25	出会い・結婚・出産・子育て支援
	小項目	3	子育てを応援する社会づくりの推進	具体的 な取組	1	幼児教育・保育サービスの量の拡大と質 の向上

1 事業のねらい・目的

国は、R6年度に4・5歳児の保育士配置基準を30:1から25:1に、3歳児の配置基準を20:1から15:1へ改善した。このため、県内全ての保育所等において配置基準改善に伴い必要となる保育士の確保を支援することにより、保育の質の維持・向上を図る。

2 事業概要

新たに複数名の短時間勤務保育士を雇用した場合に、フルタイムの正規職員1名分の人件費との差額相当分を助成する。

【補助対象者】 政令・中核市を除く57市町村

【補助基準額】 600千円 新たに雇用した保育士1名配置(常勤換算)ごと

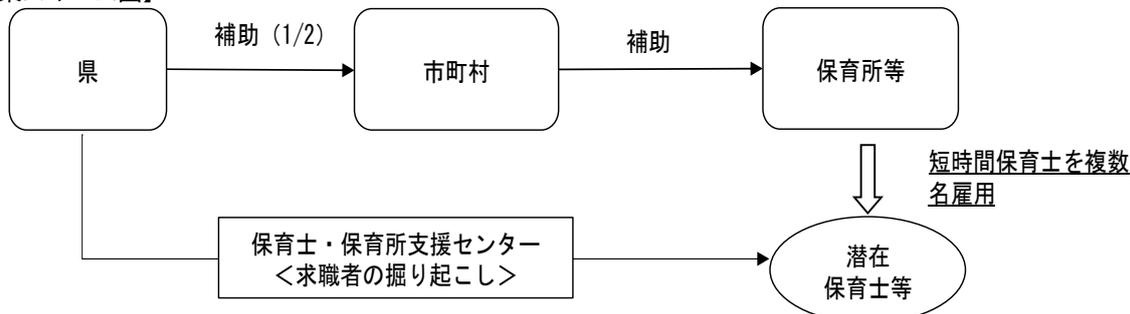
【補助率】 1/1

【補助要件】 保育所等において、新たに複数名の短時間勤務保育士を雇用し改善後の配置基準に対応したこと

【対象経費】 保育所等が短時間勤務保育士を雇用したことに伴い発生した人件費

【事業期間】 国の経過措置(従前の基準による運用ができる)期間は継続

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R5	R6	R7	R8	R9	R10
見直し後の配置基準に対する適切な保育士配置を実現している施設の割合	目標		90%	95%	100%	100%	100%
	実績	86.2%	65.1%	調査中			

【成果指標の設定根拠】

保育の質の維持・向上を目的としているため、配置基準改善に伴う適切な保育士配置を実現している施設の割合を成果指標として設定

※R7年度から補助要件を「配置基準(3歳児15:1、4・5歳児25:1)に対応していること」に変更したことから、R6実績値の算定には3歳児の配置基準(15:1)を適用した。(R5実績は3歳児配置基準を20:1で算定)

【目標値の設定根拠】

国の加速化プラン(R6~R8)の期間内に、県内の全施設において配置基準改善に伴う適切な保育士配置を実現する。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

当事業を含め保育士確保の取組を行ったが、目標値を下回った。

(要因)

県内の保育士求人倍率は高く、保育ニーズも多様化していることから、保育士の確保が困難な状況であると考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

R7年度実施から年齢要件(4歳以上児配置改善加算の適用の有無)規定を撤廃するとともに、対象施設に地域型保育事業を追加するなど、要綱を改訂。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	181	5,100	3,600	時間	276	276	276
(うち一般財源)	181	5,100	3,600	人件費(千円)	1,142	1,180	1,180

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

当該事業の活用状況を踏まえ予算額を縮小

【見直し内容】

当該事業の対象となる短時間保育士の活用見込み数を見直し。
 目標の達成に向け、引き続き配置基準を満たす保育士数確保に向け制度の活用を周知していく。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	こども意見表明支援センター運営事業		部 課(室)	福祉労働部 こども福祉課	事業 開始年度	R5
総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	26	きめ細かな対応が必要な子どもの支援
	小項目	2	特別な援助を必要とする子どもや家 庭への支援	具体的 な取組	2	子どもの自立支援の推進

1 事業のねらい・目的

施設等に入所するこどもの処遇にこども自身の意見が反映されるよう、意見の形成・表明を支援し、こどもの権利擁護の一層の推進を図る。

2 事業概要

1 福岡県こども意見表明支援センターの設置

施設等に入所しているこどもが自身の意見等を関係機関に表明することを支援するため、意見表明等支援員の養成及び派遣、こどもの意見等への対応等を行うセンターを設置する。

- (1) 委託先 NPO法人等の民間団体
- (2) 実施体制 コーディネーター及びスーパーバイザーの配置
- (3) 委託内容 ①こどもから意見を聴取する意見表明等支援員の養成(R5~実施)
②意見表明等支援員の派遣によるこどもの意見表明等支援(R5~実施)
③こどもの権利擁護に関する周知啓発

2 権利擁護に関する専門部会の開催

意見聴取の結果、虐待が疑われる場合や、こどもから審議を求める申立てがあった場合に、「こども権利擁護部会」が調査・審議を行い、関係機関に意見具申等を行う仕組みを整備する。

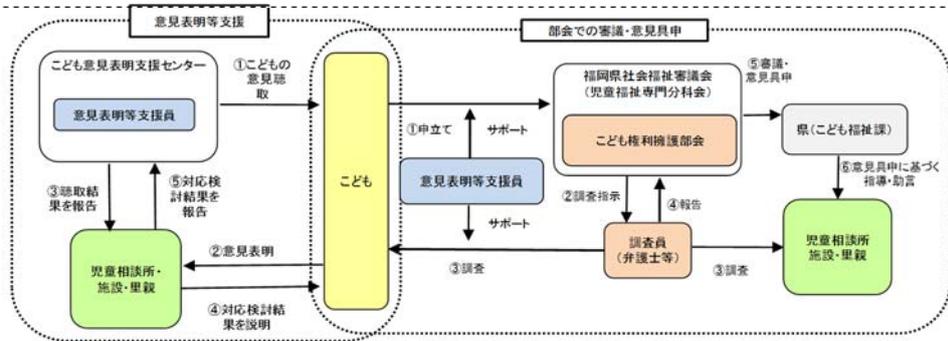
- (1) 専門部会 福岡県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども権利擁護部会
- (2) 部会の構成 委員5名(うち会長1名、副会長1名)、事務局(こども福祉課)、調査員(弁護士・社会福祉士)
- (3) 調査・審議 ①こどもからの申し立てに対する調査
②こどもの処遇に関する審議及び意見具申

3 こどもの権利擁護環境整備事業

社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制を構築するため、意見表明等支援やこどもの権利擁護機関の整備等のこどもの権利擁護の環境整備のための費用を補助する。

【実施主体】都道府県、指定都市、市町村 【補助率】 国1/2、市1/2

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R5	R6	R7	R8	R9	R10
①意見表明等支援員の養成人数	目標	100	30	30	30	30	30
	実績	94	27	調査中			
②入所児童等からの意見聴取の実施箇所数	目標	5	30	181	184	184	184
	実績	5	29	調査中			
③意見表明に係るこどもの満足度(%)	目標	-	100	100	100	100	100
	実績	-	85	調査中			

【成果指標の設定根拠】

施設等への定期的な派遣に必要な支援員を養成し、意見聴取の実施箇所数を増加させることで、こどもの処遇にこども自身の意見を十分に反映させることができる。その結果、こどもが希望する進路などに沿った支援を実施することができるなどこどもの自立支援の促進に寄与することから、「意見表明等支援員の養成人数」及び「入所児童等からの意見聴取の実施箇所数」を成果目標とする。また、R7年度から、「意見表明に係るこどもの満足度」を追加。

【目標値の設定根拠】

①意見表明等支援員の養成人数

児童相談所における意見聴取に必要な人数（20名）、施設等における意見聴取に必要な人数（88名）約100名をR5年度に養成、以降は入れ替わりを想定した必要分を養成

②入所児童等からの意見聴取の実施箇所数

R8年度までに、県が所管する児童養護施設等（一時保護所、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、里親）の全てで実施することを目標値とする。

R5年度：一時保護所 R6年度：里親・乳児院を除く全施設等

R7年度：乳児院を除く全施設等 R8年度：全施設等

里親については、こどもの養育を個人に委託するものであり、導入前における制度の趣旨や実施方法の説明に一定の期間を要することからR7年度からの実施とした。

乳児院については、入所児童の年齢が低く、本人の意見を聴取することが極めて困難であり、先進自治体の実施状況を参考に実施方法を検討することに時間を要することから、R8年度からの実施とした。

③意見表明に係るこどもの満足度

意見表明をしたこどもに対するアンケート（「アドボケイトに気持ちや意見を言って良かったですか？」）において、「よかった」又は「嬉しかった」など肯定的に回答したこどもの割合。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

概ね目標値を達成しており、施設等で生活することもが必要な時に意見表明等支援を実施することができた。

（要因）

- ・養成講座のオンラインでの実施や複数回の開催により必要な意見表明等支援員を養成することができた。
- ・各一時保護所に対して、定期的に意見表明等支援員を派遣することで支援が必要なこどもに対して適切な支援を行うことができた。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

有

（有の場合、その内容）

R7年度から意見表明支援を受けたこどもの満足度を成果目標に追加。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

R5年度はこどもの権利擁護に詳しい弁護士に意見表明等支援の試行を委託し、R6年度の本格実施に向けた課題の洗い出しと実施方法の検討を行うことができた。

4 事業費（千円）	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	27,477	54,676	62,411	時間	581	661	661
（うち一般財源）	8,798	31,910	32,602	人件費（千円）	2,405	2,825	2,825

5 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

社会的養護下で生活するすべてのこどもが意見表明等支援を受けられるよう支援体制を構築する必要があるため。

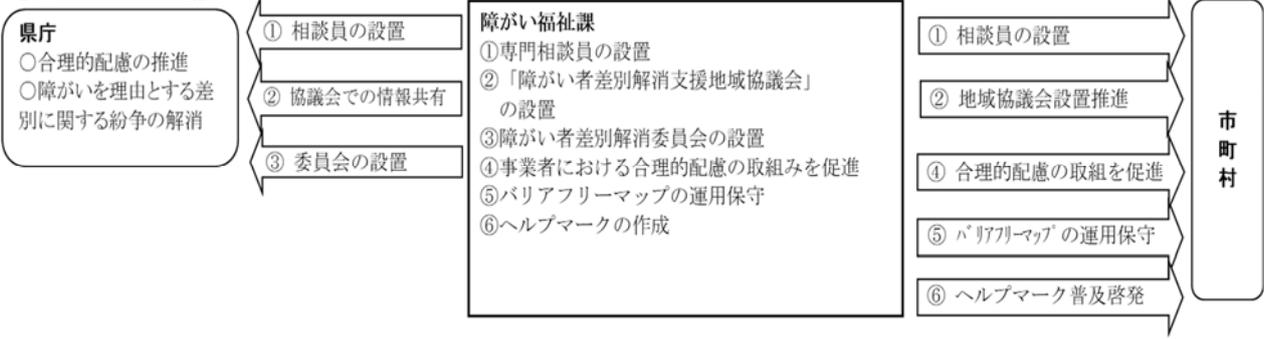
【見直し内容】

R8年度までに県が所管する児童福祉施設等（一時保護所、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、里親）で意見表明等支援を段階的に実施。

事業名		障がい理由とする差別解消推進事業		部 課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H29
総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援	
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的 な取組	1 2 5	障がい理由とする差別の解消の推進 障がいのある人の権利擁護 福祉のまちづくりの推進	

1 事業のねらい・目的	障がい理由とする差別の解消により、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現を目指す。
2 事業概要	<p>1 専門相談員の配置</p> <p>(1) 内容：障がい者差別解消専門相談員(2名、非常勤)を配置</p> <p>(2) 効果：障がい者に対する差別事象や合理的配慮に関する相談を受け付け、当事者への指導など状況に応じ対応</p> <p>2 障がい者差別解消支援地域協議会の運営</p> <p>(1) 内容：地域における相談や紛争防止、解決を推進するためのネットワーク体制の構築</p> <p>(2) 効果：事例の情報共有等により、障がい差別解消に関する紛争防止等に円滑に対応</p> <p>3 障がい者差別解消委員会(第三者機関)の設置</p> <p>(1) 内容：学識経験者、障がい者代表、事業者代表等で構成された委員会を設置し、紛争当事者に対するあっせん・助言等を行う</p> <p>(2) 効果：紛争事案に対し、第三者機関が当事者双方の主張を聞いた上で、公平かつ中立な立場から事態の解決を図る</p> <p>4 事業者等向け研修資料の作成</p> <p>(1) 内容：事業者等を対象に障がい理由とする差別の解消に関する研修を行う際に使用する研修資料を作成</p> <p>(2) 効果：事業者の自主的な研修の実施を促し、障がいに関する理解を深め、障がい理由とする差別の解消を促進する</p> <p>5 バリアフリーマップの運用保守</p> <p>(1) 内容：県下施設等におけるバリアフリー情報を一元化したサイト「ふくおかバリアフリーマップ」を運営</p> <p>(2) 効果：バリアフリー情報の提供により、障がいのある人の自立と社会参加を促進</p> <p>6 障がい者差別解消促進事業</p> <p>(1) 内容：ヘルプマークを作成し、外見からは支援を必要としていることが分からない人に周囲の人が配慮や支援をしやすい環境を醸成する</p> <p>(2) 効果：障がいに関する理解を深め、障がい理由とする差別の解消を促進する</p> <p>7 外見から障がいのあることが分かりにくい人に対する合理的配慮の啓発</p> <p>(1) 内容：知的・精神・発達障がいや聴覚障がいなど外見から障がいのあることが分かりにくい人への対応やヘルプマークの活用事例を紹介する合理的配慮に係る動画を活用した啓発の実施</p> <p>(2) 効果：事業者の自主的な研修の実施を促し、障がいに関する理解を深め、障がい理由とする差別の解消を促進する</p>

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況								
成果指標			R3	R4	R5	R6	R7	R8
「福岡県障がい者理由とする差別の解消の推進に関する条例」の認知度	目標	20.0	30.0	30.0	35.0	35.0	35.0	
	実績	29.9	32.7	29.2	31.6	調査中	－	
「合理的配慮の提供」の認知度	目標	20.0	30.0	30.0	35.0	35.0	35.0	
	実績	28.5	25.8	31.9	29.7	調査中	－	

【成果指標の設定根拠】
県政モニターアンケート結果の数値（回答者数に対する認知者数の割合）とする。

【目標値の設定根拠】
近年の実績値及び他県の数値を参考として目標値を設定

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】
(評価)
障がい者差別解消専門相談窓口において、障がい当事者や企業からの相談や研修依頼は増えているが、実績値は横ばいであり、更なる理解促進が必要。

(要因)
福祉分野や公共機関からは、合理的配慮の研修に関する依頼が増えているが、民間企業からの依頼は少なく、周知が進んでいないと考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
企業等の社内研修等へ専門相談員を派遣し、事例紹介や疑似体験も交えた合理的配慮研修を実施することにより、障がいへの理解を深め、障がい者差別解消の促進に向けた啓発を行っている。
また、県で制作した合理的配慮ガイドブックや合理的配慮動画を活用し、県民への普及啓発を図っている。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	9,319	10,650	13,365	時間	1,260	1,260	1,260
(うち一般財源)	9,291	10,626	13,338	人件費(千円)	5,214	5,384	5,384

5 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続	(拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小)
<input type="checkbox"/> 終了	(完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】 ・R6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されている。 ・引き続き、協議会の枠組みを活用した情報共有や、動画等の広報媒体を活用した普及啓発に努める必要がある。	
【見直し内容】 合理的配慮が進むよう、ヘルプマークの更なる普及啓発に向け、様々な媒体で広報するとともに制作費を一部見直し	

事業名	発達障がい者支援拠点病院事業	部 課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H29
-----	----------------	-----------	-----------------	------------	-----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的 な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

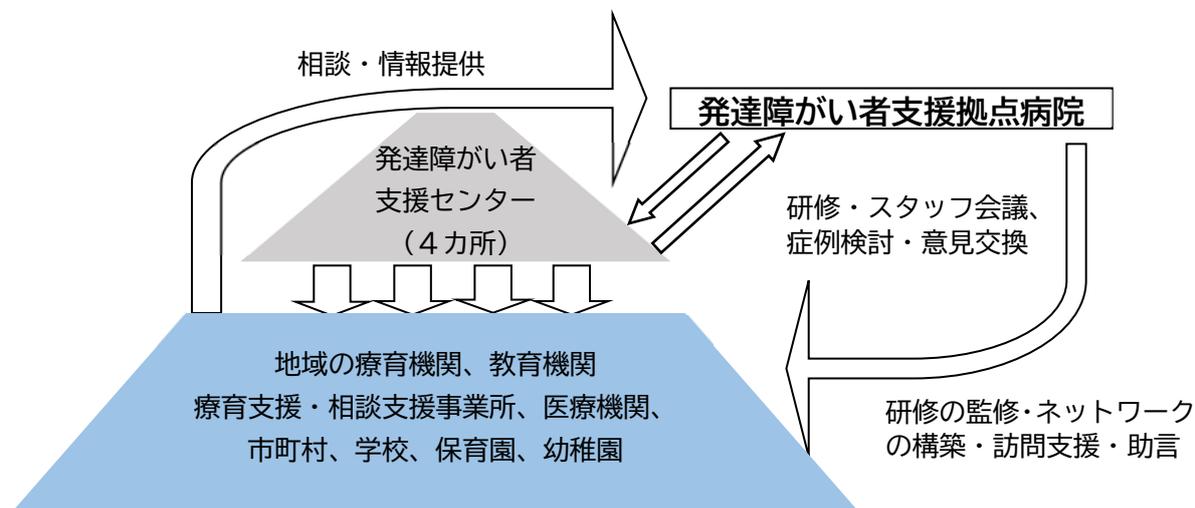
発達障がい者支援拠点病院の医学的知見に基づく指導・助言による、関係機関の技術向上と連携体制の構築を図る。発達障がいのある方が身近な地域で発達障がいの診断・診療ができるよう、地域病院に勤務する医師に対し、研修や診療等に関する助言を行うことで、発達障がいに対応できる医療機関の増加を図る。なお、発達障がいに対応できる医療機関情報は県HPにて公開し、発達障がいのある方やご家族、支援者等へ情報発信する。

2 事業概要

県内の発達障がい者支援は、各地域の発達障がい者支援センターが中心となって取り組んでいるが、その取組を最新の医学的知見から指導・助言する「発達障がい者支援拠点病院」を指定し、研修の実施、相談支援に関わる職員の知識や技術の向上、各地域の医療・福祉・保健・教育関係機関相互の連携体制の構築など、必要業務を委託することにより、機能の充実強化を図るもの。

- ①発達障がい者支援センタースタッフ養成研修及び症例検討
対象者：発達障がい者支援センター職員
内 容：発達障がいに関する支援の考え方や発達障がいの診断と治療についての研修及び症例検討
- ②発達障がい者支援スタッフ会議及び情報交換
対象者：発達障がい者支援拠点病院職員、発達障がい地域支援マネジャー
内 容：発達障がいに関する支援の情報共有及び各センターへの指導・助言
- ③発達障がい者支援関連の研修の監修
対象者：発達障がい者支援センター職員、発達障がいに関する研修委託事業者
内 容：発達障がい関連の研修について監修
- ④発達障がい者支援地域協議会
対象者：発達障がい者支援地域協議会委員
内 容：発達障がい児者施策等の報告
- ⑤地域病院医師等とのネットワーク構築
対象者：地域病院に勤務する医師
内 容：困難事例等の情報の共有及び発達障がいの診療等に関する相談対応
- ⑥学校現場訪問支援
対象者：特別支援学校等に勤務する職員
内 容：教職員との意見交換
- ⑦子どもの心の診療ネットワーク事業への対応
内 容：連絡会議及び研修会への参加、当該事業に関する調査への対応

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
発達障がいに対応できる医療機関リストの公開（HP掲載数の増加）	目標	125	125	125	125	125	125	137	137
	実績	82	81	80	80	79	94	調査中	-

【成果指標の設定根拠】

- ・H26年度に発達障がいに対応できる医療機関リスト作成のための調査を行った際、対象となった122機関のうち、64機関をHPに掲載した。（ $64 \div 122 \approx 52.5\%$ ）
- ・R元年度に再度このリスト作成のための調査を行い、対象機関239のうち、52.5%の掲載を目標とした。（ $239 \times 52.5\% \approx 125$ ）

【目標値の設定根拠】

- ・医療機関リストは、5年毎に再調査を実施している（次回調査はR11）。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

- ・発達障がいに対応できる医療機関リストについての問合せは多く、発達障がい児者が直接医療機関へアクセスするための手段の一つとなっており、当事者が求める医療支援と提供できる医療支援のミスマッチの減少及び特定の医療機関への過集中を避ける等の効果がある。
- ・R6年度に実施した5年ごとの再調査により、医療機関リストの掲載数が増加はしているが、目標は達成できていない。なお、他にも県HPにて新規掲載の受付を随時行っているが、新規申込みはない。

（要因）

- ・県HPにて新規掲載の受付を随時行っているが、新規申込みが少ない要因としては周知が不足していることが考えられるため、今後周知が進むよう、発達障がい者支援拠点病院と協議を進め、周知方法を検討していく。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

有

（有の場合、その内容）

- ・R6年度に再度このリスト作成のための調査を行ったことから、目標数値を修正する。
対象機関261のうち、52.5%の掲載を目標。（ $261 \times 52.5\% \approx 137$ ）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

発達障がい者支援センターへの医学的支援や、発達障がい者支援センターとの会議等を行うことで、現状や課題の共有を行い、連携の強化を図っている。

4 事業費（千円）	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	10,366	13,338	13,338	時間	180	180	180
（うち一般財源）	5,183	6,669	6,669	人件費（千円）	745	770	770

5 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・発達障がいに対応できる医療機関リストは、当事者のニーズも高いため、継続して公開していく。
- ・発達障がい者支援センターに対し、最新の医学的知見から指導・助言を行うことで、発達障がい者支援センター職員の専門性及び困難事例への対応力は向上しており、事業継続の必要はあると考える。
- ・ペアレントトレーニングについては、参加者から効果的であったとの声も多く、ニーズも高い。今後も継続して他の医療機関へ効果の高いペアレントトレーニングの普及を図っていく。

【見直し内容】

- ・発達障がいに対応できる医療機関リストへの掲載機関数の拡充に向けた取組を検討していく。
- ・新たな支援技法による支援を検討し、医学的見地に基じた発達障がい者支援センターへの指導・助言により、更なる発達障がい者及びその家族等への支援を拡げていく。

事業名	医療的ケア児支援事業	部 課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H29
-----	------------	-----------	-----------------	------------	-----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的 な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

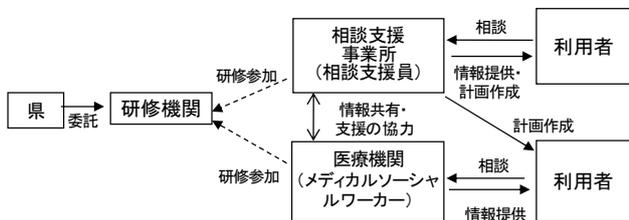
- 1 医療的ケア児等の症状を理解し、その症状に必要な医療・福祉制度に精通した、教育、保育など異なる分野間の支援をサポートできる人材を育成することで、医療的ケア児等が各分野からの必要な支援及び連携した支援が受けられるようになる。
- 2 医療的ケア児等への支援拠点を設置することで、県内の医療的ケア児等に対する医療面における総合的な支援が可能となる。
- 3 身近な地域に医療型短期入所事業所が設置されることで、常時介護を行う家族が、病気や冠婚葬祭、旅行、休息等で一時的に介護できない場合に医療的ケア児等を安心して預けることができる。

2 事業概要

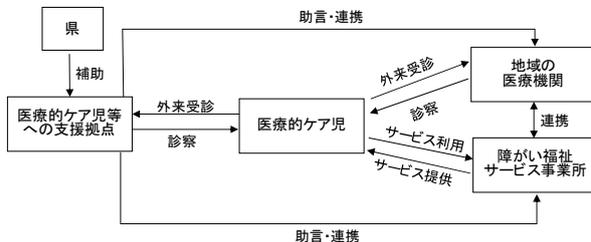
- 1 医療的ケア児等への適切な支援を可能とするコーディネーターの育成
 - 人材育成のための研修会の実施
 - ・対象：市町村からの推薦を受けており、医療的ケア児等コーディネーターとしての役割を担う（予定含む）者
 - ・内容：医療的ケア児等の症状の理解、その症状に必要な医療・福祉制度、医療・福祉など異分野間との情報共有・支援に必要な協力方法など
 - ・事業方法：事業者にて委託して研修を実施
- 2 医療的ケア児等への総合的な支援拠点の設置
 - 運営費補助
 - 「北九州市立総合療育センター」を県内の医療的ケア児等への医療や福祉サービスの総合的な支援拠点として位置付け、センター運営費の一部補助を行う。
- 3 医療型短期入所事業所設置支援事業
 - 実地研修の実施
 - ・対象：医療型短期入所事業所の開設を検討している医療機関（病院、診療所）職員（看護師等）、介護老人保健施設職員（看護師、介護士）
 - ・内容：医療的ケア児等の受入に必要なノウハウ（保護者や医師等との連携、障がい特性の理解、コミュニケーション方法等）について、重症心身障がい児入所施設で実地研修を受講
 - ・事業手法：事業者にて委託して研修を実施
 - 医療型短期入所サービス拡充促進
 - 医療機関や介護老人保健施設に対し、医療型短期入所サービス事業実施施設の拡大を図る説明を行う。

【事業スキーム図】

1 コーディネーターの育成



2 総合的な支援拠点の設置

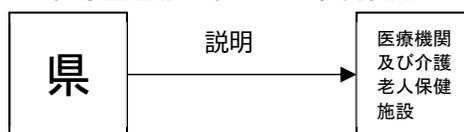


3 医療型短期入所事業所設置支援事業

○実地研修の実施



○医療型短期入所サービス拡充促進



3 成果指標及び進捗状況			R5	R6	R7	R8	R9
成果指標							
1 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講者数	目標	40	40	40	40	40	
	実績	44	68	実施中			
成果指標			R5	R6	R7	R8	
2 医療的ケア児等コーディネーター設置済みの市町村数	目標	60	60	60	60		
	実績	23	23	27			

【成果指標の設定根拠】

- 医療的ケア児等に対して適切な支援を行うことができるよう、医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講者数及び医療的ケア児等コーディネーターを設置している市町村数を目標値とする。

【目標値の設定根拠】

- 国の第7期障害福祉計画及び県の第6期障がい福祉計画（R6～R8）において、R8年度末までに各市町村に医療的ケア児等コーディネーターを配置することとされており、受講対象者を市町村からの推薦者としたことから、成果指標の考え方を次のとおり設定した。
 （目標数）研修受講定員（50名）×8割＝40名
 （目標数）医療的ケア児等コーディネーター設置済みの市町村数 60

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

- 1 目標値40人に対して、受講者数68人で目標達成。
- 2 医療的ケア児等コーディネーターを設置している市町村は増加している。

（要因）

- 1 福岡市と合同で開催したため、受講者数が拡大した。
- 2 第6期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（R6～R8）においてR8年度末までに各市町村に医療的ケア児等コーディネーターを配置することとされ、市町村においても医療的ケア児等コーディネーター設置の必要性を認識するようになってきたことから、設置の検討が進められている。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

有

（有の場合、その内容）

- 1 目標値を達成しているため、目標値の見直しを行う。

成果指標			R7	R8	R9
1 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講者数	目標	72	72	72	
	実績				

【目標値の設定根拠】

研修受講定員（80名）×9割＝72名

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

福岡市と合同で開催することで、研修内容の充実と費用の縮減が図られている。

4 事業費（千円）	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	25,598	26,513	30,363	時間	764	764	764
（うち一般財源）	24,739	25,198	29,048	人件費（千円）	3,162	3,265	3,265

5 見直しの内容	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）		
	<input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）		

【上記の理由】

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、医療的ケア児とその家族に対する支援施策を実施することが地方公共団体の責務と規定されており、引き続き、関係機関と連携した医療的ケア児支援を行うことができる人材の育成や、家族の休息のためのレスパイトケア（短期入所）に対応できる事業所の増加に取り組み、医療的ケア児等とその家族に対する支援の充実を図る必要がある。

【見直し内容】

- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修については、国の研修カリキュラムに対応した内容で実施するとともに、研修を修了した受講生に対するフォローアップを行い、医療的ケア児に対応できる人材育成を行っていく。また、コーディネーター未配置の市町村に対し、配置に向けて働きかけていく。
- 医療型短期入所事業所の増加を図るため、引き続き医療機関や介護老人保健施設を対象として説明及び実地研修を実施する。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	発達障がい児者支援推進事業 (訪問相談支援による発達障がい児 支援体制の強化事業)		部 課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R5
-----	---	--	-----------	-----------------	------------	----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的 な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

医師の指示に基づいた訪問相談支援体制を整備し、思春期の発達障がい児のライフステージに応じた切れ目ない支援を行うことにより、発達障がい児(者)及びその家族の福祉の向上を図る。

2 事業概要

1 発達障がいのある方に対する訪問相談支援事業

発達障がい児等の支援を強化するため、県内4箇所の発達障がい者支援センターが抱える専門的な対応を要する思春期の困難ケースについて、福岡県身体障がい者リハビリテーションセンターにて個人の状態に応じてきめ細かな支援計画を医師の指示により策定した上で、訪問相談支援を実施し、特性に応じた支援につなげる。

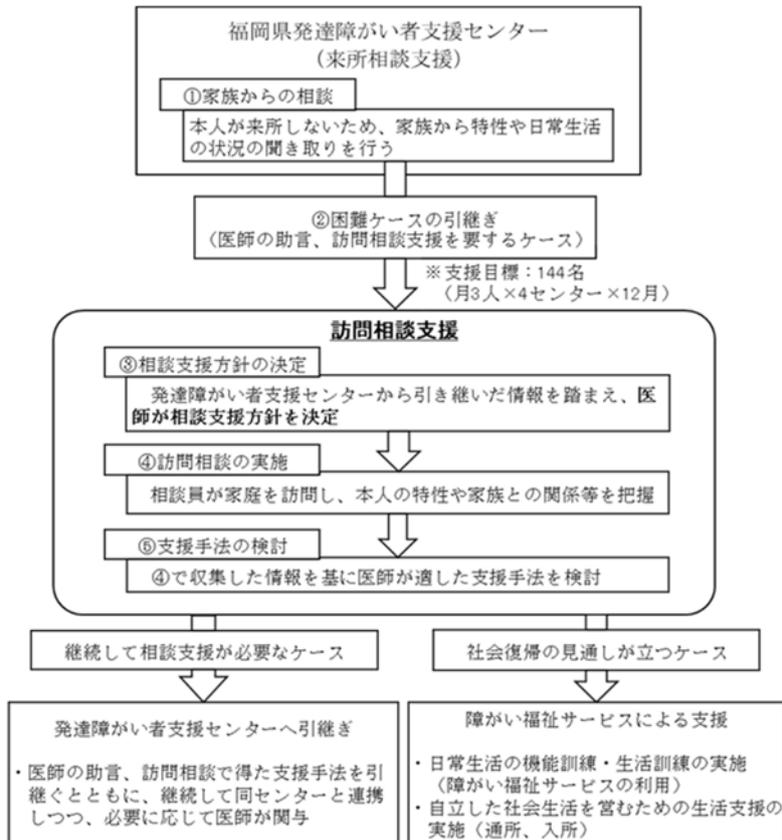
【支援方法】

- ・障がいの程度・状況を踏まえた医師の指示に基づく支援を家庭で実践していくため、訪問支援相談員が家庭訪問を実施。
- ・本人と面会し、特性や家族との関係、生活環境等本人を取り巻く日常生活の状況を把握した上で、支援を行う。

2 発達障がいのある方に対する来所相談支援

発達障がい者支援センター福岡地域の支所として、一般的な発達障がいの相談に対応(主に宗像・粕屋圏域)。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R5	R6	R7	R8
相談支援数	目標	144	144	96	96
	実績	13	117	145	-

※R7の実績は11月1日現在までの数字

【成果指標の設定根拠】

相談支援数は月に県内4箇所の発達障がい者支援センターから各2件ずつ困難ケースが出てくるものとして設定する。

【目標値の設定根拠】

相談支援数 96名（月2名×12月×4センター）

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

発達障がい者支援センターとの連携強化が進み、困難ケースとして速やかな引継ぎにつながるとともに、発達障がい者支援センター福岡地域の支所として、一般的な発達障がいの相談への相談ニーズの高まりも見受けられ、相談支援件数が増えている。

（要因）

- ・発達障がい者支援センターとの連携強化の取組や、ノウハウの蓄積により、実績の増加につながった。
- ・発達障がい者支援センター福岡地域において、一般的な発達障がいの相談ニーズが高まっている一方、相談内容の複雑化により、1件当たりの相談時間が増加し、相談待ちの状況が発生しており、相談実績が前年度より減少している。発達障がい者支援センター福岡地域の支所としてのニーズが高まっていることから、一般相談への対応も含めた目標を設定する必要がある。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

有

（有の場合、その内容）

- ・R7年度7か月の相談支援数145件をベースに、困難事例を含む年間の相談支援数を推計し、さらに1割増を目指す。
- ・相談支援数：145件÷7月×12月×1.1=273件

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

各センターと連携を密にして、訪問相談支援事業の可能性のある支援対象者について事前に情報を把握している。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	12,232	12,286	12,286	時間	1,953	1,953	1,953
(うち一般財源)	6,116	6,143	6,143	人件費(千円)	8,082	8,346	8,346

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

困難ケースへの対応に加え、ニーズの高い福岡地域支所機能に注力していくことが求められているため。

【見直し内容】

発達障がい者支援センター福岡地域支所機能として、とくに発達障がい者支援センター福岡地域との連携を強化し、相談事例の共有等を行い、相談の質の向上を図る。

事業名	手話コミュニケーション支援事業		部 課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R5
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的 な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

手話言語条例の趣旨を踏まえ、ろう者（児）とその家族が日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現のため、乳幼児期から手話を学び、手話を使用しやすい環境を整備するとともに、手話に対する理解促進及び普及を図る。

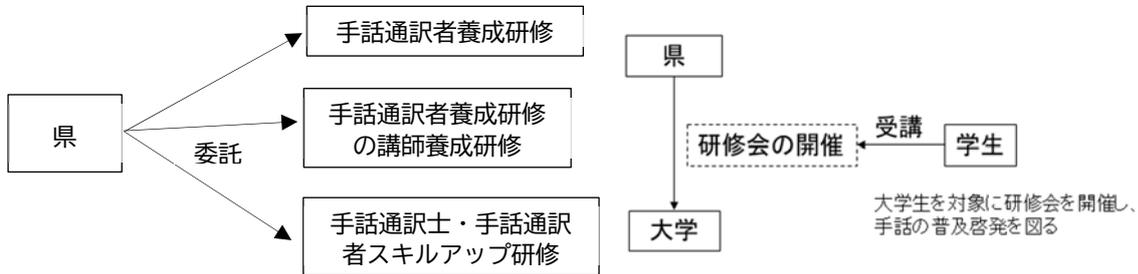
2 事業概要

- 手話通訳者養成研修事業（開催地域追加分）
手話通訳者養成研修の開催地を1か所から2か所に増加。
- 手話通訳者養成研修の講師養成研修事業
養成講師の指導力向上を図るため、手話通訳者の養成に必要な指導内容や指導方法の研修を実施。
- 手話通訳士・手話通訳者スキルアップ研修事業
 - 手話通訳士試験の試験科目に対応した研修を実施。
 - 知事会見等での同時手話通訳など高度な技術を習得するための研修を実施。
- 若い世代の手話通訳士育成事業
県内大学において、手話の理解促進を図るための研修会を実施。
- 聴覚障がい児・家族支援事業
 - 医療、保健、福祉、教育等の分野の聴覚障がい児支援機関と連携し、聴覚障がい児の乳幼児期からの支援を強化。
 - きこえない・きこえにくい乳幼児とその家族等が手話を学ぶ親子手話教室を実施。
 - 保育所等の職員に対し、きこえない・きこえにくい乳幼児とのかわり方等についての巡回相談を実施。

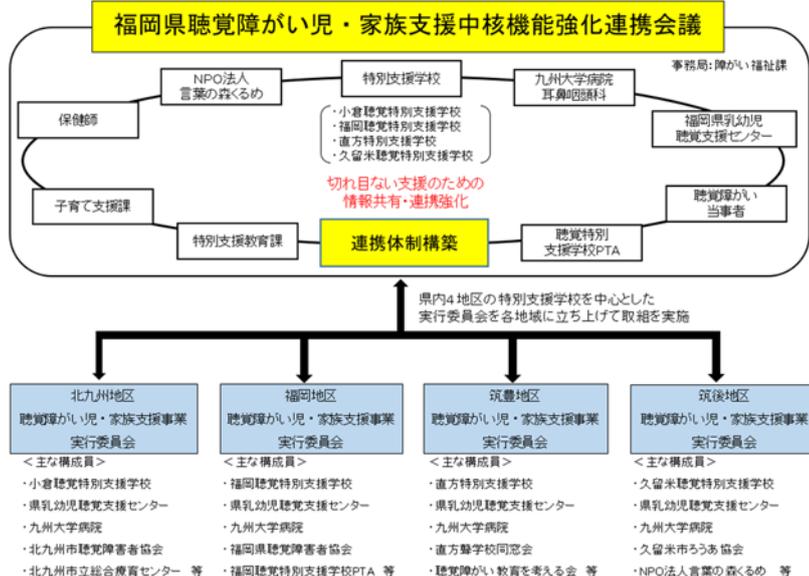
【事業スキーム図】

1～3 各研修事業

4 若い世代の手話通訳士育成事業



5 聴覚障がい児・家族支援事業



(4地区の実行委員会に業務を委託し、家族手話教室、巡回支援等を実施。)

3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8	
県手話の会連合会に登録し、活動している手話通訳者数	目標	—	127	131	135	139	
	実績	123	125	128	132		

(4月現在)

【成果指標の設定根拠】

手話通訳者全国统一試験に合格し、手話通訳者として活動できる方の人数を成果指標とする。

【目標値の設定根拠】

継続的な手話通訳者数の増加のため、毎年4名の増加を目標とする。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

手話通訳者の人数は増加しているが、更なる取組が必要。

(要因)

毎年継続的に手話通訳者数が増加しているが、本事業は1年半の養成研修を終了後、試験に合格する必要があるため、効果が出るために時間を要する。

今後は本事業で開催地を追加した成果が徐々に表れてくると考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

手話通訳者養成研修の開催地を県内2か所に増加したことで、従来よりも参加しやすいものになった。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	14,415	16,862	16,862	時間	904	904	904
(うち一般財源)	7,219	4,582	8,553	人件費(千円)	3,741	3,863	3,863

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

本事業を通して手話通訳者の養成等を行っているところであるが、通訳者は継続的に増やしていく必要があるため、今後も研修の実施が必要である。

【見直し内容】

研修の開催地等を検討し、研修受講者の増加を図る。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	手話を使える環境整備事業	部 課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R6
-----	--------------	-----------	-----------------	------------	----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的 な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

福岡県手話言語条例に基づき、県職員が手話を学ぶ機会を確保するなどして、県庁全体でろう者が手話を使用しやすい環境整備を行う。

2 事業概要

1 手話を使える環境の整備事業

QRコードを用いた窓口遠隔手話システムの導入により、本庁と全ての出先機関の窓口における手話対応環境を整備。

【窓口遠隔手話システム】

来庁者のスマホで窓口のQRコードを読み込むことにより、委託先の手話通訳者につながるシステム。

2 県職員の手話を学ぶ機会の確保事業

(1) 行政コミュニケーションシステム（県庁内ポータルサイト。以下「行コミ」）用手話動画の作成

行コミ起動後に手話のコマ撮り動画を表示し、手話を覚える環境を提供。

(2) 職員向け手話研修会

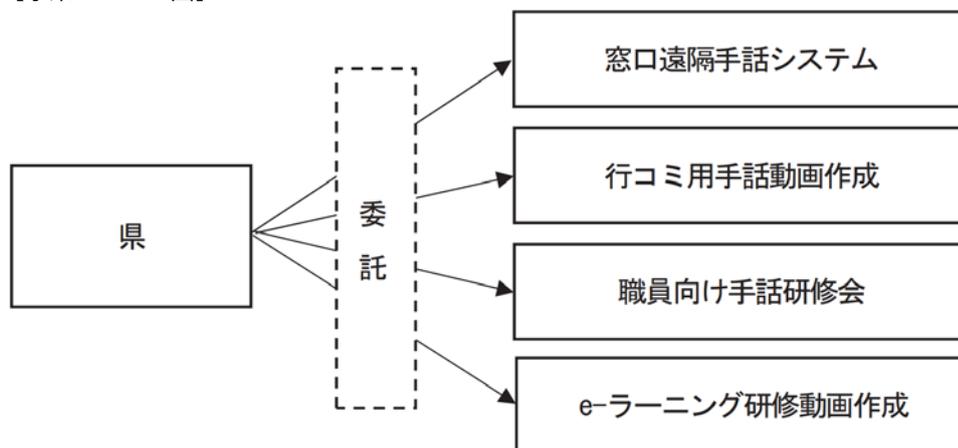
職員に対する手話研修を本庁及び4地区で実施。

(3) eラーニングの研修動画編集作成

・(2)の手話研修を記録した動画を編集し、行コミを通じて職員が繰り返し学ぶことができる環境を提供。研修参加者以外の職員には視聴を義務付け。

・研修動画は、HPに掲示し、県民の方にも提供。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R6	R7	R8
手話研修を受講した職員の割合	目標	100%	100%	100%
	実績	26%	調査中	

【成果指標の設定根拠】

全ての県職員が手話研修を受講することを目指す。

【目標値の設定根拠】

同上。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

研修参加者とeラーニング受講者を合わせた割合は、全職員の26%に留まっている。

(要因)

eラーニング未受講の職員に対する受講の催促が不足していたと考える。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・本庁及び全ての出先機関の窓口において、容易に利用できる窓口遠隔手話通訳システムの整備を行った。
- ・行コミに手話動画を掲載し、自動再生することにより、行コミを活用する全ての職員が動画を視聴しており、職員が手話を学ぶことができる環境の整備ができた。
- ・研修を県内5か所で開催するとともに、研修の様子を撮影・編集し、eラーニングシステムで受講可能とすることで、受講しやすい環境を整えた。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	4,679	9,151	5,151	時間	590	590	590
(うち一般財源)	2,426	5,651	3,651	人件費(千円)	2,442	2,522	2,522

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

職員が手話を学ぶことのできる環境の整備を行ったが、研修の受講者数が目標に達しておらず、継続して事業を行う必要がある。

【見直し内容】

研修を未受講の職員に対して、eラーニングでの受講を個別に催促するなど、未受講者への対応を強化する。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がい者収入向上支援事業 (「福岡モデル」就労支援推進事業及び県 デジタル化業務発注事業)		部 課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R5
-----	---	--	-----------	-----------------	------------	----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的 な取組	4	障がいの特性に応じた就労支援

1 事業のねらい・目的

障がい者施設が大量の受注作業に対応できる体制の整備、優先調達の拡大による共同受注機能の強化を図る。

2 事業概要

1 「福岡モデル」就労支援推進事業

複数の障がい者施設の利用者や生活困窮者、引きこもりの方などが国立国会図書館蔵書や行政文書のデジタル化に取り組む「就労支援の場」(県内4か所)を開設。

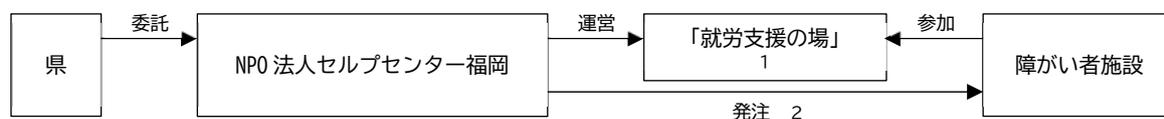
- ・実施方法：共同受注窓口を担うNPO法人セルフセンター福岡に委託
- ・業務内容：技術指導、進捗管理、施設間の作業調整、デジタル化に係る研修、見学会の実施等

2 県デジタル化業務発注事業

デジタル化することにより業務効率化や県民の利便性向上につながる県公文書について、「就労支援の場」にデジタル化作業を発注。

- ・実施方法：共同受注窓口を担うセルフセンター福岡に委託
- ・業務内容：県公文書等のスキャニングやデータ入力

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい者施設で働く障がいのある人の平均 収入月額(単位:円)(総合計画)	目標	16,507	17,031	23,053	24,141	-	全国 10位 以内
	実績	14,691 (全国 43位)	15,607 (全国 41位)	21,393 (全国 34位)	22,870 (全国 35位)		

【成果指標の設定根拠】

障がいのある人の経済的自立を促進するため、障がい者施設等で非雇用の形態で働く障がいのある人の平均収入月額を成果指標として設定した。

【目標値の設定根拠】

平均収入月額の全国平均を上回り、R8年度までに全国10位以内とすることを成果指標とした(総合計画の成果指標)

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

「就労支援の場」での国立国会図書館蔵書や行政文書のデジタル化業務受注実績（売上高）は1億4千8百万円となり、平均収入月額の向上に寄与。

また、県優先調達額は全国2位となった。

R6年度の平均収入月額は全国35位であるが、対前年度増減額は全国13位、対前年度伸び率は全国第11位の水準となった。

(要因)

工賃支払総額はR5年度2,684,448千円からR6年度3,159,785千円と475,337千円増加。事業所の多い都道府県ほど障がいのある人の数も多く、平均収入月額が低い傾向にあるため、大幅な上昇は難しいものの、少しずつではあるが、取組の成果が出ている。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

1 「福岡モデル」就労支援推進事業

障がい者施設管理の経験者をコーディネーターとして配置したことにより、「就労支援の場」を円滑に運営。デジタル化事業見学会の実施により、企業や特別支援学校等関係機関に「就労支援の場」を周知。

2 県デジタル化業務発注事業

発注にあたっては、複数文書まとめて契約し事務を省力化。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	78,302	94,441	81,782	時間	1,600	1,600	1,600
(うち一般財源)	78,302	82,221	76,991	人件費(千円)	6,621	6,837	6,837

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・国立国会図書館はR8年度以降も所蔵資料のデジタル化を推進することとしており、引き続き「就労支援の場」の運営が必要であること。
- ・「優先調達で実施する県公文書デジタル化の方針」(R5年11月)に基づき、引き続き、「就労支援の場」へ県公文書のデジタル化を発注すること。

【見直し内容】

コーディネーター配置人数及び研修の回数減、デジタル化事業見学会廃止により委託料を削減(▲14,858千円)

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がい者収入向上支援事業 (農福連携推進事業)		部 課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	H29
総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的 な取組	4	障がいの特性に応じた就労支援

1 事業のねらい・目的

農業分野での障がい者の就労を支援することにより、障がいのある人の収入の向上・拡大を図る。

2 事業概要

1 障がい者による農業促進事業

障がい者支援施設がつくる農産物等を販売する農福連携マルシェを開催。農産物等の販売はもとより、県民、農業者、企業等に対して農福連携をPRする。

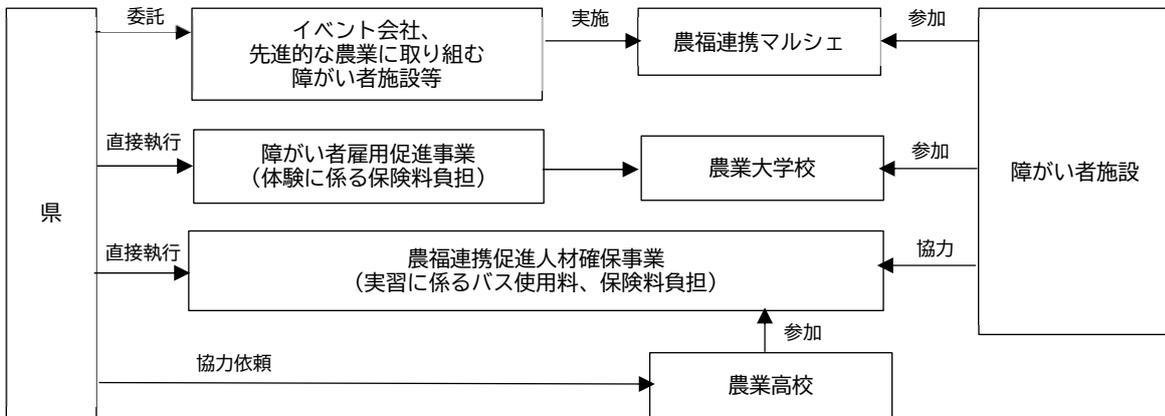
2 障がい者雇用促進事業

農業体験を希望する障がいのある人や支援者に対し、農業大学校での農業体験の機会を提供し、農福連携の間口拡大を図る。

3 農福連携促進人材確保事業

農業高校の生徒を対象に、農福連携に取り組む施設を紹介する講義及び実習を開催。講義及び実習を通して、生徒が福祉業界に興味を持つことで、施設における農業人材確保を図る。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい者施設で働く障がいのある人の平均 収入月額 (単位: 円) (総合計画)	目標	16,507	17,031	23,053	24,141		全国 10位 以内
	実績	14,691 (全国 43位)	15,607 (全国 41位)	21,393 (全国 34位)	22,870 (全国 35位)		

【成果指標の設定根拠】

障がいのある人の経済的自立を促進するため、障がい者施設等で非雇用の形態で働く障がいのある人の平均収入月額を成果指標として設定した。

【目標値の設定根拠】

平均収入月額の全国平均を上回り、R8年度までに全国10位以内とすることを成果指標とした (総合計画の成果指標)

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

「就労支援の場」での国立国会図書館蔵書や行政文書のデジタル化業務受注実績（売上高）は1億4千8百万円となり、平均収入月額の向上に寄与。

また、県優先調達額は全国2位となった。

R6年度の平均収入月額は全国35位であるが、対前年度増減額は全国13位、対前年度伸び率は全国第11位の水準となった。

(要因)

工賃支払総額はR5年度2,684,448千円からR6年度3,159,785千円と475,337千円増加。事業所の多い都道府県ほど障がいのある人の数も多く、平均収入月額が低い傾向にあるため、大幅な上昇は難しいものの、少しずつではあるが、取組の成果が出ている。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

農福連携の取組を進めるため、地域において先進的に取り組む障がい者支援施設や農業大学校・農業高校等の関係機関と連携しながら事業を実施。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	3,278	3,322	3,322	時間	560	560	560
(うち一般財源)	1,928	1,969	1,969	人件費(千円)	2,318	2,393	2,393

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

農福連携を促進するためには、さらなる農福連携の間口拡大を図ることが必要なため。

【見直し内容】

障がい者雇用促進事業において、より多くの事業所が参加しやすいよう、事業所からの意見や取組状況を踏まえ、開催時期や内容を検討する。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	発達障がい児者支援推進事業 (強度行動障がい支援人材育成事業)	部 課(室)	福祉労働部 障がい福祉課	事業 開始年度	R6
-----	------------------------------------	-----------	-----------------	------------	----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	4	障がいのある人の生活支援	具体的 な取組	3	障がいのある人の地域生活支援

1 事業のねらい・目的

- ・国の基本指針 (R5.5.19改正)を踏まえ、県第6期障がい者福祉計画 (R6~R8)において、強度行動障がいのある人に対する支援体制の整備を成果目標として設定。
- ・強度行動障がいのある人への支援は、ノウハウを有するグループホーム等が少なく、受入れが広がらない状況。
- ・このため、グループホーム等職員の支援力を向上させるための実地研修を実施するとともに、指導・助言を行う広域的支援人材 (強度行動障がい支援コーディネーター)を配置し、受入れを進める。

2 事業概要

1 広域的支援人材の設置、実地研修

(1) 広域的支援人材の設置

委託先：発達障がい者支援センター (福岡)

業務内容：グループホーム等に対する指導・助言、有識者会議で示された支援方法の検証、実地研修企画・運営
配置人数：1名 (強度行動障がい支援の経験を有する社会福祉士等)

(2) 実地研修

対象者：グループホーム等の中核的職員等

内容：講義及び強度行動障がいのある人の食事、排せつ、日中活動の支援等

参加予定者数：基礎研修 100名

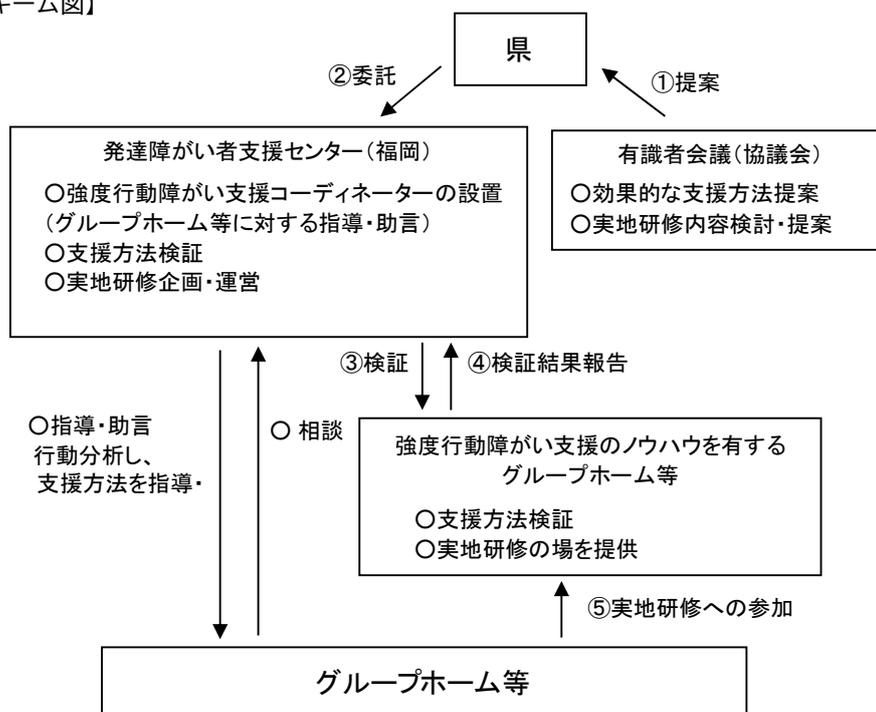
実践研修 約25名

2 有識者会議 (協議会) の開催

委員：医療機関・行政・相談支援機関、支援団体、障がい者施設、建築専門家

内容：強度行動障がいのある人への効果的な支援方法、支援員の専門性向上方策、実地研修内容、受入施設における効果的なレイアウト

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R5	R6	R7	R8	R9	R10
強度行動障がいのある人を受け入れるグループホーム数	目標	-	99	124	149		
	実績	74	130	調査中			

【成果指標の設定根拠】

県内の在宅で生活する強度行動障がいのある人（999名）に、国の調査研究におけるグループホーム入居希望割合（18%）を乗じた、179名分の受け入れが必要。
現在の受け入れ施設74施設を今後3年間で149施設に増やし、新たな施設で179名の受け入れを目指す。

【目標値の設定根拠】

R8年度末までに、強度行動障がいのある人を受け入れるグループホームを1年につき25施設ずつ増やす。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

強度行動障がいのある人を受け入れるグループホームの数は、R6年度で130施設と目標を達成。

（要因）

多くの施設が強度行動障がいのある人への支援方法に係る研修に参加したことが実績の増加に繋がった。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

グループホームでの受け入れを進めるためには他の障がい福祉サービス事業所との連携が必要不可欠であることから、グループホーム以外の施設職員についても研修受講の対象とした。

4 事業費（千円）	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	6,625	7,622	7,622	時間	1,503	1,503	1,503
（うち一般財源）	4,006	4,795	5,002	人件費（千円）	6,220	6,423	6,423

5 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・現在、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が都道府県、政令市から受講者を募集（人数制限有り）し、実施している「中核的支援人材養成研修」については、R9年度以降、実施主体が都道府県、政令市となる予定。
- ・R7年度の研修実施に当たり、のぞみの園が実施している研修方法を基に、実施方法を一部変更。
- ・これにより、より効率的・効果的に研修を実施し、強度行動障がいのある人を受け入れるグループホーム数の増加につなげる。

【見直し内容】

普段から自身の施設で支援をしている利用者への支援方法を評価・分析し、グループに分かれて事例検討を行うことで、実際に行っている支援の改善点や、強度行動障がいのある人の支援を行うにあたってのポイント等を教授するなど、効果的な研修実施に努め、強度行動障がいのある人を受け入れるグループホーム数の増加を図る。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用者等)	部 課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H11
-----	----------------------------	-----------	-----------------	------------	-----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	2	地域包括ケアの推進	具体的 な取組	6	高齢者の権利擁護

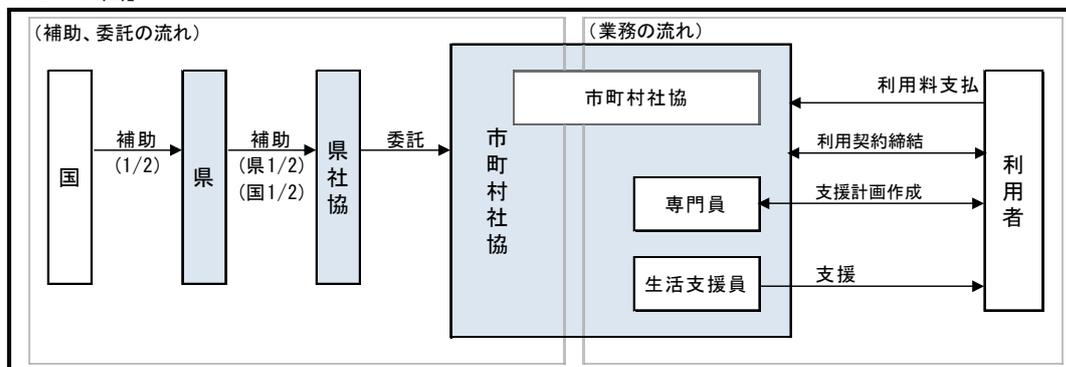
1 事業のねらい・目的

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人に対して福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理等を行う日常生活自立センター（福岡県社会福祉協議会）への助成を行うことにより、認知症高齢者等が自立した地域生活を送ることができるよう支援するもの。

2 事業概要

事業名	実施主体	事業概要
日常生活自立 支援事業	日常生活自立支援センター (福岡県社会福祉協議会(県 社協))	福祉サービスの利用援助事業を、県社協が県内の市町村社会福祉協議会(市町村社協)に業務委託して実施する。 【福岡県社会福祉協議会】 ・契約締結審査会の運営・関係機関連絡会議の運営 ・広報啓発・調査研究 ・生活支援員等の研修等 【市町村社会福祉協議会】※ ・相談業務 ・利用申請の受付と判断能力の確認 ・支援計画の策定・契約の締結 ・専門員・生活支援員の配置によるサービス提供等 ※春日市、太宰府市、うきは市、水巻町は独自に福祉サービス利用 援助事業を実施するため除外。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業利用者数	目標	1,081名	1,124名	1,124名	1,124名	1,124名	1,171名
	実績	994名	996名	1,068名	1,110名	1,166名(*)	

(*)R7.7.31時点見込

【成果指標の設定根拠】

認知症高齢者等が、本事業を活用できているかを把握する指標として、事業利用者数を用いる。

【目標値の設定根拠】

以下の算出方法により、目標値を設定。

R3, R4 : 前年度目標 × 当該年度伸び率で試算

R5 : R2より利用者数が同程度の数値で推移していることから、R4目標から据え置き

R6, R7 : R5目標と同様に、R2より利用者数が同程度の数値で推移していることから、R4目標から据え置き

R8 : 利用者数が増加傾向であることから、前年度目標 × R2~R6の平均伸び率(4.2%)で試算

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

R5年度以降は目標値を据え置いていたところだが、利用者数は年々増加しており、R6年度は目標値に近い実績値となった。

(要因)

高齢化の進展により利用者が年々増加しているため。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

有

(有の場合、その内容)

R7年度には目標値を達成する見込みであり、また高齢化の進展により利用者数が増加傾向であることから、R8年度の目標値は、過去5年間の平均伸び率を基に改めて設定する。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

業務支援システムを導入し、業務情報の一元管理や、書類の自動作成など業務の効率化を図っている。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	114,242	114,242	132,869	時間	566	566	566
(うち一般財源)	57,121	57,121	66,435	人件費(千円)	2,343	2,419	2,419

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数(人)	710	759	846	906	988	994	996	1,068	1,110

- ・高齢化の進展等により、今後は以上の数値を上回る利用者数が見込まれる。
- ・判断能力が不十分な者が今後も自立した地域生活を送ることができるようにするためにも、事業の継続は必要である。

【見直し内容】

- ・H30年度まで県社協が市町村社協の中から実施区域ごとに「基幹的社協」を選定し、広域的な支援体制により事業を実施してきたが、利用者数の増加に伴い、基幹的社協の業務負担が年々増大してきたため、R元年10月から個々の市町村社協が実施する方式に見直し、体制の強化及びサービスの向上を図っている。
- ・R8年度については引き続き、市町村社協方式での実施に伴う予算を措置し、判断能力に不安がある者にとって身近な窓口としての体制を整備するとともに、パンフレットの配布や研修会の開催など、利用者増に向けた取組を行う。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活保護自立促進事業 (長期入院患者(高齢者・精神障がい者等)社会復帰促進事業)		部 課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H17
-----	---	--	-----------	-----------------	------------	-----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	17	社会的、経済的に厳しい状況にある方へ の支援
	小項目	4	生活困窮者の支援	具体的 な取組	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施 の推進

1 事業のねらい・目的

長期入院患者の退院促進の取組に加え、退院後の支援により再入院を防ぎ、医療扶助費の縮減を図るとともに、地域生活への移行を促進する。

2 事業概要

〈退院支援〉
福岡県社会福祉士会に業務委託し、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者をコーディネイト・アドバイザー(CA)として保健福祉(環境)事務所に派遣し、退院可能な長期入院患者に対し退院までの支援を行う。

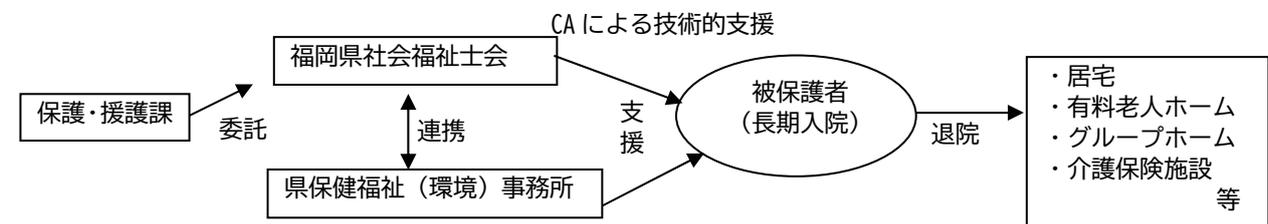
〈退院後支援〉

- ・退院後できるだけ再入院しないように、退院後6か月間継続して生活相談等支援を行う。
- ・退院後、介護施設等へ入所した者で、さらに居宅生活への移行が可能な者に対し、引き続き本人・家族や地域との調整など地域移行のための生活準備支援を行う。

【参考】生活保護自立促進事業の概要

- 1 被保護者就労支援事業
- 2 長期入院患者(高齢者・精神障がい者等)社会復帰促進事業

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8
長期入院患者退院者数(人)	目標	70人	70人	70人	70人	70人
	実績	56人	61人	52人	調査中	
再入院者数(人)	目標	0人	0人	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人	調査中	

【成果指標の設定根拠】

- ・長期入院患者の退院者数を指標とし、H27年度以降の目標値を、H26年度の退院者数を参考に70人とする。
- ・再入院については、再入院を出さないことを目標としているため、0人とする。ただし、他疾患及び全身状況の悪化による再入院については、これに含めないこととする。

【目標値の設定根拠】

長期入院患者の退院者数を増加させることで毎月の医療費を削減でき、医療扶助の適正化につながるため。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

- ・退院者数について、R6年度は52人と目標未達成。R6年度の支援対象者数は84人と昨年度の89人から微減である。退院者数が目標に達しなかった要因は、現在もコロナの余波が続いており、本人への面談や病状調査が実施出来ないケースが多かったことに加えて、施設への入所に向けた退院支援において、施設見学や体験入所が思うように実施出来なかったことによるもの。
- ・再入院者数について、R6年度は0人であり目標を達成している。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者が退院支援を行うことで、退院先の確保、社会資源の活用など効率的な運営が可能となる。
- ・入院者について入院期間が3ヶ月を超えた時点で適宜リストアップし退院可能な状況であればできるだけ早い段階から退院へ向けた検討を行うことにより、退院に結びつく可能性が高い、入院期間が比較的短い患者に対して重点的に支援を行う。
- ・支援により退院した者について、退院後のCAによるフォローアップ体制を充実させ、再入院を防ぐとともに、地域生活への移行を促進する。これにより、対象者が退院後の生活に安心感を持てるようになり、さらなる退院促進につながるもの。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	28,583	58,653	99,042	時間	4,816	4,816	4,816
(うち一般財源)	7,117	14,667	24,763	人件費(千円)	19,929	20,579	20,579

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

医療扶助費の削減は生活保護行政における大きな課題であり、特に、本来は入院治療の必要がないにもかかわらず、退院後の受け入れ先がないために入院を余儀なくされている、いわゆる社会的入院をしている被保護者については、ケースワーカーのみでは退院先の確保、被保護者の退院後の生活の確立等が極めて困難であり、専門家による積極的な働きかけ、支援が必要である。

【見直し内容】

- ・社会福祉士会ではCAの定例会議を実施し、進捗管理や事例検討を行って好事例や懸案・課題について情報共有を図っている。
- ・社会福祉士会での定例会議に保護・援護課からも出席して情報を共有し、CAと保護・援護課、保健福祉(環境)事務所間の一層の連携を図る。
- ・感染対策を徹底した上で支援対象者が入院している病院での本人面談や病状調査を実施することとし、地域の保健・医療・福祉・居住支援関係機関等との連携強化を図り、社会資源を活用することにより、退院者数の増加を目指す。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名		生活保護自立促進事業 (被保護者就労支援事業)	部 課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H17
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	17	社会的、経済的に厳しい状況にある方への 支援
	小項目	4	生活困窮者の支援	具体的 な取組	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施 の推進

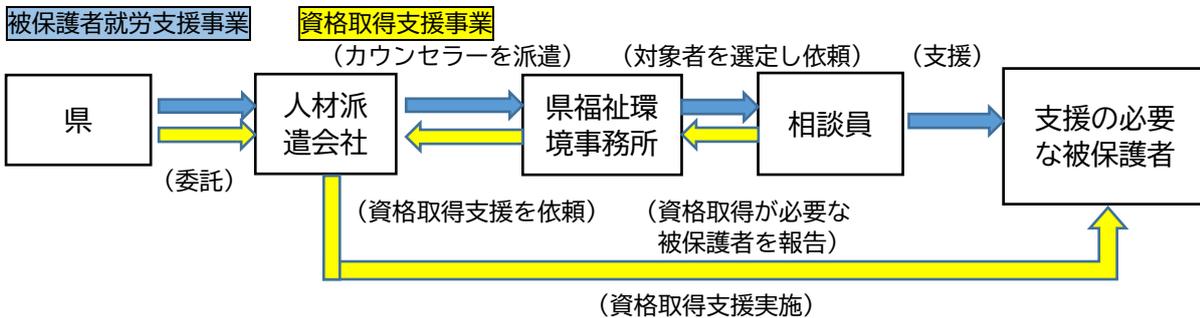
1 事業のねらい・目的

貧困格差や貧困の連鎖解消のため、従来からの適正化の取組に加え、自立促進強化のため、被保護者就労支援事業を実施する。

2 事業概要

- ・被保護者就労支援事業
キャリアコンサルタント等の資格を有する者を職業カウンセラーとして保健福祉(環境)事務所に派遣し、福祉事務所が就労可能と判断した生活保護受給者に対し、就労に向けた支援を行う。(15人(年150日)派遣)
- ・資格取得支援事業(民間有料職業紹介会社に成功報酬型で委託)
被保護者のうち、就労経験不足など就職に不利な状況にある被保護者に対し、就職に有利となる資格の取得のための職業訓練を実施することで、就職の可能性を高める。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
就労支援事業参加率(※)	目標	70%	70%	70%	70%	72%	72%
	実績	67.6%	70.3%	70.5%	73.7%	調査中	-

【成果指標の設定根拠】

- ・被保護者就労支援事業は、H27年度から各自治体において就労支援事業参加率の目標を設定することとなった。当該参加率については、国が策定した「経済・財政再生計画改革工程表」においてR3年度までに「65%」を達成することを目標としており、これを参考に成果指標を設定するもの。
 - ・R3~6年度においてはH27年度実績における事業参加率が60%に達していない事務所の参加率を全て60%に引き上げた場合の参加率(70%)を目標値として設定。R7年度から前年度から2%増加した72%を目標とする。
- (※) 就労支援事業参加率…保護の実施機関(福祉事務所)が就労可能と判断した生活保護受給者(現に就労している生活保護受給者も含む。)のうち、本事業に参加した者の割合

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

成果指標である事業参加率は73.7% (R6実績) となり、目標を達成。

(要因)

保護の実施機関(福祉事務所)が就労可能と判断する被保護者(現に就労している被保護者も含む)については、就労支援事業への参加を促していることが参加率の上昇につながった。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

就労カウンセラーが被保護者に支援を行った際には、ケースワーカーに2、3日中に支援内容の報告を行うことで、連携を密にし、効果的な就労支援につながるよう努めている。

資格取得支援に関しては、委託業者が既存のメニューの継続のみではなく、就職につながりそうな資格取得メニューを実施している。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	108,888	185,680	274,949	時間	390	390	390
(うち一般財源)	28,235	51,684	74,345	人件費(千円)	1,350	1,667	1,667

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

被保護者就労支援事業は、必須事業であるため、実施が必須となっている。また、ケースワーカーのみでは、きめ細やかな就労支援の実施は困難であることから継続実施とする。

【見直し内容】

- ・県保健福祉(環境)事務所のうち、就労支援事業参加率が他に比べ低い事業所については事業の活用を促し、当該参加率の引き上げを図る。
- ・就労支援事業の実施にあたっては、対象者の状況を踏まえ、就労準備支援事業や資格取得支援事業を促し、事業参加率の向上に取り組む。
- ・また、資格取得支援事業の資格取得講座の内容を見直し、参加率の向上と就労へとつなげていく。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生活保護安定運営対策等事業 (生活保護受給者健康管理支援事業)		部 課(室)	福祉労働部 保護・援護課	事業 開始年度	H29
総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	17	社会的、経済的に厳しい状況にある方へ の支援
	小項目	4	生活困窮者の支援	具体的 な取組	1	生活保護受給者等の自立支援・適正実施 の推進

1 事業のねらい・目的

- ・生活保護受給者に対する健康管理支援により、生活習慣病の重症化を予防し、生活保護受給者の自立を促進させる。
- ・頻回受診者に対し、適正受診の指導を行うことにより医療扶助の適正化を図る。

2 事業概要

(1) 健康管理支援事業

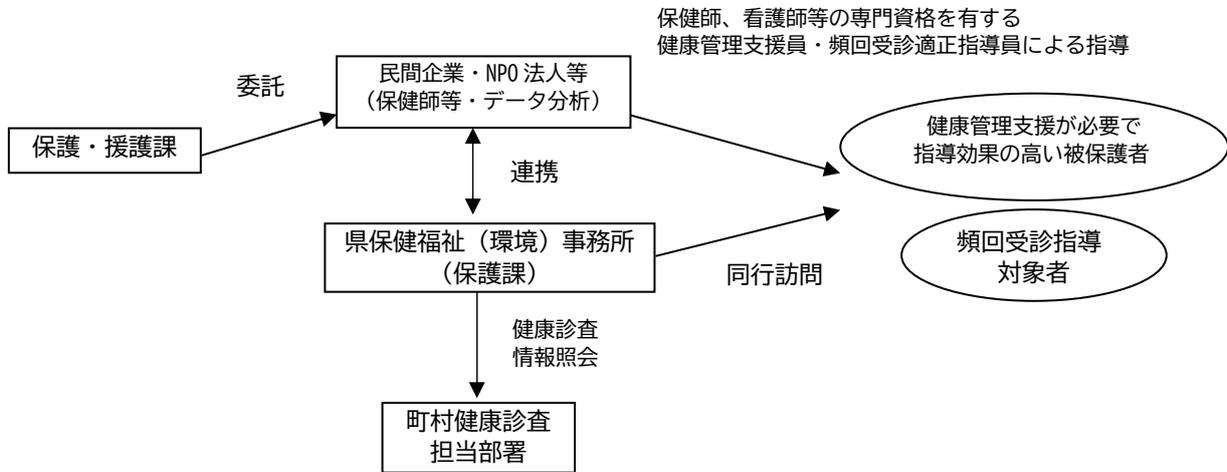
保健福祉（環境）事務所に保健師や看護師等の専門資格を有する者を健康管理支援員として派遣し、以下の支援・指導を行う。

- ・生活保護受給者の健診データと医療レセプトデータの分析
- ・健診未受診者に対する受診指導
- ・生活習慣病（糖尿病、脂質異常症、高血圧など）を抱えた生活保護受給者に対して、重症化予防を中心に、訪問による健康相談や、疾病に応じた日常生活（食事、栄養、運動予防など）の健康管理支援を行う。
- ・レセプト情報や医療券調剤券データ及び健診結果等のデータを統合・分析し、地域（事務所）ごとの詳細な健康課題並びに対象者を把握する。

(2) 頻回受診適正指導強化事業

- ・保健福祉（環境）事務所に保健師や看護師等の専門資格を有する者を頻回受診適正指導員として派遣し、医療レセプトデータを分析の上、頻回受診指導対象者を抽出し適正受診指導を行う。
- ・偶数月を頻回受診状況を把握する月とし、把握月の診療日数が15日以上かつ把握月を含む前月および前々月の診療日数が40日以上である者を年6回抽出し、過度な診療となっている者に対し適正な受診回数となるよう指導を行う。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

(1) 健康管理支援事業

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8
健康管理支援者数（人）	目標	300人	300人	300人	300人	300人
	実績	291人	281人	328人	調査中	

【成果指標の設定根拠】

生活習慣病の重症化予防が必要な患者を中心に、毎年度300人に対して支援を行う。

【目標値の設定根拠】

生活習慣病（特に糖尿病）の罹患者に対して、早期に支援対象者の選定を行い、嘱託医や主治医への面談を支援員とケースワーカーの連携を基に支援を実施することで目標達成に近づくため。

(2) 頻回受診適正指導強化事業

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8
頻回受診指導による改善者割合 (%) (総合計画)	目標	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
	実績	60.0%	65.1%	61.5%(暫定)		

【成果指標の設定根拠】

頻回受診指導対象者の改善割合を指標とし、毎年度の改善割合を80%とすることを目標とする。

【目標値の設定根拠】

頻回受診者の改善割合を向上させることで毎月の医療費を削減でき、医療扶助の適正化につながるため。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(1) 健康管理支援事業

(評価)

・目標人数300人に対し、R6年度は328人と目標を達成した。

(要因)

・関係機関との連携において、福祉事務所に在籍する関係者（ケースワーカー、就労支援コーディネーター、嘱託医）、医療機関との連携は十分に行えた。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

(2) 頻回受診適正指導強化事業

(評価)

・目標値80.0%に対し、R6年度（暫定）は61.5%と18.5%下回った。

(要因)

・経過の長い対象者については継続指導を行っても改善に繋がらなかった現状あり。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

(1) 健康管理支援事業

・保健指導・生活支援について、ケースワーカーから依頼があるケースは、精神的な問題など困難事例を含んでいることがあるため、現場の支援員のみでの対応が難しい事があった。随時本部と連携をとりながら支援方針を立てていった。

(2) 頻回受診適正指導強化事業

・頻回受診適正受診指導員（保健師、看護師等）の専門職の派遣により効果的かつ効率的な指導を行うことができた。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	19,800	40,787	69,163	時間	1,318	1,262	1,262
(うち一般財源)	4,560	10,201	17,294	人件費(千円)	5,454	5,393	5,393

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

医療扶助費の削減は生活保護行政における大きな課題であり、健康管理支援事業・頻回受診適正化指導強化事業の継続が必要である。

【見直し内容】

(1) 健康管理支援事業

健診データや、保健指導における情報共有において町村保健師との連携を図る等、関係機関との連携をより充実させる。

(2) 頻回受診適正指導強化事業

指導困難なケース（高齢者、精神疾患等）でより強固な指導対象者に対しては、訪問回数を増やし、丁寧な対応で信頼関係を構築してから、活用できる社会資源の提案やセルフケアでも症状は軽快する旨を説明することで頻回受診改善者割合の増加を目指す。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名		企業における働き方改善推進事業 (働き方改革推進事業)		部 課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	H29
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	8 11 25	中小企業の振興 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり 出会い・結婚・出産・子育て支援	
	小項目	1 3 3	経営基盤の強化 誰もが安心して活躍できる魅力ある 職場づくり 子育てを応援する社会づくりの推進	具体的 な取組	7 1 4	魅力ある職場づくりの促進 魅力ある職場づくりの促進 仕事と子育ての両立支援	

1 事業のねらい・目的

働き方改革は、若者・女性・高齢者などの多様な人材が、それぞれの事情に応じて多様な働き方が選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりを目指す取組であり、人材不足による倒産が懸念される地方の中小企業にとって、人材の確保・定着や業務効率化等にも資するものである。

県では、これまで県全体での気運醸成や先駆的事例の創出等の取組を推進してきたが、今後は気運醸成から具体的な取組の実践に導き、企業の自主的・自立的な取組が進められていくものへと移行させていく必要がある。

県内各企業の働き方改革の取組を進めるため、魅力ある職場づくりに向けた実践的な研修を県内4地域で開催し、参加企業に対し、取組の支援を行うとともに、実践企業へのフォローや県サイトを使用した情報発信を図る。

2 事業概要

(1) 働き方改革地域実践事業 (R2~)

働き方改革に取り組もうとする企業を支援するため、魅力ある職場づくりに向けて、企業内での「働き方改革」の取組の議論・検証を行うワークショップを県内4地域で開催するほか、アドバイザーの個別伴走支援により、企業内での取組を実践までつなげる。

(2) 働き方改革実行企業 (よかばい・かえるばい企業) サポート事業 (R2~)

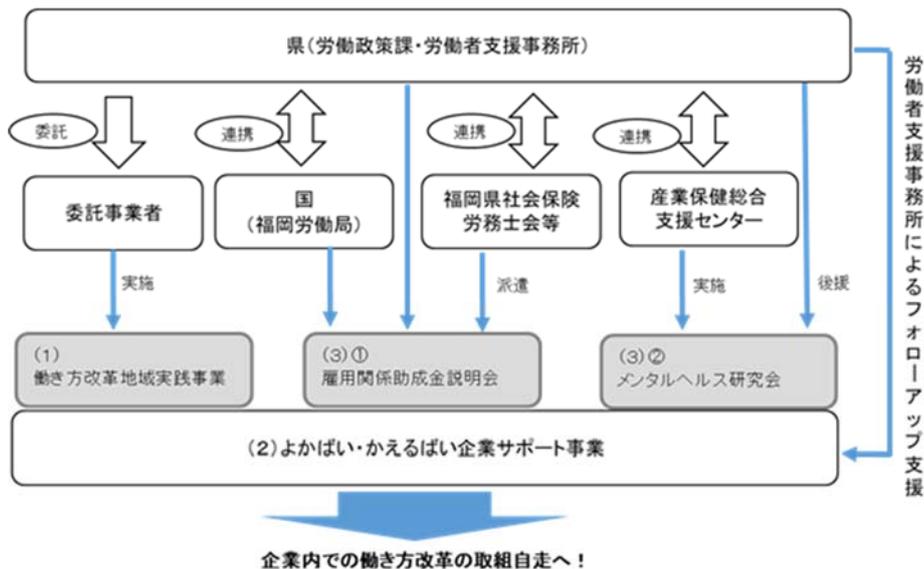
働き方改革の取組を宣言・実行する「よかばい・かえるばい企業」の新規登録拡大を図るとともに、取組に隘路がある企業については、適切な支援機関やメニューを紹介するなどのフォローアップを実施する。

(3) 魅力ある職場づくりに向けた相談支援強化事業

県内企業が働き方改革に取り組むインセンティブとなる「雇用関係助成金」を最大限活用できる環境を整えるとともに、産業医の選任義務がない小規模事業場(従業員50人未満)におけるメンタルヘルス対策の促進を図る。

- ① 国との合同開催による雇用関係助成金説明会の開催
- ② 福岡産業保健総合支援センターと連携したメンタルヘルス対策セミナーの実施
(主催：福岡産業保健総合支援センター、後援：福岡県)

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7 (9月時点)	R8 (見込)
働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）の新規登録者数（総合計画）	目標	300社	300社	300社	300社	累計 1,500社
	実績	244社	426社	537社	132社	

【成果指標の設定根拠】

働き方改革を実践する企業を増やすことで、若者、女性、高齢者など多様な人事が働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる「魅力ある職場づくり」を促進する。

【目標値の設定根拠】

「子育て応援宣言企業」登録制度において、開始（H15年9月）からおよそ4年経過（H20年3月）時点の登録企業数が1,424社であったことから、年間当たりの企業数を算出。

$1,424 \div 4 \text{年} 7 \text{か月} \div 300 \text{社}$

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

R6目標値（300社）を上回る結果となった。

（要因）

労働者支援事務所による催事への訪問回数の増加に取り組んだことが要因と考えられる。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

働き方改革実行企業の広報活動にあたり、他課と連携して企業へリーフレットの送付を行った。

4 事業費（千円）	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	8,850	3,340	3,475	時間	1,920	1,920	1,920
（うち一般財源）	8,850	3,340	3,475	人件費（千円）	7,945	8,205	8,205

5 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

将来の労働力人口の減少が見込まれる中、引き続き多様な人材がそれぞれの事情に応じて働き方を選択でき、意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりを推進していく必要があるため。

【見直し内容】

働き方改革地域実践事業実施回数の見直し（4回→5回）。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名		男性の育児休業取得促進事業		部 課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課		事業 開始年度	R5
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11 15 25	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり ジェンダー平等の社会づくり 出会い・結婚・出産・子育て支援		
	小項目	3	誰もが安心して活躍できる魅力ある職場づくり	具体的 な取組	2	仕事と家庭の両立支援		
		1 3	ジェンダー平等・男女共同参画の推進 子育てを応援する社会づくりの推進		1 4	ジェンダー平等・男女共同参画の推進 仕事と子育ての両立支援		

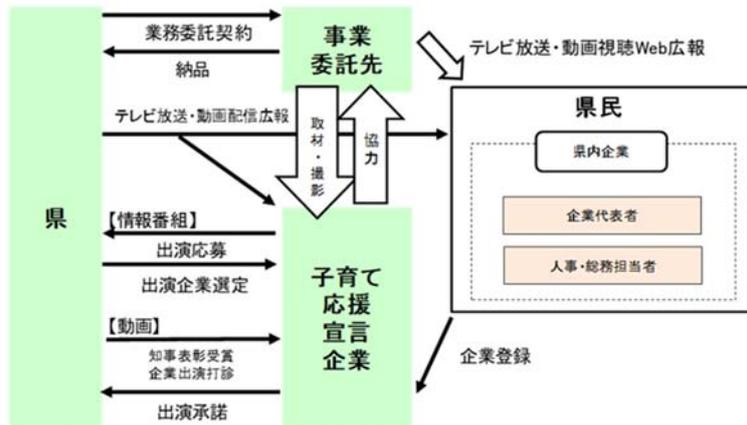
1 事業のねらい・目的

男性が育児休業を取得するためには、従業員が仕事と出産・子育てを両立できるように、企業が職場環境を整えることが必要。
企業が男性の育児休業取得促進を図るにあたって、情報番組等を通じて、子育て応援宣言企業の実践例を基に情報を提供し、育児休業等が取得しやすい職場づくりを推進する。

2 事業概要

- (1) 男性の育児休業取得促進の先進的な取組を紹介する情報番組
子育て応援宣言企業が実施する男性の育休取得促進のための先進的な取組を民放の情報番組で紹介。
○番組内容 企業の取組概要、代表者・育休取得者の声を紹介
※詳細は福岡県両立支援ポータルサイトで紹介
○放送月 10月、11月、12月
○放送回数 計3回
- (2) 動画作成による先進的な企業の取組紹介
男性の育児休業を進める先進的な企業の取組についての動画を作成し、YouTubeで配信。
○動画内容 人事労務管理制度及び運用上の工夫(企業代表者及び育休取得者)、県による会社の紹介、従業員のモチベーション向上や生産性向上など企業のメリットを紹介
○掲載場所 福岡県両立支援ポータルサイト、福岡県庁動画資料館

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R4	R5	R6	R7	R8
子育て応援宣言企業の従業員の育児休業取得率(男性)(総合計画)	目標	22.4%	25.5%	53.8%	59.4%	65.0%
	実績	48.4%	48.2%	59.1%	調査中	

【成果指標の設定根拠】

- 男性の育児休業取得は、子育てをしたいという男性の希望を実現するのみならず、育児や家事の負担を夫婦で分かち合うことで、女性の出産意欲の向上や、出産や育児を機に退職することなく働き続けたい女性の希望を実現することにもつながる。
- 民間企業の育児休業取得率については、国が毎年実施する調査では、都道府県ごとの数値が公表されていないため、子育て応援宣言企業の従業員の取得率とする。

【目標値の設定根拠】

- ・子育て応援宣言企業の従業員の育児休業取得率（男性）について、国「こども未来戦略」の最終目標値である R12 年度 85%を 1 年前倒しで達成することとして設定。
- ・現状値（59.1%（R6））から最終目標値（85%（R11））まで平均的に進捗する推定で試算し、目標値（R8）を 65%から 70%へ上方修正した。
- ・国「こども未来戦略」の成果指標：男性の育児休業取得率（民間）
- ・国「こども未来戦略」の目標値：R7（50%）、R12（85%）

【R6 年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

目標値（53.8%（R6））を上回る結果となった。

（要因）

両支援助力ポータルサイトや情報番組等の作成による情報発信に加え、R3 年 6 月の育児・介護休業法の改正により、育児休業を取得しやすい雇用環境整備等が図られたことが要因と考えられる。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

有

（有の場合、その内容）

福岡県こども計画（R7 年 3 月策定）において、男性の育児休業取得率を、R11 年度 85%（政府目標の 1 年前倒し）に目標値を設定したことから、同計画と平仄を合わせるべく、当該目標値を R8 年度時点で割り戻して目標値を上方修正した。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

情報番組・動画の出演企業の選定方法を選出から公募に見直すことで、選定に係る人件費等の経費を削減した。

4 事業費（千円）	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	24,167	17,557	-	時間	1,008	706	-
（うち一般財源）	24,167	17,557	-	人件費（千円）	4,172	3,017	-

5 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

R6 年度の実績が目標値を超えており、事業目的を達成する見込みが立ったことから、事業を終了する。

【見直し内容】

特になし

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	育児中の柔軟な働き方支援事業	部 課(室)	福祉労働部労働局 労働政策課	事業 開始年度	R6
-----	----------------	-----------	-------------------	------------	----

総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	3	誰もが安心して活躍できる魅力ある 職場づくり	具体的 な取組	1	魅力ある職場づくりの促進

1 事業のねらい・目的

男女がともに望むキャリア形成を可能とする育児中の柔軟な働き方ができる制度の導入を支援し、男女がともに仕事と育児を両立できる魅力ある職場づくりを推進する。

2 事業概要

(1) 柔軟な働き方導入促進セミナー

柔軟な働き方制度や働き方改革に関する各種制度の導入のメリットをはじめ、両立支援助成金等の国の助成金制度に関するセミナーを実施する。

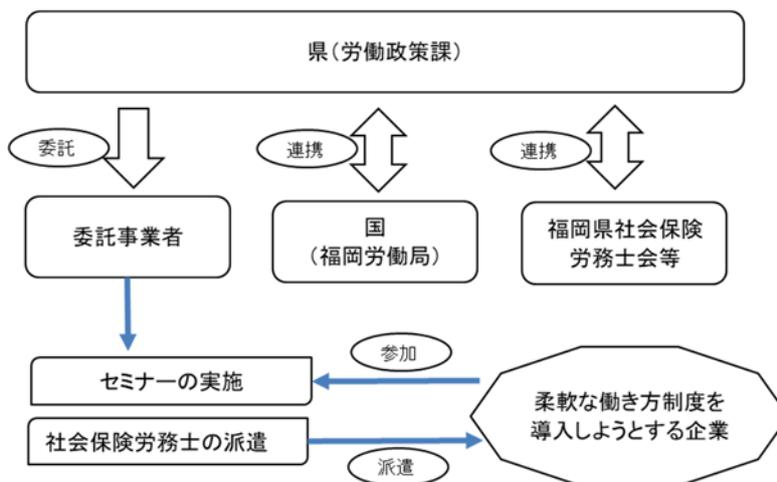
【対象】 県内企業の経営者や人事労務担当者等 【開催方法】 オンライン 【開催回数】 10回 【定員】100名/回

(2) 柔軟な働き方制度等導入のための社会保険労務士派遣

社会保険労務士を無料で派遣し、就業規則等の改訂に関する助言を行うことで、企業における柔軟な働き方に関する制度の導入促進を図る。

【対象】 県内企業の経営者や人事労務担当者等 【派遣回数】 1社あたり3回まで

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R6	R7 (9月時点)	R8
国の両立支援等助成金の申請件数 (件)	目標	1,000	1,000	1,000
	実績	884	448	

【成果指標の設定根拠】

男性育休取得や柔軟な働き方制度導入を促進することから、セミナー及び社労士派遣事業参加者が国の両立支援等助成金を申請・活用することを想定し設定。

【目標値の設定根拠】

国の両立支援等助成金の申請見込件数から設定

(a) 出生時両立支援コース：年間 300 件 (132 件 (R5, 10 月末支給実績) × 12 月/7 月 = 300 件)

(b) 育児休業等支援コース、(c) 育休中等業務代替支援コース：年間 600 件 (350 件 (R5, 10 月末支給実績) × 12 月/7 月 = 600 件)

(d) 柔軟な働き方選択制度等支援コース：国の予算額から福岡県での申請件数を見込み年間 100 件

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

R6年度目標1,000件に対して、R6年度実績は884件となり、目標未達成となった。

(要因)

両立支援等助成金の申請件数が目標を下回った要因は、R6年4月から新設された「柔軟な働き方選択制度等支援コース」に関して以下の理由により事業開始時の見込んだ申請件数を大きく下回ったことによるもの。

- ・育児・介護休業法の改正を受けた育児中の柔軟な働き方の措置の義務化は、R7年10月施行であること。
 - ・当該助成金の「柔軟な働き方選択制度等支援コース」は、柔軟な働き方の制度導入と労働者が導入した制度を現に利用したことが支給要件である。このため、制度導入から当該助成金の申請に至るまでに時間を要すること。
- 上記のことから、R7年度以降、当該コースに係る助成金の申請件数は増加するものと見込んでいる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・R6年度は、1回あたりのセミナーの所要時間が3時間であった。セミナー参加者のアンケート結果では、「セミナーの時間が長い」との意見が多く寄せられたことから、1回あたりの時間を短縮し、参加しやすい時間設定に改めた。
- ・柔軟な働き方制度等導入のための社会保険労務士派遣については、商工会議所などの各人材確保支援機関に事業を周知するとともに、委託事業者において業務に対応できる社会保険労務士を増員するなどの改善を実施している。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	13,530	12,019	3,222	時間	1,920	1,920	505
(うち一般財源)	13,530	12,019	3,222	人件費(千円)	7,945	8,205	2,158

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

改正育児・介護休業法が施行され、R7年10月から、事業主に対して、育児中の柔軟な働き方の措置が義務化されているところである。

現在、福岡県中小企業雇用環境改善支援センターにおいて、人材の確保・定着・育成を支援する目的で社会保険労務士が中小企業の相談に対応しており、柔軟な働き方の措置の拡充や運用についての助言については、同センターにおいて対応が可能であるため。

【見直し内容】

中小企業振興センターに設置していた専門家派遣の受付相談窓口を、県が運営する「中小企業雇用環境改善支援センター」における労働者の雇用環境改善のための包括的な相談窓口と一本化し、事業費を縮減 (R7 事務事業見直し▲4,746千円)。

併せて、本事業の専門家派遣事業を「中小企業雇用環境改善支援センター」で担うこととし、事業費を縮減 (▲4,250千円)

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	生涯現役社会推進事業	部 課(室)	福祉労働部労働局 就業支援課	事業 開始年度	H23
-----	------------	-----------	-------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	11 16	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり 高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	2	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援 高齢者の活躍応援	具体的な取組	4	高齢者の就業支援 生涯現役社会づくりの推進
		1			1	

1 事業のねらい・目的

- 福岡県生涯現役チャレンジセンターを中心に、高齢者が年齢にかかわらず、職場や地域で活躍できる選択肢の多い「生涯現役社会」の実現を目指す。

2 事業概要

福岡県生涯現役チャレンジセンター事業

- 高齢者の活躍の場の拡大、4センターの運営
 - ・ 70歳以上まで働ける制度導入企業の開拓
- 就業・社会参加支援
 - ・ センターにおける総合相談、マッチング支援
- 普及・啓発
 - ・ 企業向け、従業員向けセミナーの開催



生涯現役社会づくりの推進

- 福岡県生涯現役社会推進協議会(※1)の運営
 - 官民一体となって生涯現役社会づくりに取り組む協議会(県、経済団体、高齢者関係団体、NPO団体など18団体で構成)の運営
 - (※1) R4年5月「福岡県70歳現役社会推進協議会」から改称
- 九州・山口生涯現役社会推進協議会(※2)の運営
 - (※2) R4年9月「九州・山口70歳現役社会推進協議会」から改称
- 九州・山口生涯現役社会推進大会(※3)の開催
 - (※3) R4年9月「九州・山口70歳現役社会推進大会」から改称

【事業スキーム図】事業概要参照

3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
生涯現役チャレンジセンターによる進路決定者数(人) (総合計画)	目標	10年間 累計で 13,000人	5年間累計で10,000人				
	実績	1,707	1,988	2,045	2,051	調査中	

【成果指標の設定根拠】

- ・ 生涯現役チャレンジセンターを拠点とし、高齢者の活躍に向けて就業や社会参加への支援を行っていることから、生涯現役チャレンジセンターによる進路決定者数を指標とする。

【目標値の設定根拠】

- ・ H30～R2の平均(1,666人)を基に5年間での累計で10,000人を目標値とする。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

進路決定者数は、数値目標の期待値(2,000人)に達し、H24年のセンター開設以来、過去最高を更新し順調に推移している。今後も、進路決定者の増加に向け、センターの周知強化を図る。

(要因)

働きたい高齢者の増加に伴うセンター利用者の増加や、積極的な求人情報提供によるもの。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・「九州・山口生涯社会推進協議会」の事務局である本県と「九州・山口生涯現役社会推進大会」開催県との役割分担を行うとともに、新聞その他広告媒体で全国に向けて発信し、協力して生涯現役社会づくりを推進する気運の高まりと、意識改革・理解促進を図っている。
- ・九州・山口生涯現役社会推進大会を各県で開催(H29年11月:福岡県、H30年10月:佐賀県、R1年11月:長崎県、R2中止、R3年11月熊本県、R4年10月大分県、R5年11月宮崎県、R6年10月鹿児島県、R7年11月沖縄県)

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	155,872	173,280	166,682	時間	3,755	3,755	3,755
(うち一般財源)	139,318	173,280	166,682	人件費(千円)	15,539	16,046	16,046

5 見直しの内容

継続

(拡充

改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの)

一部改善

縮小)

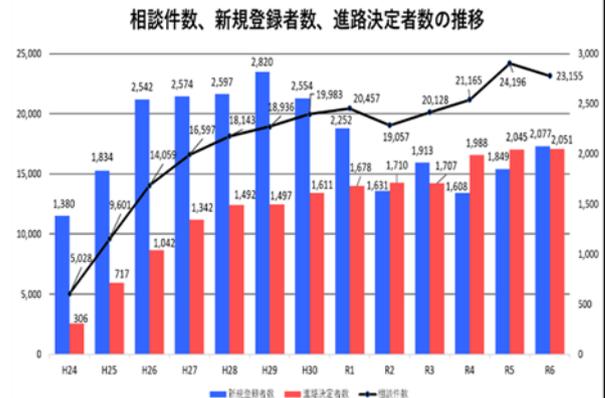
終了 (完了

再構築(他の事業に組み替え)

廃止)

【上記の理由】

- ・少子・高齢化の進行により、社会を支える生産年齢人口は、今後さらに減少していく。
そのような中、社会の活力を維持していくためには、高齢者が活躍し続けることが益々重要となるため、本事業の継続が必要。
- ・生涯現役チャレンジセンターの登録者数及び進路決定者数も着実に増加。
- ・進路決定者のさらなる拡大を図るため、高齢者及び求人企業への働きかけ強化が必要。



【見直し内容】

- ・センターのコーディネーターが、引き続き、高齢者向けの求人開拓に取り組む。
- ・高齢者の就業支援を行う関係機関である高齢者能力活用センターやシルバー人材センターと連携して、利用登録者拡大の取組を実施していく。
- ・生涯現役社会づくりに関する認知度向上に向け、各種広報媒体の活用やセミナー・説明会の機会を捉え周知を図る。
- ・高齢者雇用のための人事・給与に関する企業向けセミナーを開催するとともに、50歳代の在職者に対し、次のキャリアハスムーズに移行するための個別相談を行う。

事業名		障がい者就業・生活支援事業		部 課(室)	福祉労働部労働局 就業支援課	事業 開始年度	H17
総合 計画	4つの 柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり	
	小項目	2	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、 障がいのある人)の状況に応じたきめ 細かな就職支援	具 体 的 な 取 組	5	障がいのある人の就業支援	

1 事業のねらい・目的
障がいのある人の就労支援及び職場定着を図ることによる障がい者雇用の促進・安定。
県内企業の法定雇用率の達成。

2 事業概要

1 障害者就業・生活支援センターの指定及び障害者就業・生活支援センター事業

(1)「障害者就業・生活支援センター」を県内13障がい保健福祉圏域全てに設置。知事が指定する社会福祉法人等に委託し、障がいのある人への就業・生活面での助言や職場実習のあっせん等、事業主への雇用管理や職場定着に係る助言等を行う。

(2)全13センターに生活支援担当職員を配置。就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者等に対し、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行う。

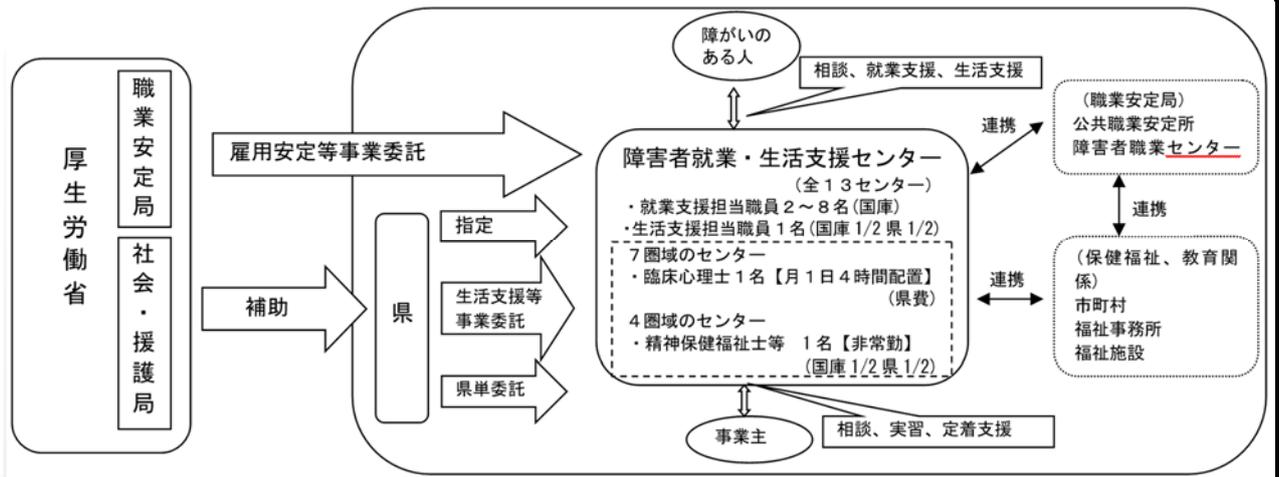
(3)精神障がいのある人の職場定着を支援するため、県内4か所の中核的なセンターに「精神保健福祉士」などの非常勤職員を配置。求職者・家族に対する相談支援や医療機関と連携した病状把握と服薬指導等の生活指導、就職後の職場訪問による定着支援等を実施する。

(4)県内7か所のセンターに、心理検査やカウンセリングを行う心理専門職を配置。障がいの内容や程度を把握することが難しい精神障がい又は発達障がいのある人の障がい特性を的確に把握し、就労支援に活用する。

2 一般就労を希望する障がいのある人の就労に向けた支援
特別支援学校高等部の生徒及び就労支援施設や在宅の知的・精神障がいのある人のうち一般就労希望者を対象に、公共職業安定所及び就業中の障がいのある人等を講師として、就労に向けた総合的な講座である「障がい者就職準備講座」を開催。

3 特別支援学校卒業生の就職拡大
特別支援学校の生徒たちが、日頃学んでいる清掃などの職業技能を、企業の人事担当者の前で披露する技能見学会を開催。併せて企業と教職員との交流会を開催。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8	
① 県内民間企業における障がい者雇用率(総合計画)	目標	2.3	2.3	2.3	2.5	2.5	2.7	(下段)は全国値
	実績	2.21 (2.20)	2.29 (2.25)	2.38 (2.33)	2.43 (2.41)			
② 障害者就業・生活支援センターの支援を受けて就職する人	目標	605	676	676	676	676	676	R7年度は9月末時点
	実績	623	553	572	563	339		

【成果指標の設定根拠】

事業目的である障がい者雇用の促進・安定及び県内企業の法定雇用率を達成するため、実雇用率及びそれに資するセンターにおける就職者数を成果指標として設定する。

【目標値の設定根拠】

- ① 法定雇用率に従う。年度途中で同率の引き上げがある場合は、高い方を設定する。
- ② R元年度以降、「平成25年度から平成29年度までの就職実績の年間平均増加数21人」と見込み、H29年度実績634人に2年分の増加数42人(=21人×2年)を加算した676人としている。
 なお、R2～3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、605人(=R元年度実績684人×0.885)とした。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ① R6年6月時点の県内企業における障がい者雇用状況は、実雇用率2.43%と全国平均(2.41%)を上回りかつ過去最高を更新しており、着実に進展していると言える。しかしながら、R6年4月に法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上がる中、実雇用率の伸びが追いついていない状況。
- ② 就職者数は、563人と目標値を下回るものの、例年と同程度の水準で推移しており、一定の成果を上げている。

(要因)

- ① 障がい特性の把握や職場定着に課題がある精神障がいのある求職者の増加、企業の受入体制の課題などが実雇用率に影響を与えている可能性が考えられる。
- ② ・各センターでは、障がいのある人の生活支援業務に対応できる十分な技能や経験を持った人材の確保が課題となっている。また、地域における障がい者雇用の中核的な役割が増大している。これらの状況が、センターの支援体制を不十分とし、結果として就職者数や定着率に影響を与えている可能性が考えられる。
 ・県内の一部地域では、人手不足などの対応が優先され、障がいのある人の希望やスキルと合致する求人が不足している。加えて、地域の公共交通機関の縮小が通勤における障がいとなっている。これらの地域における雇用情勢の課題が、実習幹旋件数や就職者数に影響を与えている可能性が考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・センターのパンフレットを作成・配布し、センターにおける支援内容の周知を図っている。
- ・R3年度から、各センターとのヒアリングはWEBを併用することで効率化に努めている。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	85,794	87,353	11,906	時間	821	821	821
(うち一般財源)	47,556	49,115	73,668	人件費(千円)	3,398	3,509	3,509

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ R6年6月時点で、県内企業は法定雇用率未達成であり、R8年7月には法定雇用率のさらなる引き上げが予定されている。したがって、企業及び求職者へきめ細かな支援を行うセンターの必要性はより一層高まっている。
- ・ さらに、物価上昇が継続している状況により、センターに生活支援員を配置するための委託費が、現在の社会情勢に見合わない状況が生じている。
- ・ これらの背景から、各センターでは、障がいのある方の生活支援業務に対応できる十分な技能や経験を持つ人材の確保が課題となっている。上記を踏まえ、センターにおける経費の所要額を見直し、適正化を図る必要がある。

【見直し内容】

委託費における人件費の適正化を図り、センターの支援体制を強化する。

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	障がい者雇用テレワーク活用事業		部 課(室)	福祉労働部労働局 就業支援課	事業 開始年度	R5
総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	2	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、 障がいのある人)の状況に応じたきめ 細かな就職支援	具体的 な取組	5	障がいのある人の就業支援

1 事業のねらい・目的

共同利用型のテレワークオフィスの普及促進を図り、障がい者雇用を効果的・効率的に進め、法定雇用率の達成を目指す。

2 事業概要

テレワークオフィスの普及促進

障がい者雇用に効果的なテレワークを県内事業所において普及促進し、就職者の増加、就職後の就業継続につなげる。

①福岡テレワークオフィスへの補助

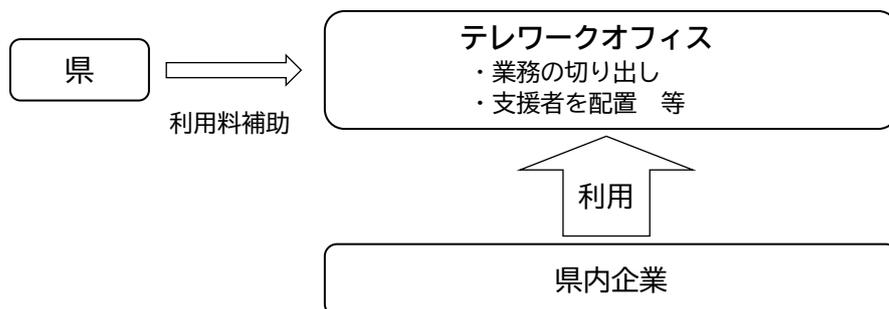
R2年9月、テレワークオフィス「こといろ」を県委託により設置。

R5年度から、完全民営化に向け、利用料を補助し、段階的に補助率を減額していく。

②北九州テレワークオフィスへの補助

R5年10月、福岡市に次いで障がいのある人が多く在住する北九州市にテレワークオフィス「Beyond Office(ビヨンドオフィス)」を設置。「こといろ」と同様、完全民営化に向け利用料の補助を行う。

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

単位：ブース/月

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7	R8
「こといろ」利用ブース数	目標	15	15	15	15	15	15
	実績	2.3	8.3	9.4	6.9	7.1	
「Beyond Office」利用ブース数	目標	-	-	15	15	15	15
	実績	-	-	0	1.5	1.7	

(10月末時点)

【成果指標の設定根拠】

テレワークオフィスの利用状況は事業成果を確認できるものであるため、実績として把握可能な利用ブース数を成果指標に設定する。

【目標値の設定根拠】

各テレワークオフィスにおける設置ブース数(利用料補助対象となる最大数)を15ブースとしているため。

【R6 年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・目標値 15 ブースに対し、各オフィスの利用ブース数は下回っており、目標値に達していない。

(要因)

- ・コロナ禍を経て働き方をテレワークから通勤型に移行する企業が増えており、利用需要が伸び悩んでいると思われる。
- ・障がい者雇用かつテレワークという観点から、企業側にとって仕事の切り出しがハードルの一つとなっている。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

各テレワークオフィスの利用事例を紹介するチラシや県広報媒体を活用した広報により、広く企業への周知を図った。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	3,531	7,380	1,344	時間	556	556	556
(うち一般財源)	3,531	7,380	1,344	人件費(千円)	2,301	2,376	2,376

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

県による利用料補助は3年間としており、完全民営化を見据えて補助率を逡減させていくこととなっているため(補助期間は「こといろ」がR7年度まで、「Beyond Office」がR8年度まで)。

【見直し内容】

- ・「こといろ」の利用料補助終了に伴う予算減。(▲2,520千円)
- ・「Beyond Office」の利用料補助率の逡減に伴う予算減。(▲2,340千円)
- ・「Beyond Office」の利用状況を鑑み、補助金額(年度当初の交付決定時)を減額。(▲1,176千円)

(様式1号)

R7年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名		障がい者雇用開拓事業		部 課(室)	福祉労働部労働局 就業支援課	事業 開始年度	R6
総合 計画	4つ の柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く 元気に暮らし、子どもを安心して産み 育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり	
	小項目	2	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、 障がいのある人)の状況に応じたきめ 細かな就職支援	具体的 な取組	5	障がいのある人の就業支援	

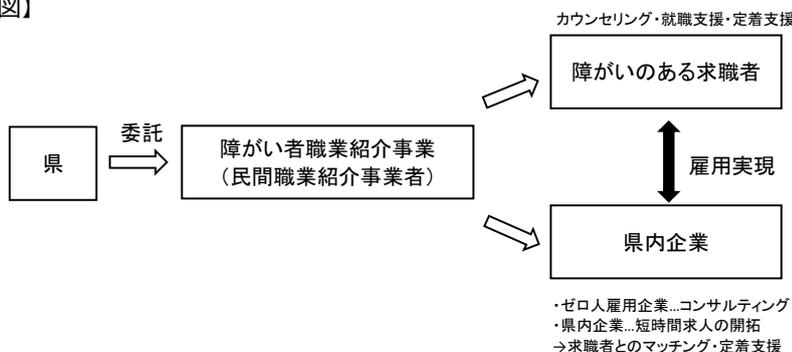
1 事業のねらい・目的

民間企業における障がい者法定雇用率が、R6年4月に2.5%、R8年7月に2.7%と段階的に引き上げられるとともに、R6年4月から週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度障がい・精神障がい者の短時間雇用が雇用率の算定の対象となったことを受け、ノウハウのないゼロ人雇用企業へのコンサルティングや短時間求人の開拓を行い、企業と求職者のマッチングを行うことで、県内の法定雇用率達成を目指す。

2 事業概要

- (1) 障がい者ゼロ人雇用企業に対するコンサルティングの実施
- ① 企業へ出向き、「採用の検討」「雇用の準備」「雇用の実行」の各段階でコンサルティングによりノウハウを提供
 - ② (3)②において障がいのある求職者とのマッチングを行う
- (2) 障がいのある人の短時間求人の開拓
- ① 県内企業を訪問し、重度障がい・精神障がい者のための短時間求人の開拓を行う
 - ② (3)②において障がいのある求職者とのマッチングを行う
- (3) 障がいのある人に対するきめ細かな就職支援
- ① 障がい者雇用率制度や雇用事例の紹介を行うセミナーを開催
 - ② 就労を希望する重度障がい・精神障がい者の求職者登録を行い、(1)(2)の求人及びその他の求人企業とのマッチングを行う
 - ③ 障がいのある人の雇用前の企業実習や、雇用後の職場定着に係る相談サポートを行う

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R6	R7	R8
県内民間企業における障がい者雇用率 (総合計画)	目標	2.5	2.6	2.7
	実績	2.43	調査中	
本事業支援による就職者数	目標	370	370	370
	実績	319	100 (9月末時点)	

【成果指標の設定根拠】

- ・県内民間企業における障がい者雇用率
 障害者雇用促進法において、企業が一定割合(法定雇用率)以上の障がい者を雇うことを義務付けている。
 年に1度(6月1日時点)、企業が障がい者の雇用状況について国に報告し、国が各都道府県における民間企業の障がい者雇用状況を公表していることから、この指標を設定する。

- ・本事業支援による就職者数
本事業が県内企業における障がいのある人の就業機会の拡大を目的としていることから、本事業実施により、就職につながった者の数を指標に設定する。

【目標値の設定根拠】

- ・県内民間企業における障がい者雇用率
民間企業における法定雇用率については、R6年4月から2.5%となり、R8年7月から2.7%に引き上げられる。
- ・本事業支援による就職者数
(1)のコンサルティングにより支援を行う90社及び(2)の短時間求人の開拓を行う280社の合計370社において、1人が雇用されることを想定し、370人を目標値に設定。

【R6年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・福岡県のR6年6月1日現在の県内民間企業における障がい者雇用率は、2.43%と法定雇用率(2.5%)には届かないものの、全国平均(2.41%)を上回っており、過去最高を更新している。
- ・本事業支援による就職者数は目標値の8割以上に達しており、一定の成果を上げている。

(要因)

- ・企業と障がいのある求職者の双方に対し、相談から職業紹介、就職後のフォローアップまでをワンストップで行うことで、一貫した丁寧な支援が可能となり、成果につながったと考える。
- ・企業を訪問し、障がい者雇用に対する課題やニーズを丁寧に聞き取ることで、各企業に合った実効的な提案を行うことができ、障がい者雇用に結びついたと推測する。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・県の広報媒体(デジタルサイネージ)の活用や、関係機関と連携しながら障がい者雇用関連イベントでチラシを配布する等、事業の広報強化に努めている。

4 事業費(千円)	R6 決算	R7 当初	R8 当初	人件費	R6	R7	R8
歳出	43,568	50,053	49,372	時間	960	960	960
(うち一般財源)	43,568	50,053	49,372	人件費(千円)	3,973	4,103	4,103

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

障害者雇用促進法における民間企業の障がい者法定雇用率は、現行の2.5%から、R8年7月に2.7%に引き上げられる。あわせて、障がいのある人を雇用する義務のある企業の従業員規模が、現行の40人以上から37.5人以上となり、対象企業が拡大することから、さらなる障がい者雇用数の増加を図るため、求職者と企業のマッチングを継続的に行う必要がある。

【見直し内容】

障がい者雇用セミナーの実施の見直しを行う。